

令和 7 年 1 2 月 2 日（火）

令和 7 年河南町議会12月定例会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和7年12月2日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番 佐々木 希 絵
3番 高 田 伸 也
5番 藤 井 祥 代
7番 中 川 博
9番 力 武 清

2番 藤 野 裕 子
4番 ポーポ 三 恵
6番 河 合 英 紀
8番 大 門 晶 子
10番 浅 岡 正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長
副 町 長
教 育 長
防 災 監
政 策 総 務 部 長
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長
ま ち 創 造 部 長
政策総務部副理事（秘書広報官）
政策総務部副理事兼自治防災課長
政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長
政策総務部副理事兼人事財政課長
政策総務部副理事兼契約検査室長
政策総務部副理事兼まち創造部副理事
すこやか生活部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長
すこやか生活部保険年金課長
すこやか生活部副理事兼税務課長
すこやか生活部高齢障がい福祉課長

森 田 昌 吾
江 島 芳 孝
中 川 修
谷 道 広
多 村 美 紀
中 海 幹 男
渡 辺 慶 啓
安 井 啓 悦
森 口 竜 也
藤 木 幹 史
田 中 啓 之
後 藤 利 彦
岩 根 有津佐
金 道 純 一
中 筋 美 枝
桶 本 和 正
辻 元 哲 夫
安 達 信 介

すこやか生活部健康づくり推進課長

山 田 恵

まち創造部地域整備課長

藪 本 雄 介

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

森 弘 樹

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

北 野 朋 子

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

和 田 信 一

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教・育部副理事兼こども1ばん課長

渡 辺 恵 子

教・育部生涯まなび課長兼中央公民館長兼図書館長

木 矢 哲 也

教・育部学校給食センター所長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

大 門 晃

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

会議録署名議員

6 番 河 合 英 紀

7 番 中 川 博

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第13まで

令和7年河南町議会12月定例会議

令和7年12月2日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会期の決定について	6
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	議案第24号 河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第5	議案第25号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第6	議案第26号 河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第7	議案第27号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第8	議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）	39
日程第9	議案第29号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	39
日程第10	議案第30号 令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	39
日程第11	議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）	39
日程第12	請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	44
日程第13	意見書案第1号 ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書	52

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年河南町議会12月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本定例会議に対する説明員の通知、また議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット678、令和7年12月2日、12月定例会議1日目のフォルダに送信していますので、ご確認願います。

○議長（浅岡正広）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、6番 河合議員、7番 中川副議長を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

11月27日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会期については本日2日から12月19日までの18日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間は、本日2日から12月19日までの18日間と決しました。

○議長（浅岡正広）

ここで、令和7年河南町議会12月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年河南町議会12月定例会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

先月の18日ですが、大分市で大規模火災が発生いたしました。180棟を超える民家が延焼したということで、多数の方々が避難されていると。その中で、お一人の人がお亡くなりになったということで、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

強い風によって大規模な火災となったわけですがございますけれども、報道等によりますと、地域住民の方の協力によって人的被害も最小限にとどめられたのではないかなというようなこともありますので、やはり地域のつながり、絆というものを大切にしていかなければならないと痛感したところでございます。

それから、せんだって11月9日には、町の総合防災訓練をさくら坂のほうで実施いたしましたけれども、雨の中、本当に災害のときにはもっと雨が降るんですけれども、雨の中で住民の皆さんのいろんな体験というか、訓練が災害のときに、あってはならないんですけれども、役に立てばというふうに思っております。

それでは、本定例会にご提案申し上げます案件についてご説明をさせていただきます。条例の案件が4件と予算案件が4件でございます。

議案第24号 河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これに伴いまして、それに準拠し、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、コンビニエンスストアで住民票等の証明交付に係る手数料を減額するものでございます。

議案第26号 河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、総務省消防庁が林野火災に関する注意報を新設したことを受けまして、大阪南消防組合が注意報を発すると。こういうことになったことに伴いまして、所要の改正を行う

ものでございます。

議案第27号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、災害対策基本法に規定する都道府県防災会議の組織に準じて、町の条例におきましても委員に自衛隊の自衛官を加えるものでございます。

次に、予算案件でございますが、議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）でございます。主なものでございますけれども、来年が70周年でございますので、町制施行70周年記念ということの準備経費について補正をさせていただいております。

また、障がい者自立支援給付費、それから、こども園の他市、民間のこども園の給付の事業費、それから地域公共交通、これに伴います債務負担行為などを補正させていただくものでございます。

議案第29号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、これは補助金、交付金の返還金でございます。

議案第30号 令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、それと議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、それぞれ電子計算システム、電算システムの改修に伴う経費の補正でございます。

以上が今定例会議に提案させていただく案件でございます。

人事院勧告への対応でございますけれども、国家公務員の給与改定の動向を踏まえまして対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これらの議案等につきましても、整いましたら追加でということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目資料に送信しています。

監査委員から令和7年8月分から10月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも適正に処理されているという内容でした。監査委員、また議会選出監査委員である藤野議

員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）（登壇）

令和7年第1回南河内環境事業組合議会臨時会のまとめとして報告させていただきます。

令和7年11月11日、第1回議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果報告として、正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の委員が引き続き、副委員長に千早赤阪村選出の委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことの報告がございました。

また、事務局から、環境啓発イベント、パネルリレーなどについての進捗状況の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして、順に申し上げますと、承認第8号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布、同年10月1日等に施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等及び育児休業の取得パターンの多様化が図られることから、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであり、本年9月30日付専決処分されたもので、原案どおり承認されました。

2つ目に、監査報告第3号 例月出納検査の結果報告については、令和7年度の7月から9月の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでもございました。

3つ目に、許可第1号 組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の議員の議長辞職が許可されました。

なお、議長の辞職に伴い、3件の議案であります議長選挙、副議長の辞職許可、副議長の選挙が追加上程されました。

4、まず、選挙第2号 組合議会議長の選挙については、引き続き河内長野市選出の議員が議長に当選されました。

2 件目は、許可第 2 号 組合議会副議長の辞職許可については、千早赤阪村選出の議員の副議長辞職が許可されました。

3 件目は、選挙第 3 号 組合議会副議長の選挙については、大阪狭山市選出の議員が副議長に当選されました。

以上が追加上程の議案の内容でございます。

本議案に戻りまして、同意案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に太子町の方を、また、議会選出の監査委員には引き続き河内長野市選出の議員を選任する提案があり、同意されました。

同意案第 2 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会 3 名のうち任期が満了となります方を引き続き選任するもので、原案のとおり同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和 7 年第 1 回議会臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。

佐々木議員におかれましては、大変お疲れさまでした。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

続いて、令和 7 年第 3 回大阪南消防組合議会定例会の報告を求めます。

高田議員。

○3 番（高田伸也）（登壇）

それでは、去る 11 月 10 日、令和 7 年第 3 回大阪南消防組合議会定例会が開催されましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

本定例会では、報告案件 1 件、人事案件 1 件、条例改正 3 件、予算案件 1 件、決算認定 1 件の計 7 件が審議されました。

日程第 1 につきましては、議会運営委員会の協議結果について、委員長より報告がありました。

議案第 2 は、会議録署名の議員の氏名、議案第 3 では、会期の決定がされました。

日程第 4 議長の辞職許可については、辰巳真司議員からの辞職願があり、許可をされました。

日程第 5 選挙第 2 号 議長の選挙につきましては、指名推選の方法によりまして、河内

長野市選出の峯満寿人議員が満場一致で選出されました。

日程第6は、副議長の辞職許可、また、日程第7 議案第3号 副議長の選挙につきましては、柏原市選出の中村保治議員が満場一致で当選をされました。

日程第8 選任第1号 議会運営委員会委員の選出につきましては、議長の指名によりまして委員が選任され、8名を選出いたしました。

また、休憩中の議会会議で正副委員長の互選が行われまして、議会運営委員会の委員長に、私、高田、副委員長に太子町の西田議員が選出されました。

日程第9 報告第9号 専決処分につきましては、損害賠償の額の決定についてについて、救急活動の消防活動中に物損事故が5件ありまして、これについての報告がありました。いずれも消防業務の賠償責任保険によって全額補填されるということで説明をいただきました。

日程第10 議案第15号 大阪南消防組合の監査委員は、藤井寺市選出の片山議員が選出され、全会一致で同意されました。

また、日程第11 議案第16号 林野火災の予防を目的とした条例改正で、地域の実情に即した注意喚起体制の強化を図るという説明がありました。

続く日程第12 議案第17号ですが、大阪南消防組合員の育児休業及び勤務時間、休暇等に対する条例の一部改正につきましては、仕事と育児の両立支援を目的とする内容につきまして、原案どおり可決されました。

続いて、日程第13 議案第18号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第14 議案第19号ですが、令和7年度大阪南消防組合の一般会計補正予算につきましては、資機材、また搬送車等の納期遅延がありまして、繰越明許に関する説明があつて、原案どおり可決されました。

日程第15ですが、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案どおり認定をされました。

なお、日程第16 一般質問におきましては、太子町の議員から、大阪南消防組合の運用が地域住民にとってよいものになっているかという質問があり、また、富田林市の議員からは、組合議会議員への情報提供に対する大阪南消防組合の考え方、これにつきましてはの質問がございました。

最後に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出について、日程に追加し、原案どおり可決されました。

以上をもって定例会の説明となります。

令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会の結果報告については、以上でございます。

○議長（浅岡正広）

令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会の報告が終わりました。

高田議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

続いて、去る11月4日、マッセO S A K Aにおいて大阪府町村議長会正副議長等研修会が開催され、その研修会に中川副議長が参加されましたので、その報告を求めます。

中川副議長。

○7番（中川 博）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年度正副議長等研修会についてのご報告を申し上げます。

令和7年11月4日14時30分から、マッセO S A K A大ホールにて、「人口減少社会における町村の広域行政戦略」というテーマで、一橋大学大学院法学研究科の辻琢也教授の講演に出席をいたしました。

内容は、持続可能な地方行政の在り方研究会報告において、共同処理等に係る取組の状況、また、上下水道事業の基盤強化等で、大阪河南地域7水道事業の共同発注の事例のお話もございました。その他、詳しくは事務局に参考資料を置いておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上で、簡単ではございますけれども、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

大阪府町村議長会正副議長等研修会の報告が終わりました。

中川副議長におかれましては、大変お疲れさまでございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

続いて、議長より報告します。

去る11月12日に、東京のNHKホールにおいて、約1,700人の町村議会関係者出席の下、第69回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席しました。

また、大会終了後、引き続き町村議会議長全国研修会が開催され、研修内容は、「苦しみを笑いに変えた野球人生」と題し、元プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏の講演がありました。これらの内容の詳細については、事務局に資料を置いておりますので、ご確認いただければと存じます。

以上、私からの報告とします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 議案第24号 河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7 議案第27号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を本会議において全体審議することに決しました。

日程第4 議案第24号 河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは681、令和7年11月26日議案送付、12月定例のフォルダをお開きください。

ページは9ページでございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第24号

河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

提案の理由ですが、令和6年5月15日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が公布され、令和7年4月1日から施行されております。これに伴いまして、地方公務員法第24条第4項の規定により、本町の職員の旅費の額及び支給方法について、国家公務員の例に準じて改正するものです。

それでは、めくっていただきまして、10ページです。

#### 令和7年河南町条例第 号

##### 河南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

河南町職員の旅費に関する条例（平成11年河南町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、16ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。

まず、第2条第2号の改正ですが、職員の出張の定義について、従来の勤務部署、役場からの出張のみならず、出張命令権者が認める場合には、自宅出発の出張を可能とするものです。

続いて、第4条第1項の改正は、出張命令権者の定義を第2条中に規定したことによる条文の整理です。

第4項及び第5項の改正ですが、従来、出張命令を発するに際しては、書面によることを前提としておりましたが、「記録」という文言を加え、システム利用を可能とするものでございます。

めくっていただきまして、17ページ、第5条の改正は、文言の修正でございます。

それから、続きまして第6条第1項の改正ですが、まず第1項で、旅費の種類のうち「車賃」は「その他の交通費」に、「日当」は「宿泊手当」に、「宿泊料」は「宿泊費」に改正するものです。

次に、第6項の改正ですが、改正前の日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給していましたが、改正後は「宿泊手当」に改め、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定

額により支給するものです。この改正により、宿泊を伴わない出張の場合には、日当は支給されないこととなります。

次に、第7項は、改正前の宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給していましたが、改正後は第16条及び別表で定める額を上限とした実費支給とするものです。

第8項は、第16条の2として新たに創設しています「包括宿泊費」を設けるものです。内容は第16条の2でご説明させていただきます。

めくっていただきまして、18ページでございます。

第8条の改正は、旅費は出張に要する実費を弁償するものであることを明記するものです。

第11条の規定は、鉄道賃について整理するものです。

第2号の改正で急行料金について定めていますが、改正前は、ア、イ、ウのとおり、片道何キロ以上の出張と距離要件を設けていましたが、この距離要件をなくすものです。

第3号は、座席指定料金に関する規定ですが、こちらも距離要件をなくすものです。

第4号は、寝台料金に関する規定を新設しており、第5号は、各号に付随する費用について鉄道賃に含めるとするものです。

めくっていただきまして、19ページです。

第12条の改正は、船賃の内容について整理しております。

次に、第13条の改正は、航空賃の内容について整理しております。

第14条は、改正前は車賃として規定していましたが、改正後は、その他の交通費として、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、第1号で、道路運送法の一般乗合旅客自動車運賃事業の用に供する自動車、端的に申しますとバスの利用に要する運賃、第2号では、タクシーの利用に要する運賃、それから、めくっていただきまして20ページは、第3号で、レンタカーの賃料その他の移動に直接要する費用、第4号で、これらに付随する費用というふうに整理しております。

次に、第15条は、日当に関する改正ですが、先ほどの説明と重複しますが、従来の日当は「宿泊手当」に改め、宿泊を伴う旅費に必要な諸雑費に充てるための費用として、別表第1に定める1夜当たりの定額とするものです。改正後の別表第1で2,400円と定めています。

次に、第16条は、宿泊料に関する改正です。

改正前は定額制でありましたが、改正後は「宿泊費」に改め、別表第1の額を上限として実費支給といたします。別表第1では1万9千円を上限としております。

次に、第16条の2は、「包括宿泊費」を新設するもので、交通費や宿泊費などが一体とな

ったもの、いわゆるパック旅行で出張する場合に支給するものです。

次に、第20条の改正は、文言の整理になっております。

めくっていただきまして、21ページ、第21条は新設で、旅費の返納について規定しております。

第1項で、任命権者は、出張者がこの条例またはこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、返納させなければならないことを規定しております。

第2項では、出張者がこの条例または規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、返納に加えて、その後に支給する給与または旅費額から、当該金額を差し引くことができる旨を定めております。

次に、第22条も新設で、旅費の支給額の上限を定めています。

鉄道費、船賃、航空賃、その他の交通費に係る旅費の支給額は、条例の各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較して、いずれか少ない額を合計した額とするものです。

第2項は、宿泊費の支給について、第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とするものです。

第23条は、町長による任命権者に対する監督に関する規定です。

めくっていただきまして、22ページは、別表第1の改正ですが、改正後をご覧くださいまして、宿泊手当の額を1夜につき2,400円と定めています。また、宿泊費の上限を1夜につき1万9千円を超えない範囲で規則で定める額としております。従来の特別職、一般職の区分はなくしています。

また、宿泊費について、規則においては、国家公務員の例に準じて、出張先の都道府県ごとに額を設ける予定としております。

次に、改正前の別表第2では、大阪府内以外で日当の支給をされない区域を定めておりましたが、日当は廃止したことにより削除としております。

続いて、附則でございますが、まず第1項、施行期日ですが、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以下、経過措置に関する規定です。

第2項では、改正後の条例の規定は、施行日以降に出張命令を発する出張について適用し、施行日前に出張命令を発せられた出張については、なお従前の例によることを規定しています。

22ページから23ページにかけましての第3項は、出張命令の変更に伴う旅費の損失及び同

じく出張期間中の交通機関の事故または天災等による場合の旅費の喪失の場合の旅費の支給に関する規定の適用区分を規定しております。

第4項は、旅費の返納に関する規定の適用区分を規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

ちょっと伺いたいと思います。まず、根拠なんですけれども、国家公務員に準ずるというような説明をいただいたと思うんですけれども、それには総理大臣、また大臣等も含まれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

ちょっと総理大臣までどうかというところは、申し訳ございません、私、ちょっと存じ上げませんけれども、国の改正でございますので、国家公務員等はこの基準で定められているというふうに認識しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

総理大臣にしたら、あまりにも金額が少ないのかなと思ったんですけれども。

次に、ちょっとお聞きしたいのは、この第2条第1項第2号の中の「職員」というところなんですけれども、職員につきましては、この第2条の第1項第1号で、「職員とは」ということで、町長、副町長、教育長、議会議員、また河南町報酬及び費用弁償条例に規定する職員及びこれらに相当する職務に当たると町長が認める者並びに特別職の職員以外の職員ということで、職員ということで規定されていると思うんです。町長とか議会議員も入るということで、この職員には。うなずいていただけたらありがたいんですけれども。

そこで、お聞きしたいのは、その職員と任命権者または出張任命権者という関係、これは

どういう関係かというのを伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

任命権者とは、その所属する、町長部局でありましたら町長になりますし、また、教育委員会ででしたら教育長のほうになるかと思っています。

○議長（浅岡正広）

もう一回、多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

出張命令権は各部署の長になるかと思っています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ちょっと3回目なんで、もうこれで3回になってしまうんですけども、まず、この出張命令の第4条なんですけれども、改正前は「任命権者」というのが含まれていたと思うんです。「任命権者又はその委任を受けた出張命令権者」ということ。この任命権者というのが外れたという理由。それと、あと、3回目なんで、併せて聞かせていただきたいと思いますけれども、最終的には、旅費の調整とかというところにつきましては、任命権者というのが主語になっているんですね。旅費の返還というのも任命権者と。ほんで、監督は町長ということになっていると思うんですけども、先ほどお聞きしたように、町長とか副町長とか我々議員とかというのも今回この対象になっているということなんですけれども、それをチェックするのが、この任命権者。また、その任命権者をさらにチェックするのが町長という立場となると思うんですけども、その職員の中に任命権者または町長も含まれていると思うんですけども、それをどのようにチェックされるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

もう3点目ですので、以上です。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

チェック体制というご質問でよろしいですか。

○7番（中川 博）

はい。

○政策総務部長（多村美紀）

出張いたしましたら、後、精算行為というのがございますので、そちらのほうで、また宿泊を伴う場合は、宿泊したときの領収書なんかも添付して、今、全部システムになっておりますけれども、そちらのほうにまず入力をして、運賃等も旅費で精算行為を行って支給という形を取る場合と、事前に届けておいて、また後ほど精算するという、パターンは2つがあるかと思っています。それで、宿泊なんかは、やはり領収書でチェックを行っておりますので、運賃なんかでしたら、もう大体最近全部ネット等でも情報がつかめるかと思っております。

（「誰がチェックするの」と呼ぶ者あり）

○政策総務部長（多村美紀）

先ほど言いましたように出張命令者ですね、その者の所属の長がチェックを行うということになっております。

○議長（浅岡正広）

ほか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

旅費に関して、議員も特別職もみんな入っているということなんですけれども、この旅費に関しても宿泊費に関しても割と柔軟に使えるようになったというので、すごく職員さん、私たちも含め、みんなにとって使いやすくなるんじゃないかなと思うんです。

第6条の中で、旅費の種類は、電車とか公共交通を利用した場合、また車に関しても旅費としてカウントするということなんですけれども、例えば同じ場所に複数人で行くときに、1人が車で行く、1人が電車で行く、1人がバスで行くとなったときというのが、実際に既にそういうことは起こっていると思うんです。そのあたりの取扱いというのはどうなっているのか、いま一度、確認しておきます。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

最終の行き先が1つであって、行き方がいろいろあるかということのご質問ですよね。

やはり公金的なお金を使って行きますので、一番安価な方法で行っていただくということを職員には申し上げております。それぞれが違う方法で行って、やっぱり高い場合も、行き方によれば。それは何か理由があって、どこかに中間で出張する必要性があるならば認めますけれども、一定、最終は同じところに行くのであれば、一番安い運賃の計算をしながら行っていただきたいということは申し上げております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

それは、要求するというだけで、別にそれが請求されたら出さざるを得ないという認識なんですか。場所それぞれの交通費もいけるという話、家からでもいけるという話だったので、お願いはするけど実質は分からんよというものなのか、本当にそれは一切認めへんか。これが上限ねと部長から言えるのかどうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

例えば、大阪府内での出張でしたら、やっぱり一定、同じ行き方、同じ電車で行っていただきたいということは申し上げます。事前に出張命令というのを、どこに行きますということを上司のほうに報告いたしますので、その際に仮の旅費の請求行為を行います。その辺でも確認は取れておりますので、府外、例えば東京に行くという方法でも、いろいろな行き方はあるかと思えますけれども、それも事前にどのような方法で行くという出張の届けを先にやっておりますので、そこら辺で確認は取れていると思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでしたら、次に討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第25号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

24ページをお開きください。

議案第25号

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

河南町長 森 田 昌 吾

今回提案させていただく条例でございますが、本町のマイナンバーカードの普及率が約80%となり、DXの推進及び本庁舎の窓口の負担軽減を目的に、コンビニの多機能端末機による住民票の写し、印鑑登録証明書の発行手数料について、時限的に減額し、コンビニ交付の利用者の増加を図るものであります。

めくっていただきまして、令和7年河南町条例第 号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

26ページをお開きください。

附則に第2項を追加するもので、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間に

において、コンビニにおける多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付について、手数料を300円から200円に減額するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○9番（力武 清）

せんだっての会派勉強会で質問したところ、役場での発行数は、住民票で6,100通ほど、印鑑証明で1,900通ほど、合わせて8,000通ほどが発行されているという現況が報告されました。また、コンビニでの発行数は、住民票で4,100通、印鑑証明で950通程度、合わせて5,050通ほど発行されているということでした。

両方で手数料は390万円ほどになると思いますが、今回の改定による影響は、このままの発行数と想定した場合、コンビニ手数料は110万円ほどになります。それによりますと、約50万円ほどが手数料は減収になると思いますが、間違いないかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

すみません、令和6年度の決算で申し上げますと、勉強会では行政証明や印鑑登録の件数も少し含んでおりましたので、今回、コンビニ交付の対象となる件数でご報告させていただきます。

コンビニ交付の対象となる住民票及び印鑑証明書ですが、住民票が全体で5,129通、印鑑証明書が全体で3,813通、合計で8,942通となっております。そのうち、コンビニ交付につきましては、住民票で1,212通、印鑑証明書が956通、合計で2,168通となっております。100円減額いたしますと、21万6,800円の減、約20万円の減収となります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

利用する住民の方からすれば、時間的制約の中で、利便性を考慮した場合、コンビニでの発行数は今後増えていくものと予測されます。その際、手数料収入の面で今回の改定で減収が増えることになりますから、その減収分はどの程度見込みをされているか、お伺いいたします。

また、コンビニそのものへの手数料は1件当たり変わるのかどうか。今後の方向性はコンビニ発行を強めていく方向を目指しておるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

令和6年度の決算では、住民票と印鑑証明書の合計が8,942通、約9,000通でございまして、まず、その半数の方がまたコンビニ交付をされたと仮定いたしますと、約45万円の減収となります。

また、コンビニ交付の手数料でございますが、システム保守委託料のほかに1件当たり117円の事務手数料を支払っており、コンビニ交付が増えますと、この手数料が増加いたします。

今後の方針といたしましては、提案理由でも申し上げましたが、DXの推進及び本庁舎の窓口の負担軽減などを目的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

現在、大宝公民館で住民票や印鑑証明書などの発行業務がなされておりますが、それらは来年4月から業務を停止するということではありますが、現状の利用者からしては一定はやむを得ないかなというふうに思います。利用者はゼロではないんですよね。何人かは利用されているという状況ですけれども、廃止の理由は、今回のコンビニ利用の変更と併せ、丁寧な説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

コンビニ交付の利用者の増加もございまして、大宝連絡所の利用者数は減少しております。また、大宝連絡所におきましては、開設当時とはかなり状況も変わってきており、来年3月31日をもって廃止する予定であります。

今後、区長会定例会などに報告し、広報やホームページによりお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

今回の改正なんですけれども、概ね賛成なんですけれども、一つお聞きしたいのは、なぜ時限立法というか、時限法を今回用いられたのか、3年間ですね。例えば、今このような時代背景の中で、刻々と状況は変化すると思うんです。3年間もそれを固定的に決めるよりか、その都度都度変更していったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

なぜ、この時限立法というか、時限法で3年間ということの縛りをつけられたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

手数料の減額につきましては、コンビニ交付について恒久的に取り組まれている団体もあれば、時限を設けて時限立法的にやっておられる自治体もございます。

本町の場合、まずコンビニ交付への利用者の増加を促すという意味を持って、キャンペーン的に時限的に実施したいというふうに考えております。恒久的にいきますと、先ほど力武議員からの質問もございましたが、恒久的な減収になるということで、まずはキャンペーン的にコンビニ交付への利用者を促すという意味を持って、時限的に実施したいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

私が言うているのは、恒久的という意味じゃなしに、その都度都度、変化に応じて改正できるので、例えば1年後でも改正すべきだと思うんです。例えば、状況はコンビニがやっぱり多くなれば、それをそのまま引き継ぐということもありますし、逆にそれほど伸びて

いなかったら、先ほどほかの議員も言われたように、財政的には負担がかかるわけですから、そういうことも見直しということで、なぜこのように時限的に３年間というのを組まれたかということを知っているわけで、もっと臨機応変に、その都度都度、変化できるようにされたほうがよかったのではないかと思います。

あくまで、そういう恒久的という意味ではないんですよ、私が質問しているのは。その都度変化できるような状況で、なぜ３年間という縛りを組まれたのかというのが、ちょっと若干分かりにくいというところで質問しているわけでございます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

まず、その時々に応じて手数料の改定ということになりますと、毎回毎回、手数料を改定するということになると、やっぱり一定程度混乱が生じる可能性はあると思います。この年は300円、200円、また300円戻す、200円と、その都度都度考えるというよりは、一定期間を設けた上で周知を図るほうが分かりやすいのではないかというふうには考えております。

３年間というふうに時限を設けさせていただいたのは、ほかの団体においても同様に３年間というような時限立法を設けているところがございましたので、その辺を参考にさせていただいたということでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○７番（中川 博）

渡辺部長は、極端な例で、変えて変えて、また変えてという意味じゃなしに、ある程度の期間を周知期間ということで、例えば１年、２年ということで、そこで情報というか、データを収集して、そして今後につなげていくような方法がよかったのではないかとこのように言わせていただいているんです。そやから、一つ一つのそういう政策についても、やっぱり深く考えていただいて、いろんな多角的な方面から考える。例えば、今、渡辺部長からありましたように、どこかの自治体がやっているから、うちも３年というようなあれじゃなしに、河南町としてはどう考えていくかというところをやっぱり深掘りしていただいて、一つ一つのそういう政策というのは考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、意見として言わせていただきます。

これはもう回答は結構でございますので、よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

基本的に、この議案はすごくいいなと思って、賛成ではあるんですけども、お伺いしたいのは、これはたしかコンビニにシステム利用料として400万円ほど、1件当たり117円ということで、今の水準でいうたら大体25万円ほどかかっていますよね。これを半額にすることで、先ほど力武議員からの質問で分かったとおり、例えば、これが増えたら40万円ほどの減収になると。もちろん手間賃も1件当たり117円のが、例えば倍ぐらい。大体500万円ぐらいコンビニに払うことになるかなと思うんです。これを上回るものが何かあるのか。住民さんに説明できるような、職員さんの手間が1千万円分削減できるんですよとか、そういうものがあれば、お教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

具体的に金額をもって、この金額で上回るかどうかというのは、なかなか判断はできないと思いますが、まずコンビニ交付の一番のメリットといいますのが、先ほどおっしゃっていただいたように、どの時間帯においても住民さんがどこの場所でも取れると。この住民さんの利便性の向上というのは、金額ではなかなかかはれない部分はあるとは思いますが。

それと、本町の窓口の負担の軽減ということで、今、本町のほうで住民票や印鑑証明書を発行している事務負担の軽減、こちらについても職員のほうの負担が減ることにおいては、人件費で幾らどうこうということはないですけれども、職員の負担は軽減されるだろうということで、住民さんの利便性の向上と職員の負担軽減を考えれば、一定程度の減収であったり、増加はもうやむを得ないというか、問題はないんじゃないかというふうには考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

コンビニ交付を導入してから割ともう時間が経っているんですけども、それにしても増えていないじゃないですか、件数が。初めはもっとひどい水準で推移していて、マイナンバ

一の発行数が増えたのとともに少しずつ増えてはきているけれども、それでもまだ圧倒的に窓口に来られる方が多い中で、住民さんの利便性の向上が達成されるんやと言われても、いまいちちょっとぴんこないんです。

となったら、職員さんの手間が削減できる。じゃ、職員さんのための500万円になるのかなというふうに思われてはいけないので、職員さんの手間が省けることによって得られる住民のメリットというのは、じゃ、何かありますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

コンビニの交付で受けられる住民票、印鑑証明書というのは、マイナンバーがあればできるということで、マイナンバーの普及率が、まず80%まで交付されてきて、昨年、令和6年度では、先ほど言いました2,000件、その前でいくと1,800件程度ということで、年々増加はしております。

職員さんのほうの負担の軽減については、いろんな窓口の対応がございますので、そうやって簡単と言ったら何ですけれども、住民票や印鑑登録証明書の発行の手間が減る分、困難な内容とかについては、きめ細やかに丁寧に対応できる時間が増えるのではないかというふうには考えます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ごめんなさい。多分、部長はちょっとあれかもしれないんで、町長に答えてもらっていいですか。今の部長の答弁やったら、ほんまは親切丁寧にやらなあかんことも今はできていないような印象も受けますので、何かあれば教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

すみません。今、親切丁寧にやっていないというわけではございませんので、今も親切丁寧にはやっておりますけれども、住民票や印鑑証明書の発行の手間が減る分、「より」と言うと、またそうなりますので、窓口には丁寧な対応を心がけていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

大門議員。

○8番（大門晶子）

一応、窓口交付に来られる方、まだたくさんいらっしゃるんですが、その方たちに100円減額するからコンビニ交付してくださいよというふうなだけでは、やっぱり利用者は増えないと思うんですが、どういうふうに広報していかれるのかということを教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

コンビニ交付のほうにつきましては、基本的に年々増加の傾向にあります。利用できる環境が整えば、当然それを利用される方はあると思いますので、100円減額するというキャンペーンにつきましては、広報であったりホームページのほうで周知を図っていきたいというふうには考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

恐らく窓口利用をされている方というのは、高齢者の方もたくさんいらっしゃると思うんですが、なかなかコンビニに行ってそういうふうなことをしようというアクションを起こすというのが、やっぱり難しい人もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。そこを促していくのをどうするのかということをお聞きしておきたいんです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

窓口のほうに来ていただいて住民票や印鑑登録証明書の発行をしていただくのは、当然そのとおりで、今までどおりで構わないというふうには思います。

ただ、コンビニ交付のほうが便利であるという、若い世代というとあれですけども、利用できる方につきましては、極力そちらのほうを利用していただくというふうに図っていきたいということでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今、窓口に来られる方の負担軽減になるということですが、どの程度窓口で負担がかかっているのかということをお教えください。人数が多いということだけでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

職員1人ずつにおいて、どれぐらいの事務負担がかかっているかというのと、やはりその件数が多ければ多いほど、当然のことながら、それに携わる時間も多ければ、対応に時間はかかるというふうには考えます。それをコンビニのほうで、ご本人さんが行ってマイナンバーを持って発行するということになれば、その負担はなくなりますので、どのぐらいどう負担が減るかというのは、それもはっきりと実際どの数字、どの時間減になりますというのは、なかなか難しいというふうには思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

コンビニ交付というのは、恐らく若い世代の方が利用されるということが多いと思うんですけども、私も特に子供から奨学金の紙が来ました。住民票、印鑑登録みたいな書類が要りますというときに、5時過ぎてたら間に合わないということで、コンビニ交付をかなり利用させていただいたんです。なので、働く親の子供がまた小さい世代の方はコンビニ交付をよく使われていると思うんで、すごい助かっているんですけども、その方たち向けに、もっとこう、200円になるから使ってほしいというのが、この施策のメインの目的なのか、先ほど大門議員がおっしゃったように高齢者にもやっぱコンビニのほうを使っていたきたいというのが役場としての目的なのか、教えていただきたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

できるだけ多くの方にコンビニ交付を利用していただきたいという思いは当然ございます

けれども、コンビニ交付でないと駄目というふうには考えておりません。当然、どの窓口においても交付はさせていただくんですけども、全体としてはコンビニ交付のほうを利用させていただきたいというふうな考えを持ってやっているということでございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

私、コンビニ交付で、マイナンバーを持って二、三回は交付したことがあるんですけども、暗証番号が必要だったり、ちょっと高齢者の方にハードルが高いんです。使いこなせば、すごい便利なんですけれども。そういったやり方も含めて、高齢者の方にも優しくできますよということを広報等で発信していただけたらいいかなと思うので、要望をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 議案第26号 河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第26号の説明をさせていただきます。

タブレットの28ページをお願いいたします。

議案第26号

河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

河南町長 森 田 昌 吾

本条例の提案理由でございますが、国は、本年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとし、自治体が住民に対し火の取扱いに注意を促す林野火災に関する注意報を新設する方針を固めました。これを踏まえ、大阪南消防組合において、大阪南消防組合管理者は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは林野火災に関する注意報を発することができるよう、大阪南消防組合火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から運用開始することとなりました。これにより、本町の火入れに関する条例に規定する火入れの中止などの要件として、林野火災に関する注意報の発令を規定するものでございます。

また、同条例には、現在の気象庁で用いられていない文言があるため、気象庁が使用する基準に合わせるとともに、同条例では様式、申請書、許可書などを規定しておりますが、今後の改正を機動的に行いやすくするため、様式等については条例施行規則で定めるとする改正を併せて行うものでございます。

めくっていただきまして、

令和7年河南町条例第 号

河南町火入れに関する条例の一部を改正する条例

河南町火入れに関する条例（昭和59年河南町条例第12号）の一部を次のように改正

する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、タブレット30ページをお願いいたします。

第2条の許可の申請といたしまして、改正前に第1項で規定している申請書の様式及び各号の必要書類につきまして「規則で定めること」とするものでございます。第2項は、前項で「火入地」の説明が削除されましたので、説明を加えるものでございます。

第3条は許可の要件を規定しており、「当該申請」を「前条の規定による申請」に改めるものでございます。

第4条の許可書の交付等では、許可書の様式を規則で定め、その様式を交付する規定とするものでございます。

第14条は火入れの中止を規定しており、新たに加わった林野火災に関する注意報を規定し、気象庁が使用する基準に合わせ「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものでございます。

第15条の緊急連絡体制の整備及び第16条の許可を行った場合の通知につきまして、「消防団長」を「大阪南消防組合富田林消防署長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○9番（力武 清）

森林火災を防ぐという意味では理解できるんですけども、本町も含めて農業従事者の稲作の関係で、農産物、米が精米された後、大阪府下全域が野焼き禁止に網がかかっていると思うんですけども、これとこの条例との関係で、野焼きする際に、事前に農家の方がすぐ申入れというか、申請書を出す必要があるのかどうか。また、防災の観点から、四、五年前ですか、寛弘寺で野焼きをやっていたら、飛び火が民家の屋根に飛んでぼや騒ぎになった事例があります。そういうことに対しての防火対策ということでは、どのように考えておられ

るか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、本条例につきましては、森林法に基づく火入れということでございますので、こちらのほうにつきましては、土地の利用上の目的を持って森林及び森林に近接している周辺 1 キロメートルの範囲内にある原野、これを面的に火入れするということで、面的に焼却することをいう条例でございます。一方、今、議員のおっしゃっているような野焼きに関しましては、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この法律によりまして廃棄物を焼いてはいけないということになっています。

ただ、原則として焼いてはいけないんですけれども、一部例外がございまして、この場合につきましては農業とかで必要であれば認められていることとなっております。これにつきましては、この条例とはまた違うんで、廃掃法に基づいて行われるということでございまして、それについては届出とかいうようなルールの方はございませんので。

ただ、今、議員がおっしゃっているように野焼きがあつて、苦情等が入れば、直ちにその現場に駆けつけて状況を確認し、そういった生活に支障があるとか、この野焼きをするに当たっても、生活上の支障があるような野焼きについては認められませんので、この辺につきましては行われている行為者に対して丁寧の説明しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9 番（力武 清）

ばや騒ぎのときにも問題になったんですけれども、現況、野焼きをすることによって、実際の火そのものもそうなんですけれども、煙や臭いに対する苦情も相当寄せられるんです。やっぱり農家さんに対する注意喚起を是非お願いしたいんですけれども、そのあたりの取組はどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

そういった苦情が本町のほうに届けられましたら、直ちに現場のほうに行きまして、行為

者のほうに関しましては、そういった今のお話、野焼きのほうは一定農業に関しては認められている一方、生活上の煙とか、そういったことで支障があるような野焼きについては認められないので、ここは注意していただきたいということで、丁寧に説明をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

今回のこの火入れ、森林に対してということで、河南町では、ほぼこういう該当はないということはお聞きしていたと思うんですけども、そこでお聞きしたいのは、この第15条なんですけれども、改正前は消防団長だったものを消防署長に今回改正される、その理由。また、消防署長に改正されるのであるならば、大阪南消防組合の本署というか、本署の署長というか、何か分からないんですけども、なぜ富田林消防署長にされたのか、その理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この相手方、今回、富田林消防署長のほうに予定させていただいておりますが、これは大阪南消防組合のほうと協議いたしまして、消防局長じゃなくて富田林消防署長ということで届出をしていただきたいということでして、こちらのほうにさせていただいたところでございます。

これは、火入れするときに、火事と間違えたりとかいうことがないように連絡体制を取るために、こちらのほうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

そういう大阪南消防組合と連携を取りながらという話だったんですけども、この前も大

阪南消防本部のほうに見学というか、視察に行かせていただいて、そこで集中管理をやっておられたので、全てそこで集中的にされるのかなと思っておったんですけども、大阪南消防組合とのそういう話合いで、その分業的に富田林消防署長になったということですね。分かりました。理解しました。

以上で結構です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

大阪南消防組合が注意報を発することができるようになったというのはよく分かるんですけども、もう一つの異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるという部分に関して、もう少し詳しく説明していただいていいですか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

気象庁が発表する気象情報においては、異常乾燥注意報ということで、これまでなっていたんですが、これが頻繁に発表される実態になったということで、異常という言葉がそぐわないだろうということで、これが昭和63年当時に乾燥注意報に変更されているということを受けまして、今回改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

しれっと言ったんですけども、改正されたのは1988年ですよ。今になってこれを改正することになったということの整合性が何かあれば。もしくは、うっかりだったのか、お教えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

当時、昭和63年当時のときには、これを改正すべきだったかは分からないですけども、

異常乾燥注意報ということで、乾燥のあるときには火入れをしてはならないというような形になっていますので、これは運用として、そういうふうにさせていただいていたんですが、議員おっしゃるとおり、当時変わっているんであれば、正確にはそのときには改正していくべきかなというふうに感じます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第7 議案第27号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

谷防災監。

○防災監（谷 道広）（登壇）

それでは、河南町防災会議条例の一部の改正について説明をいたします。

34ページをご覧ください。

議案第27号

河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

河南町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

河南町長 森 田 昌 吾

まず、提案理由につきましては、近年の災害対応については自衛隊の果たす役割は重要となっております。一方、防災対策や災害時における様々な対応等を定める防災会議、防災計画を作成する防災会議において、これまでは自衛隊は委員ではなくオブザーバーの立場として参画していただいております。

近年の災害対応における自衛隊の果たす役割の重要性に鑑み、災害対策法に規定する都道府県防災会議の組織に準じ、今後は委員として河南町防災会議に参画していただきたいということで改正を行うものでございます。

それでは、めくっていただきまして、

令和7年河南町条例第 号

河南町防災会議条例の一部を改正する条例

河南町防災会議条例（昭和40年河南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正条文につきましては、新旧対照表にて説明をいたします。

36ページをご覧ください。

第3条第5項に、「町の区域を管轄区域とする自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者1名以内」を追加するものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、大阪府のほうの防災会議の条例も見させていただいたら、自衛隊というのが入っていないんです。近隣その他のところで自衛隊というのを入れているところはどのぐらいあるのかというのと、自衛隊を入れることになった経緯というのは、今、説明していただいたので、よく分かるんですけども、どこかに倣ってではなくて、谷防災監が考えてやられたんやろうなということで、すごくいいなと思います。

近隣のことを教えていただきたいのと、これ、今まで何も思わなかったんですけども、委員は、次の委員になる人だと条例の中に、いろんな条例の中に書くんですけども、自衛隊を２番目に入れなあかんかった理由とか何かあるのか。別に一番最後でもよさそうなものやのに、何かすごい重要度によって、これは序列が決まっているとか、そういうものなのかどうなのかというのを２つ伺います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

大阪府内43市町村のうち、自衛隊も入れている団体は18団体、約４割の団体がございます。そんな中、河南町においても以前から自衛隊のほうに、できたら防災会議のほうに参画いただきたいということでお願いしていたところ、今回それについて応じていただいたということで条例改正するものです。

また、第２番目に記載させていただいているのは、災害対策法の防災会議の条例のところに、そのような形で記載しておりますので、それに準じておることになります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○１番（佐々木希絵）

よく分かりました。恐らくメンバーに自衛隊が入るとするのはだんだん市町村の中でも増えてくるだろうということ、自衛隊がいいと言うかどうかの問題だということですね。分かりました。

あと一つ、いつも言うんですけども、やっぱり女性がすごく足りていなくて、市区町村の中で、全国平均でいったら10.3%が女性ということがあります。そこにすら河南町は届いていないということで、ほかの市であれば、役職を問わず各種団体の中から女性を選んでいただくであるとか、自主防や学識経験者というところから女性を選ぶ、また、町職員のうち

から指名する人に、たくさん女性に入ってもらおうというような工夫をしていると思いますので、是非、町でもよろしくお願いします。

これに関して何かあれば教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

こちらに書いています防災関係機関、あるいは町の職員も含めてですけれども、防災関係機関につきましては、女性の参画を依頼していきたいというふうに考えていますし、町職員におきましても、また今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第8 議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）から日程第11 議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を会議規則第

37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第8 議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）から順次提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは40ページをお開きください。

提案理由を説明させていただきます。

#### 議案第28号

##### 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,172万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億705万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、41ページです。

「第1表歳入歳出予算補正」で、歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税8,869万9千円の追加。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金1億5,421万8千円の追加、(項) 国庫補助金501万6千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府負担金7,779万1千円の追加、(項) 府補助金101万3千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金498万9千円の追加でございまして、歳入合計で3億3,172万6千円の追加、補正後予算額を80億705万8千円とするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、42ページは歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費1,219万4千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費3億858万7千円の追加。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費1,094万5千円の追加でございまして、歳出合計で3億3,172万6千円の追加、補正後予算額を80億705万8千円とするものでございます。

めくっていただきまして、43ページは「第2表債務負担行為補正」でございます。

債務負担行為の追加として、まず地域公共交通確保維持事業(広域協議会負担金)、期間は令和8年度、限度額1億229万2千円でございます。こちらは、令和8年度の金剛ふるさとバスの運行経費等に係る4市町村地域公共交通活性化協議会への負担金について、債務負担行為を設定しております。

その下、かなん公共交通活性化事業、期間は令和8年度、限度額626万2千円でございます。こちらは、やまなみタクシーの運行業務委託の契約更新に伴い、令和8年4月から令和9年1月31日までの運行業務委託料について、債務負担行為を設定しております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長(浅岡正広)

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長(渡辺慶啓)(登壇)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

51ページをお開きください。

## 議案第29号

令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和 7 年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,909万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 2 日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、52ページでございます。

「第 1 表歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

（款）繰越金、（項）繰越金51万 3 千円を追加、歳入合計51万 3 千円を追加し、補正後予算額を18億3,909万 6 千円とするものでございます。

続きまして、53ページ、歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金51万 3 千円の追加、歳出合計51万 3 千円を追加し、補正後予算額を18億3,909万 6 千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、59ページをお開きください。

#### 議案第30号

令和 7 年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ211万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億6,187万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 2 日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、60ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

(款)繰入金、(項)一般会計繰入金で211万2千円の追加、歳入合計211万2千円を追加し、補正後予算額を3億6,187万5千円とするものでございます。

続きまして、61ページ、歳出でございます。

(款)総務費、(項)総務管理費で211万2千円の追加、歳出合計211万2千円を追加し、補正後予算額を3億6,187万5千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、67ページをお開きください。

#### 議案第31号

##### 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,785万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、68ページ、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

(款)国庫支出金、(項)国庫補助金27万7千円の追加。

(款)繰入金、(項)一般会計繰入金27万8千円の追加、歳入合計55万5千円を追加し、補正後予算額を18億3,785万4千円とするものでございます。

続きまして、69ページ、歳出でございます。

(款)総務費、(項)総務管理費55万5千円を追加、歳入歳出合計55万5千円を追加し、

補正後予算額を18億3,785万4千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

議案第28号から議案第31号までの4件の審査については、11月27日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、予算・決算常任委員会に付託し、明日3日に審査したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、予算案件の4件の審査については、予算・決算常任委員会に付託し審査することに決しました。

正副委員長並びに各委員におかれましては、よろしく審査をお願いいたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第12 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願と日程第13 意見書案第1号 ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書の2件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第12 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）（登壇）

#### 請願第1号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

請願者 大阪労連河南地区協議会議長 南山 巖

松原市三宅中4-2-20

紹介議員 河南町議会議員 藤井 祥代

〃 力 武 清

令和7年12月2日提出

紹介議員として本文をもって提案させていただきます。

2025年1月31日、河南町議会議長、浅岡正広様。

請願者、松原市三宅中4-2-20、大阪労連河南地区協議会議長、南山巖。連絡先、072-349-6641。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

#### 1. 請願の趣旨。

食品など生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスに代表される弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また物価高騰は、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

2024春闘で私たちは、物価高を上回る賃上げを要求し、近年にない額の賃上げが実現できましたが、それでも物価高には追いついていません。最低賃金も前年比50円の引き上げにとどまり、私たちが2年前に実施した必要生計費調査で明らかにした「最低限度の生活を保障する賃金は時給1,500円」のレベルにはほど遠い時給1,114円（大阪）となっています。

1990年代半ば以降の30年間、欧米諸国の労働者の実質賃金が順調に伸び続けてきたのとは

対照的に、日本の労働者の実質賃金は低下し、国民の消費購買力の弱さが日本経済の成長を阻害する要因となっています。先に行われた総選挙において、自民党、立憲民主党をはじめ多くの政党が「時給1,500円」に言及し、「手取りをふやす」という主張を含めて、ほとんどの政党が物価高騰に負けない国民生活の保障・改善が必要であるという立場に立っています。

物価高騰を上回る賃上げで、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることは、経済の好循環を生み出します。大阪労連が実施した「必要生計費調査」では、労働者が普通に暮らすために必要な金額は月額27万4,021円、時間額1,827円（大阪市の1人暮らしの男性）となっています。「時給1,500円」は、遠い将来の目標ではなく、止まらない物価高により憲法が保障する生きる権利を脅かされている国民に、最低限度の生活を取り戻すために欠かせない喫緊の課題です。

最低賃金の引き上げにかかわって、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。コロナ禍による業績不振から抜け出せず、物価高による経費の増加で資金繰りが逼迫し、税・社会保険料の滞納が原因となった倒産が過去最多となっています。コロナ禍で一時納付猶予が認められていた税・社会保険料の猶予額を、今、通常の納付額に上乘せして納付を求められ、支払えずに倒産する企業が増加しているのです。中小企業・小規模事業所の経営を守り、最低賃金時給1,500円を実施し、国民の生活改善、経済の好循環を実現するためには、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動をとまう抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が求められます。

現行法では、最低賃金は地域別に決められています。しかし、私たち労働組合の仲間が全国でとりくんでいる必要生計費調査の結果を比較してみると、どこの都道府県に住んでいても、最低限度の生活に必要な生計費に大きな差はありません。諸外国の最低賃金制度のほとんどが全国一律で決められているように、日本でも地域別の最賃制度を改める必要があるのではないのでしょうか。

最賃制度が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況、冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。地域別に最賃を決めるシステムが、日本の最低賃金を上がらなくさせ、今や時給2千円以上が当たり前となっている欧米諸国から大きく引き離された状況をつくりだしています。政府とし

て、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。

## 2. 請願項目。

国に対して「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を採択してください。

紹介議員、力武清、藤井祥代。

議員の皆さんの賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

以上ですね。

○5番（藤井祥代）

はい。

○議長（浅岡正広）

少しお待ちください。

これより質疑を行います。

河合議員。

○6番（河合英紀）

まず、今回の請願なんですけど、日付のところを見てもらったら今年の1月に出されていて、非常に対応が遅くなってしまったというところがまずあるんですが、ここに対して正副議長、幹事長会議であったり議会運営委員会であったりという中での話合いの中、やっぱり賃金を先駆けて値上げするというところに、それは労働者としては非常にありがたいことなんですけど、経営者側としての危惧があるんじゃないかとか、もうちょっと勉強してから対応したほうがいいんじゃないかというような経過があって対応が遅くなった点が、この請願を出していただいた方に非常に申し訳ないなと思っているということをまず付け加えてもらった上で、今回の今の藤井議員の説明の中にもあったように、参議院選挙が行われて、非常に今回の内容を概ね前向きにもう政府が動いてくれているという、もうちょっと社会が変化してきてい

るという状況にあると思います。

それを踏まえた上で、今回提案してくれた藤井議員、改めて今、この請願が本当に請願として上げる必要があると思うのかどうかの意見を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

そうですね。物価高に追いついていない現状と中小企業に対する支援、大企業との差がすごく大きいように思いますので、今、改めて請願を求めたいと思っています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

どうもありがとうございます。

今回の請願なんですけれども、概ね時給を1,500円にというような内容だと思うんです。細かいところはあると思うんですけれども、その中で、今、河合議員のほうからありましたように2025年1月31日時点では出されているということで、若干内容がちょっと変わってきているんです。

例えば、ここで、さきに行われた総選挙において自民、立憲民主党をはじめ多くの政党が1,500円に言及しということで、我々でも1,500円ということは言わせていただいたんですけれども、最近、高市政権になりまして、石破前総理のときには2020年代に1,500円を目指すというような方針であったんですけれども、今現在、高市政権になりまして、1,500円を目指さないと。時給1,500円は、その状況に応じて、いろんな勘案をしてということで、目標値としては置かないというような状況に今、変わってきているんです。

そういうことが、まず頭の中に入れていただきまして、実際のこの請願におきまして、この意見書を河南町として国に出すわけなんですけれども、議長名で。その中で、政府は最低賃金法を全国一律制度に改正することということで、これも理想としては分かるんですけれども、例えば都市圏の中のマンションでも億ションというような、そういう値段をするような中で、また物価のほうも都市の中心地では高いけれども、過疎地域においては、やっぱりその差があるのは、現実的に差があると思うんです。その中で、一律に最低賃金、最賃を統一するのは、理想としては分かるんですけれども、現実問題としてはなかなか厳しいんじゃない

ないかなと思う。

それと、２点目ですけれども、政府は労働者の生活を支えるために最低賃金を直ちに1,500円を実現、このときに私のほうもこの請願された方にお会いさせていただいて聞かせていただいたんですけれども、この「直ちに」というのはどういうことかとお聞きしたら、本年度中に1,500円にするんだと。そして、次に1,700円を目指していくということで、果たして本年度中に1,500円にできるのかどうかというところが、今、２点目です。

そして、３点目の中小企業、小規模事業所の抜本的充実、これは非常に大事なことで、先ほど河合議員も言われたように事業所の立場としては非常になかなか大変な部分があるんです。我々も、中小企業、小規模事業者に対しての価格転嫁とかいうことで、そういう元請から下請ということで、ちゃんと価格転嫁するようにいうことで、対応は進めているんですけれども、現実問題として、下請であったとしても、なかなか価格転嫁ができないような中で、２次請け、３次請けなんかとんでもないと。５割、６割のそういう価格が今、世の中の現状であるというのは、現実の問題なんです。

そこが進まない状況で、この最賃を1,500円に今年度中に引き上げてしまった場合、中小企業、零細企業まで全部これを統一されるわけですから、果たしてその賃上げに耐えられるのかどうかというのは非常に大きな問題だと思うんです。

そう考えたら、理想は分かりますよ、私たちもできればそのようにしていきたいと思うんですけれども、今言いました３点が現実との中で、果たしてそれが実現性があるのかどうかというところをちょっと紹介議員にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

藤井議員、いけますか。

○５番（藤井祥代）

そうですね。今年度中に1,500円というのは確かに難しいことかもしれませんが、社会保険料の負担もすごく中小企業にとっては大きいと思います。なので、国のほうで負担してもらえようという内容で請願されていると思っています。

現状1,500円で今年度中というののは難しいかもしれませんが、この内容で請願を求めたいと思っています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○７番（中川 博）

藤井議員には大変気の毒な質問で申し訳ないんですけども、実現性が果たしてできるかどうかというところを聞かせていただいていたんです。これが、果たして実現性ができないようなことを意見書として、内閣総理大臣、また厚生労働大臣、中央最低賃金審査会会長に河南町議会議長名として出さなければいけないわけなんですね、この請願が採択されたら。その中で、現実の実現性がなかなか難しいような部分を、やはり河南町議会ということで出すというのは、今の時点ではちょっとどうかと。

それと、一番初めに申し上げましたように、今、政権が代わりまして、最賃に対する捉え方もちょっと変わっているんです、今、高市政権になりまして。石破総理のときまでは2020年代の間に最低賃金1,500円を目指すということが掲げられておられたんですけども、その目標値というのは今の政権ではちょっと変わっているということも現実ありますので、そうなったときに、果たしてこの実現性ということと、特に一番大事なのが、私は3点目の中小企業、小規模事業者に抜本的な充実強化とは書いているんですけども、具体的にそれが進まなければ、最低賃金が上がったら、中小企業、零細企業には、もうまともにその分がかかってきてしまいますので、そこはちょっと危惧する部分なんで、その抜本的改革、拡充というのはどのような現実性があるのかというのをちょっともう一度お聞きしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

会議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時57分）

~~~~~

再 開（午後0時59分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの中川議員の質問に対して、お答えをお願いします。

力武議員。

○9番（力武 清）

紹介議員の一人として、中川議員の質問に答えたいと思います。

中川議員の主な質問の内容は、中小企業が賃上げ1,500円という目標に対して、非常にこれは実現性の問題として難しいんじゃないかという質問の内容やと思いますけれども、確かに国の中小企業支援策というのは大体年間3千億円ぐらいしかないんです。ほとんど日本の

企業の9割以上を占める中小企業が、やっぱりここに支援策をしないとあかんと思っています。

特に、大阪で、本町の河南町では、大企業は今年5%以上の企業が、資本金が大きい、資力が大きいところは賃上げされているんですけども、中小企業の場合は、それが実現されていないのが現実ではないかなということで、国に対しても、文書で提案にあるように中小企業支援策を積極的に行うということで、地方からその声を上げることは大事ではないかなというふうに思っています。

これをやはり河南町議会として、もっと議論をして、国に対しての申入れも積極的に行うことが大事ではないかなというふうに思っています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

3回目になりますけれども、今回の請願につきまして、請願の採択に当たりまして、これは議員必携なんですけれども、どういう基準で採択していくかといいましたら、一般的には、その願意、その願いが妥当であるかどうか。そして、次に、その実現性が可能かどうかというところを置いて、また、最終的には町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかどうかというのを判断基準ということで、採択をどうかということで、最終的には採択、不採択を決めるわけなんです。今回の請願なんですけれども、藤井議員が、せっかくと言うたらあれなんですけれども、紹介議員になっていただいて、今、出していただいている請願の最終的な請願項目は、国に対して最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択というところでとどまっているんです、請願自体は。

ただ、今回は意見書もセットで来ているんで、その意見書の中の3項目について、果たして実現性があるのかというところで、若干やっぱり議論の余地があるし、一番当初申し上げましたように、私も1,500円に最低賃金を上げていく方向性は賛成の立場ですので、できましたら、この意見書を、請願は意見書を出して、採択してくださいという意見書までですので、その意見書の中身を再度やっぱり検討する余地が、請願者の方にももう一回お願いして、余地があるんじゃないかなと思う。それと、1番初めの議員が言われたように1月31日に請願を出しているんで、今までこのように時間を要して、そして今これをもう厳しい内容で決めてしまうというのもいかなものかと思いますので、できたら継続審査をしていただきま

して、意見書も含めて請願者の方にもう一回話を聞いていただいて、実現可能な内容の意見書を再度検討していただきたいというような思いを持って、継続審査をしていただきたいと私は思います。

以上です。質問じゃないです。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ただいま中川議員からご意見がございました継続審議について、皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本日採決を取らずに継続審議とさせていただきたいと思えます。

藤井議員、自席へお戻りください。

よろしいですか、それで。よろしいですね。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第13 意見書案第1号 ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

それでは、意見書案第1号 ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書について説明させていただきます。

まず初めに、この意見書を出すに当たって、皆様方には本当に大変なご苦勞をしていただきました。調整していただいた方、また賛成に回っていただいた方、ちょっとお礼を言うのが遅くなって申し訳ないんですけれども、本当にありがとうございましたということを初めに言わせていただきます。

## 意見書案第 1 号

### ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年12月 2 日提出

提出者 河南町議会議員 佐々木 希 絵

賛成者 河南町議会議員 藤 野 裕 子

〃 高 田 伸 也

〃 ポープ 三 恵

〃 藤 井 祥 代

〃 河 合 英 紀

〃 中 川 博

〃 大 門 晶 子

〃 力 武 清

めくっていただきまして、この意見書は議長を除く全議員が賛成となっておりますので、意見書の朗読をもって提案の説明と代えさせていただきます。

### ガザの完全停戦と人道支援を求める意見書

イスラエルとパレスチナの間では武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されています。

ガザの紛争が激化した2023年10月から2年たった今年10月7日時点で、ガザでの死者は6万6千人、その大半は民間人で、子どもの犠牲者は約2万人（ガザ保健省）となっており、国際社会からはイスラエルに対する厳しい声があがっています。

2023年10月以降のイスラエルによる大規模侵攻を受けて、国際司法裁判所（I C J）は国際法違反の勧告的意見を出し、軍事作戦停止の暫定措置命令を行いました。国連特別委員会 はジェノサイドと認定しています。

また、国際刑事裁判所（I C C）は、ガザ地区で続く戦争において戦争犯罪や人道に対する罪が行われたとして、イスラエルのネタニヤフ首相とガラント前国防相、ハマスのデイフ司令官の3人に対して、2024年11月21日に逮捕状を発行しました。

国連総会は、2025年6月、日本を含む149カ国の賛成により「パレスチナのガザ地区について即時停戦と、ガザ地区で捕らわれているすべての人質の即時解放を求める決議」を採択

しました。

このような国際社会からの批判を受けて、本年10月10日正午、日本時間の午後6時に停戦合意が発効したものの、その後もイスラエル軍によるガザ攻撃が行われ、10月28日から29日にかけての空爆で、子ども46人を含む104人が死亡しました。これは明らかな停戦合意違反であり、人道状況は未だ危機的な状態です。

また、この7月に閣僚級国際会議で出された、紛争解決は二国家解決が唯一の道であり、世界各国にパレスチナの国家承認を呼び掛けるとする「ニューヨーク宣言」が、本年9月12日国連総会において、これも日本を含む142カ国の賛成で採択されました。

河南町では、1984年に「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」が行われました。1989年6月には、「非核平和都市宣言」が制定され、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現をめざす意思を表明しています。そして、その取り組みの一環として毎年8月に平和パネル展を開催してきました。私たちは、誰もが（とりわけ子どもたち、女性、老人、障がい者、弱者が生きやすい）平和で安心して暮らせる社会を望んでいます。パレスチナの人々も同じです。

わが国では、2024年6月、衆議院、参議院のそれぞれで「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」が採択されています。また、地方議会では、2024年12月末時点で、全1788議会のうち422議会がガザ地区の即時停戦を求める決議や請願、意見書を採択、その後もその数は増加しています。

よって、ガザ地区における戦闘の完全集結、迅速かつ十分な人道支援が行われ、一刻も早くパレスチナに平和が訪れることを強く願い下記の3点を求めます。

#### 記

1. イスラエルとガザ地区の実効支配勢力は、直ちに停戦を完全実施すること。
2. ガザ地区への、医薬品・食料などの人道支援物資を速やかに届けるためのあらゆる手立てを尽くすこと。そして餓死者を出さないこと。
3. 日本政府はパレスチナの国家承認を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

外務大臣 茂木 敏充 様

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、佐々木議員、自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、12月17日午前10時に開きます。

なお、本予算・決算常任委員会に付託しました予算案件4件の審査については、明日3日の午前10時から開催されますので、正副委員長、各委員におかれましては、よろしくご審査お願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして散会とします。大変お疲れさまでした。

午後1時12分散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～



令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）

# 令和 7 年河南町議会12月定例会議会議録

（第 2 号）

河 南 町 議 会



# 令和7年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和7年12月17日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1 番 佐々木 希 絵

3 番 高 田 伸 也

5 番 藤 井 祥 代

7 番 中 川 博

9 番 力 武 清

2 番 藤 野 裕 子

4 番 ポーポ 三 恵

6 番 河 合 英 紀

8 番 大 門 晶 子

10番 浅 岡 正 広

欠 席 議 員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長

副 町 長

教 育 長

防 災 監

政 策 総 務 部 長

政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長

すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長

ま ち 創 造 部 長

政策総務部副理事（秘書広報官）

政策総務部副理事兼自治防災課長

政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

政策総務部副理事兼人事財政課長

政策総務部副理事兼契約検査室長

政策総務部副理事兼まち創造部副理事

すこやか生活部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長

すこやか生活部保険年金課長

すこやか生活部副理事兼税務課長

すこやか生活部高齢障がい福祉課長

森 田 昌 吾

江 島 芳 孝

中 川 修

谷 道 広

多 村 美 紀

中 海 幹 男

渡 辺 慶 啓

安 井 啓 悦

森 口 竜 也

藤 木 幹 史

田 中 啓 之

後 藤 利 彦

岩 根 有津佐

金 道 純 一

中 筋 美 枝

桶 本 和 正

辻 元 哲 夫

安 達 信 介

すこやか生活部健康づくり推進課長

山 田 恵

まち創造部地域整備課長

藪 本 雄 介

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

森 弘 樹

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

( 出 納 室 )

会計管理者兼出納室長

北 野 朋 子

(教育委員会事務局)

教・育部長

和 田 信 一

教・育部教育課長

藤 井 康 裕

教・育部副理事兼こども1ばん課長

渡 辺 恵 子

教・育部生涯まなび課長兼中央公民館長兼図書館長

木 矢 哲 也

教・育部学校給食センター所長

浅 井 明 郎

#### 議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

大 門 晃

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

#### 会議録署名議員

6 番 河 合 英 紀

7 番 中 川 博

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

## 令和 7 年河南町議会 1 2 月定例会議

令和 7 年12月17日（水）午前10時00分開議

### 議 事 日 程（第 2 号）

|       |            |            |           |
|-------|------------|------------|-----------|
| 日程第 1 | 一般質問（1 日目） | .....      | 62        |
|       | （個人質問）     |            |           |
|       | 5 番        | 藤 井 祥 代 議員 | ..... 62  |
|       | 7 番        | 中 川 博 議員   | ..... 87  |
|       | 9 番        | 力 武 清 議員   | ..... 107 |
|       | 1 番        | 佐々木 希 絵 議員 | ..... 121 |

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問 1 日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット672、令和 7 年12月17日12月定例会議一般質問（1 日目）に送信しています。ご確認ください。

日程第 1 一般質問を行います。

なお、過日、11月27日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質疑回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問の項目 1 項目につき質問発言を 3 回以内としていますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。理事者も、質問内容を十分把握され、答弁をお願いします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、藤井議員、中川議員、力武議員、佐々木議員、以上の順で発言を許します。

最初に、藤井議員の発言を許します。

藤井議員。

○5 番（藤井祥代）

議席番号 5 番、日本共産党、藤井祥代、通告に基づき一般質問いたします。理事者の方には、答弁のほどよろしく願いいたします。

では、初めの質問をさせていただきます。

1 番、公共交通についてなんですが、金剛バスが廃止され2年がたとうとしています。金剛バス廃止については、突然のことだったにもかかわらず、減便にはなりましたが地域の公共交通を守っていただけたことをありがたく思っています。住民の皆様からも感謝の声をたくさん聞いています。ですが、その反面、要望もいただいています。

令和7年2月に、鈴美台・さくら坂地区の住民を対象に公共交通に関するアンケートが実施されました。令和7年10月に、さくら坂地区の区長5名と河南町地域公共交通会議委員との連名で公共交通に関する要望書が町長に提出されていると思います。要望書と併せてさくら坂・鈴美台地区の交通アンケート集約結果も提出されていると思うので、今回はそのアンケート結果を基に質問したいと思います。

金剛バス廃止後、金剛ふるさとバスの利用状況をお聞かせください。また、その状況をどう受け止めておられますか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

金剛ふるさとバスの利用状況でございますが、令和6年度の1年間は90万4,540人で行いました。金剛バスの令和4年度の年間利用者数が109万6,301人で行いましたので、約17.5%は減少しております。

一方で、運行便数も金剛バス運行時の6から7割程度となっていることから、便数の減少幅よりも利用者数の減少幅が少なく、多くの方に利用していただいているものと推察しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5 番（藤井祥代）

分かりました。

金剛バスと比べて金剛ふるさとバスの利用者が減少した原因はどのように受け止めておられるのか、お聞きします。

また、さくら坂・鈴美台地区の交通アンケートの結果についてはどのように捉えていますか。改善が求められていますが、本町としての見解をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

金剛ふるさとバス利用者は、先ほどの答弁のとおり減少しております。その要因は、運行便数の減、人口減少、少子化などがあるものと考えております。しかしながら、運行に当たっては多額の費用負担を行っていることから、利便増進策などを通じて運行を継続していくことが必要であると考えております。

また、さくら坂地区で実施されたアンケート調査についても拝見させていただきました。意見や要望などを数多くいただいております。

現在の運行に至るまでの経緯については、議員もご承知のとおり、通勤・通学の移動手段の確保、継続運行を第一に進めてまいりました。今後は、これまでの経緯を踏まえつつ、金剛ふるさとバス沿線市町村と協議しながら、限られた財源の中で住民の皆様からの声を傾聴しつつ、可能な限り改善し、利用者の利便性向上を図ることができればと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

お隣の千早赤阪村では今年度、路線バス通学定期券の購入費用に補助金を出しました。公共交通の利用促進及び燃料高騰により、通学する学生などがいる世帯の負担軽減を図るためとされています。対象は中学校、高校、大学、専門学校などに通学している方で、通学定期券購入額の2分の1までを補助されています。このような取組は、子育て世代にとって大変ありがたいと考えます。是非本町でも実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

千早赤阪村では議員仰せの通学定期購入助成制度を実施されています。この助成制度は、申請期間が令和7年8月25日から令和8年3月13日までと限定されており、村内を運行するバスの通学定期券購入費用の半額を助成するものとなっております。目的は、地域公共交通の利用促進及び燃料高騰により、通学する学生などがいる世帯の負担軽減を図るとされております。補助金額は通学定期券購入費の2分の1補助、ただし1か月分の上限が5千円とさ

れています。

高校生などは通学方法が様々であることから、通学定期の補助については慎重に対応する必要があると考えております。今後は、4市町村と協議し、利便増進のイベント等を通じて利用者増を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

次の項目に移ります。

アンケートの結果としては、最終バスの延長が求められています。現在、さくら坂循環線の最終バスは富田林駅20時50分発で、金剛バスと比べると1時間早くなりました。最終バスを22時台に延長してほしいとの声が最も多くあります。最終バスの時間が改善されないのであれば河南町からの引っ越しを考えているという住民さんも少なくありません。今後、金剛ふるさとバスのダイヤを見直す予定があるかどうかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

ダイヤの見直しによる運行時間の拡充については、運転手の確保や費用負担の問題など大きな課題があると考えております。

また、4市町村広域協議会（富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会）が主体となって、近鉄バス、南海バスの協力を得ながら金剛ふるさとバスを運行しております。

ダイヤを見直すことは、これら関係者と十分協議、調整が必要なので、計画性を持って進めていく必要があると考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。河南町に住み続けてもらうためにも是非検討してもらいたいです。

また、電車とバスの連絡がよくないとの声もあります。電車が富田林駅に着いた直後にバスが発車してしまい、そこから1時間以上、次のバスを待つのが大変だと聞きます。それな

ら富田林駅まで車で行って駐車場に止めておこうとなってしまう人が多いようです。この件の改善も是非検討していただきたいですが、見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

先ほどもお答えさせていただきましたが、近鉄バスや南海バスと4市町村広域協議会でダイヤの改正に相当綿密な計画性を持って進める必要があることから、ご要望があったことはお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

喜志駅、富田林駅でバスを待つ際に、待つ場所がないとの声もあります。確かに長時間待つには苦痛だと思います。待合室を造ると便利だと考えます。また、バスを待つ時間がなくタクシーに乗ろうとしても、駅にタクシーが来なくて困るとの声もあります。その場合にも待合室があるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

富田林駅、喜志駅のバス停には、ベンチ等の設置は整っております。金剛ふるさとバスの運営は4市町村広域協議会でございますので、待合室について、設置費用、用地的なスペースの問題など検討すべき課題も多いため、なかなか実現するには難しいと考えます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

次に、カナちゃんバスについてお伺いします。

金剛バス廃止後、カナちゃんバスは9時台から16時台に短縮されました。金剛バス廃止後のカナちゃんバスの利用状況をお聞かせください。また、その状況をどう受け止めておられますか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

金剛バス廃止後のカナちゃんバスの運行ですが、朝夕の町内循環便を駅接続便として活用するようにしたため1日12便から8便で運行することといたしました。

利用者数ですが、金剛バス廃止後においては、令和4年度が5万1,793人、令和5年度が4万5,831人、うち102日間が3分の1の減便となっております。令和6年度が3万5,420人となっています。今のところ、便数の減に応じた利用者数の減であると考察しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

アンケートの結果としては、朝夕の便の復活を求められています。中学校の登校の時間帯にカナちゃんバスがないため、金剛ふるさとバスで通学するには運賃が高く、危険を承知で自転車通学をしなければならないので困っているとの声もありました。今後カナちゃんバスのダイヤを見直す予定があるか、どうかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスの朝夕の復活のご要望ですが、議員もご存じのとおり、金剛バス廃止後は、日常生活を維持していく上でまずは駅への通勤・通学の移動手段を確保することを最優先として考えております。近鉄バス、南海バスの運行協力をいただいておりますが、そこに加えて補完運行を河南町自家用有償旅客運送で行っております。町が運行します補完運行は、カナちゃんバスの車両も利用して運行区域を拡大せざるを得ない状態です。したがって、カナちゃんバスは朝の2便と夕方の2便は富田林駅への路線バスとして運行することとしております。

朝夕で便利に利用していた中学生については利用ができなくなりますが、まずは駅への通学・通勤の移動手段を確保することを最優先としておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

次に、やまなみタクシーについてお聞きします。

やまなみタクシーの利用状況をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

やまなみタクシーの利用状況ですが、令和5年度で941人、令和6年度は771人となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

やまなみタクシーが走っているのを町内で見かけることがあります。人が乗車されているのをあまり見たことがありません。答弁いただいた内容からも、利用実態がすごく少ないのが現状です。現状の定時・定路線に問題があるように感じています。

やまなみタクシーについては予約制にしてほしいとの要望がありますが、これについてはどのように受け止めておられますか。また、今後ルートやダイヤを見直す予定があると思いますが、見解をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

やまなみタクシーの在り方について、現在の町中心地区の整備と併せて検討してまいります。これまでも、やまなみタクシーをデマンド交通にとのご意見は多数いただいております。本町は河南B交通圏でタクシーの数も定められています。

また、以前にデマンド交通の導入については、システム導入経費などが必要になること等、費用面もより高額になることが予測され、デマンド交通の導入は適さないと報告しております。しかしながら、その後数年が経過し、ライドシェアなどの新たな方式が開始されるようになりました。このような新しい手法も踏まえ、本町に適した移動手段を検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。是非デマンド交通の導入を検討していただきたいと思います。

次に、これから整備する予定の交通広場についてお聞きします。

現在、旧わかば作業所、青少年スポーツセンター周辺の解体工事が行われていますが、交通広場はいつ頃に完成の予定で計画されているのかお伺いします。また、交通広場に対してどのような効果を期待して整備されるのかもお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

令和5年6月に町中心地区再編整備基本構想（案）を策定いたしました。整備に当たっては、地域公共交通により町北部と南部を連結する立地を生かしまして、町内外との交通ネットワークの連結拠点としての機能を中心に、安全・安心な暮らしを支える拠点的な防災機能、生活サービス機能の集約確保とこれらの機能の有機的な連携を図ることにより、利便性が高くにぎわいのある交流空間の形成を図ることとしております。現在、交通計画における目標年次であります令和10年度を目標に事業を進めているところでございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

交通広場に対しても様々な要望があります。空調付きの待合室を造ってほしい、自動販売機を設置してほしい、授乳室が欲しい、小さくてもいいのでコンビニがあれば便利など、そのほかにもたくさんご意見いただいています。これをどのように受け止めておられるか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

さくら坂地区のアンケートでも記載されておりますが、交通広場の整備に当たり費用面や設置場所の問題もあることから、非常に難しい課題であると考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

高額な費用をかけて整備するのですから、住民さんの要望を取り入れて、よりよいものになることを期待しています。

次に、自動運転バスについてお聞きします。

いつ頃から走る予定になっているか、お伺いします。

また、ルートについてはどうなっていますか。もう決定されているのかも教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

自動運転バスは、万博のレガシーとしてこの南河内地域で実証実験することが新モビリティ導入検討協議会で決められたところであります。運行は11月から南河内地域での乗客なしの実証実験が予定されていましたが、10月に、Osaka Metro保有のEVバス車両の販売に対し国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、開始時期を再検討し、今後安全性を最優先に実施実験を開始できるよう府がOsaka Metroと調整を進められています。

また、運行ルートにつきましては大阪府のホームページでも資料が示されていますが、実証実験のルートとして北部ルートは上ノ太子駅から太子町役場を経由して近つ飛鳥博物館まで、南部ルートが富田林駅から河南町役場を経由して千早赤阪村役場までの2つのルートが示されております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

住民の多いさくら坂をルートに入れたほうが乗車率が上がるのではないかとのご意見があります。これについてどう受け止められますか、見解をお聞きします。

また、自動運転バスのトラブルのために試験運転が中止されていますが、再開のめどが立っているのかも教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

自動運転バスのルートにさくら坂を取り入れてはとのことですが、実証実験のルートにつきましては新モビリティ導入検討協議会において決定されています。また、再開のめどは先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、現在、府においてOsaka Metroと共に、一般利用者を乗せた実証実験を来年春から実施できるよう取り組んでいただいていると伺っております。

本町としましても、自動運転バスの安全性確保が最重要と考えており、実証実験の開始が遅れることはやむを得ないと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

せっかく自動運転バスが河南町を走るのであれば、実際に乗車する地域住民の要望を取り入れてもらいたいと思いますが、それは難しいことでしょうか。大阪府に要望してもらうことはできるのかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

今後、予定されている3年間の実証実験において、運行ルートやバス停などについての運行計画については府として必要な見直し等を行うこととしており、こうした中、町としても必要に応じて府と協議、調整してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。よりよいものになるように皆さんと一緒に考えていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

2番、ボール遊び等ができる公園の整備についてということで、町内の子供たちには自然

豊かな本町で伸び伸びと育ってくれることを望みますが、最近では住宅地内にある公園ではボール遊び禁止、スケートボード禁止と言われ、なかなか自由に遊べないのが現状です。最近、子供たちが公園で輪になって座ってゲームをしている姿をよく見かけます。体を動かして遊びたくても、ボール遊びをする場所もスケートボードをする場所もなく困っているようです。

そこでお伺いします。町内にボール等の道具を使って遊べる場所があるかどうかお聞きします。また、その場所の利用方法も併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員ご指摘のように、本町の公園では、他の利用者または近隣住民の迷惑とならないキャッチボールを除き、球技などは禁止されております。

本町には、子供たちがボール等を使用して運動できるスポーツ施設としてぷくぷくドーム、総合運動場、主に多目的運動広場と野球場がございます。それからテニスコート、石川スポーツ公園があり、目的に応じてご利用いただくことができます。また、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設の開放を行っております。現在、小学校2校の校庭や体育館で複数のクラブなどが主に土曜日、日曜日に利用されております。利用に当たっては、各クラブで責任者を設け、利用の申請や運営委員会でクラブ間の利用の調整などをいただいております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

近隣では、羽曳野市、松原市ではボール遊びができる公園を整備されています。令和5年にオープンした羽曳野市の島泉まちかどあそび広場では、ボール遊びをするスペース全体をネットで囲ってボールが飛んで行かないように工夫がされています。利用時間は9時から18時、冬期は17時までと決められていて、注意事項、禁止事項、遊び方の例も定められています。

このように時間帯やルールを決めればボール遊びができる公園を本町にも整備できると考

えますが、いかがでしょうか。見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

現在、先ほど答弁いたしました町のスポーツ施設や学校施設開放では、各施設の利用時間や利用のルール、利用調整に基づきご利用をいただいております。

ボール遊びができる公園の整備ができないかというご質問ですが、用地の確保や費用面等の問題もございますので難しいものと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

ここ数年、スケートボードパークを整備される市町村が増えてきています。近隣では羽曳野市、松原市にスケートボードパークがあり、利用者も多く好評だと聞いています。本町でも住民さんからスケートボードパークを造ってほしいとの要望がありますが、これをどう受け止めておられるのかお伺いします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

令和4年に、次の世代を担う子供たちのスポーツ・レクリエーション活動や運動の状況を知るとともに、本町の今後のスポーツ環境をよくするため、子供たちがスポーツに対して何を求めているのかを知ることを目的にアンケートを実施いたしました。河南町在住の小学校5年生から18歳までの896人を対象とし、590名の回答がありました。今後本町内で新たに整備してほしいスポーツ・レクリエーション施設のアンケート結果によりますと、プールが128人21.7%、これは複数回答が可能です。公園・運動広場が127人21.5%、バスケットボールコート、キャンプ場がそれぞれ122人20.7%などとなっており、スケートボードパークは55人9.3%でした。

町では、このアンケート結果を基に、財政的な負担や近隣の住環境なども踏まえつつ、今後のスポーツ施設の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

私は3年前にさくら坂南地区の区長をしておりました。その当時の住民さんからの相談内容は、スケートボードの音がうるさい、車が通る道路で滑られると危ない、公園から出てきたボールが家の敷地内に入って車が傷つけられて困るなどがほとんどでした。住宅地内、公園の中でのスケートボード、ボール遊びを禁止せざるを得ない状況でした。ですが、それでは子供たちが遊べる場所がなく、かわいそうです。当時、子供たちが道具を使って遊ぶのに開放できる場所がないか、区長として役場にも相談しましたが、よい答えはいただけませんでした。昨年の12月議会の一般質問でも、子供たちが遊べる場所を造ってほしいと要望させてもらいました。町内には使用されずに放置されている場所が幾つもありますが、そこを子供たちの遊び場にすることはできないのでしょうか。例えば、寺田地区のぷくぷくドームにある元ゲートボール場をスケートボードパークにすることは難しいでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員仰せのゲートボール場跡地の利用でございますが、スケートボードの騒音等の問題もあり、羽曳野市や松原市では高速道路高架下などに整備されているようでございます。寺田地区のゲートボール場跡地の敷地の整備も必要で、費用面の問題、近隣住民の理解も得る必要があるため、施設の整備はハードルが高いかと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

ゲートボール場は、利用者が少なくなり閉鎖になったと聞いています。閉鎖になってどのぐらいがたちますか。また、今後の使用方法が決まっているのかどうかも伺います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

ゲートボール場につきまして、正確な閉鎖後の年数は承知しておりませんが、閉鎖後約20年が経過しております。

現在、秋の公民館講座での焚き火&スラックライン体験でたき火やスラックラインを通じて自然を体感しながらアウトドアスキルを身につけるとともに、スポーツを通じて参加者相互のコミュニケーションを図り、親睦を深めるイベントなどで活用しております。

今後の活用方針につきましては引き続き検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

何年も使われずに放置されているのはもったいないので、住民の皆さんが喜ばれる場所に生まれ変わることを期待しています。是非検討していただくことをお願いしておきます。

次に、住民さんからバスケットゴールを設置した遊び場所を造ってほしいとの要望も多くあります。羽曳野市では、バスケットゴールを設置した遊び場所が2か所整備されています。また、羽曳野市では市内にボール遊びができるスペースを整備するよう取り組まれていて、現在も新しい広場を整備中だそうです。羽曳野市のホームページの市内の特色ある公園の中に、ボール遊びができる公園、スケートボードパーク、バスケットコートについて写真つきで紹介されています。バスケットコートといっても、きちんとしたコートがあるわけではなく、バスケットゴールと高さのあるフェンスが設置されているだけで、バスケットボールの練習ができる場所として整備されたようです。簡易的なものですが、利用者はたくさんいらっしゃるようです。

最近では、自宅の庭にバスケットゴールを設置しているお宅を見かけるようになりました。自宅の庭では広さが足りず、思うように練習しにくいと思います。少し広さがあればバスケットボールが練習できる場所を整備できると考えますが、町内にどこかよい場所はないでしょうか。白木山公園なら広いですし、隅のほうにバスケットゴールを設置しても問題ないように感じますが、いかがでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員ご質問の白木山公園へのバスケットゴールの設置についてでございますが、そもそも公園は、地域の良好な住環境を提供し、休息や遊戯、憩いの場として設置してございます。公園の利用に関しては、原則誰でも自由にご利用いただけますが、公園は多様な年齢層の方が利用されるため、バスケットボールによる事故やトラブルを防ぐことが重要でございます。

羽曳野市ではバスケットボールができる公園を整備されておりますが、ボールが広い範囲へ飛びやすく他の利用者に当たる危険があることから、バスケットボールができる十分なスペースを設け、周りをフェンスで囲うなどの対策が取られております。

白木山公園の広場部分は様々な利用目的で使用されており、毎年の春には桜まつりなどを行うなどイベントにも活用してございます。したがって、バスケットボールのみの利用を目的としたスペースを設け、広場として活用できる範囲を縮小するような考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。いろいろと難しい理由はあると思いますが、是非とも住民目線で検討していただくことをお願いしておきます。

では次に、スポーツ公園についてお聞きします。

ボール遊びができる公園、スケートボードパーク、バスケットゴールを設置した遊び場所についてそれぞれお答えいただきましたが、まずはスポーツ公園としてどれか一つでも実現していただきたいと思います。そういった場所をゼロから造るのはなかなか難しいと思いますので、今ある場所を使うのも一つの手段だと思います。例えばさくら坂の総合運動場を開放するのはどうでしょうか。団体の利用が多い場所ですが、固定した曜日、時間に数時間であれば可能だと考えます。

近隣では、松原市がボール遊びができる場所の提供を目的として運動広場を開放されています。月に二、三回、固定した曜日に15時から17時までの2時間だけ開放しています。松原市のホームページに、ボール遊びができる施設一覧として紹介されています。事前に開放日時を決めてしまえばそういったことも可能だと思いますが、いかがでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員のご指摘のように、松原市では運動広場は申込予約が必要な施設となっておりますが、日にちや日時を決めて一般に開放されております。

本町では現在のところ、ぷくぷくドームのぷくアリーナではございますが、利用のなかった時間帯は共用使用として1時間当たり一般1人200円、児童生徒1人100円で使用することができることとしてございます。

体育施設につきまして、他の市町村の状況を踏まえ、開放について調査検討をしてみたいです。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

旧白木小学校の運動場を開放するのはどうでしょうか。閉校して6年以上たちますが、まだ放置されています。そろそろ真剣に利用方法を考えるべきではないでしょうか。住民さんたちも待ち望んでいます。旧白木小学校の運動場は住民さんが借りることが可能とお聞きしていますが、実際に利用はされていますか。

また、かなん桜小学校、近つ飛鳥小学校の運動場を開放するのは難しいでしょうか。団体への貸出しはしているようですが、ルールを決めれば子供たちに開放することも可能と考えます。見解をお聞きします。それから、現在の貸出方法も併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

それでは、私のほうから旧白木小学校に関してのお答えをさせていただきます。

旧白木小学校跡地は市街化調整区域であり、市街化を抑制する区域となり、都市計画法上の土地利用に規制がかかる状況にあるとともに、アクセスする道路などを含んでインフラ施設の問題など、跡地の活用については多くの課題を解決する必要があります。

次に、旧白木小学校の運動場を開放してはどうかとのことですが、旧白木小学校跡地について、現在、普通財産として管理をしております。地域の方々からの要望もあって、普通財産ではありますが貸出要綱を制定し、現状での状態となりますが貸出しは可能としております。

が、現在利用されている方はいらっしゃいません。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

かなん桜小学校、近つ飛鳥小学校のご質問についてご答弁させていただきます。

本町では、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設の開放を行っております。現在、小学校2校の校庭や体育館で複数のクラブなどが主に土曜日、日曜日に利用されております。利用に当たっては、各クラブで責任者を設け、利用の申請や運営委員会でクラブ間の利用の調整などをいただいております。

遊び場としての利用でございますが、クラブなど他の利用者との調整や、児童の安全の確保や施設設備の適正利用、緊急事態への対応、適正な鍵の受渡しなど責任者の設置等も必要なこともあり、適正な管理運営などの運用上のルール化について検討したいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

是非よろしく願います。

前回のタウンミーティングに私も参加しましたが、子供たちにボールで遊べる場所を提供してほしいとの要望があったことを記憶しています。前回のタウンミーティングから3年以上がたちましたが、いまだにボール遊びができる場所の提供がないのはなぜでしょうか。できない理由をお聞かせください。これは町長のお考えをお聞きしたいです。今後スポーツ公園を整備する予定があるのかも併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

河南町では、様々な面で子ども・子育て、これを充実しているという状況であります。

ただ、今ご質問の子供の遊び場というか、だんだん変わってきていますので、そういう必要性というのは認識はしております。そのため、子供向けのスポーツ教室とかスポーツ広場、水泳教室、プール開放とかいうのを今やっているという状況です。そういうところで皆さん

方が使っていただければと思っています。

まずは、やはり身近なところに公園の整備をしておりますので、一般の方、子供も含めて、公園でいろんなことをできるというふうになっております。ただ、安全の問題がありますので、やはり一部のボール遊びというのは禁止せざるを得ないという、こういう状況であることはご承知いただきたいと思います。

スポーツ公園を整備してはどうかということなんですけれども、現状で石川河川敷にスポーツ公園を設置いたしております。身近な遊び場を他の地区でもいろいろ設置していったらいいんですけれども、公園以外で造るとなると、やはり場所の確保とかその整備費用とかそういうようなものもかかってきますので、その辺での課題が多いなというふうに考えております。

このような点を踏まえると、やはり学校施設、先ほど答弁ありましたように、そういうものの開放というのも一つのアイデアかなというふうに思っていますので、利用できないか、活用できないか、そういう点も踏まえて考えていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

町長、ありがとうございます。是非前向きに検討していただくことを強くお願いしておきます。

では、次の質問に移ります。

3番、無痛分娩への助成について。

本町における出産に対する助成金の現状をお聞きします。あわせて、過去3年間の本町における出生数もお答えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

出産に対する助成金でございますが、国では、妊婦のための支援給付事業で妊娠の届出を行った方に5万円、出産後、子供の数の届出により1人につき5万円を給付しております。

さらに本町では、令和5年度から町独自の上乗せ事業といたしまして育児・子育て応援事業を開始し、出産後に国の5万円に加えて子供1人につき5万円の給付を行っております。

また、妊婦の方が安心して定期的に妊婦健診が受診できるよう、1人当たり最大で14回、上限12万円を公費で負担しております。

次に、出生数ですが、令和4年度が45人、令和5年度が56人、令和6年度は46人となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。出産に対して町独自の助成もしていただいているとのこと、ありがたいと思います。

出産費用の負担軽減については国でも議論されていて、無償化に向けての動きがありますが、これが実現された場合、本町の助成金に上乗せする予定があるかどうかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

国では、出産に係る費用の無償化に向け、令和9年度以降に出産育児一時金50万円を廃止し、分娩費用に公的医療保険を適用し、全国一律の公定価格を定める案が検討されております。

本町では、先ほど答弁いたしました、国の制度である妊婦のための支援給付事業のほか、町独自の上乗せ事業である育児・子育て応援事業を実施し、既に給付を行っております。そのほか、現金給付以外にも、低所得妊婦の経済的負担軽減を図るため初回産科受診費用の一部助成や、保険適用外となる不育症治療費の一部助成を行っております。今後、出産費用の無償化など国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。出産時は出産費用以外にもたくさん費用がかかります。少子化に歯止めをかけるためにも、助成金への上乗せを検討していただくことを要望しておきます。

次に、海外では広く普及している無痛分娩ですが、日本ではまだ一部の方しか利用できていないのが現状です。町内に無痛分娩を利用する妊婦がどのくらいいるのかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

無痛分娩を利用される妊婦につきまして、本町の産婦の方に対しまして確認をしておりますので、把握できておりません。

厚生労働省が公表いたしました令和２年度医療施設調査の結果によりますと、日本における全分娩のうち8.6%が無痛分娩で、近年増加傾向にあるとされております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○５番（藤井祥代）

分かりました。

最近は無痛分娩を希望する人が増える傾向にあり、東京都では今年の10月から無痛分娩の費用の助成が始まりました。最大10万円まで助成されています。費用の負担を抑えて妊婦の選択肢を広げ、少子化対策につなげるのが目的のようです。茨城県取手市でも、今年の10月から10万円を上限に助成を始めました。今年の４月以降の分娩も遡って補助を受けられるそうです。

令和６年の東京都の調査では、東京都内での無痛分娩の平均費用は約12万４千円に上ります。全国的に出産費用が値上げされる中、無痛分娩の費用も値上げする病院が相次いでいます。無痛分娩に対する助成は少子化に対してすごくよい取組だと思いますが、これをどのように受け止めておられますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

平成29年度厚生労働科学特別研究事業の研究報告によりますと、2010年から2016年までに全国で271人の妊産婦が様々な原因で亡くなっておられ、そのうち無痛分娩を行っていた妊産婦は14人ということでございます。痛みを和らげ体の負担が軽くできる一方、胎児が生まれるまでの時間が長くなることで吸引や鉗子など機械を使う頻度が増える、陣痛を促す子宮収縮薬を使用する頻度が高くなる、妊婦が意識を失う等の症状が出るなど、母子へのリスクも存在いたします。また、安全な無痛分娩を提供するためには、無痛分娩を取り扱う病院または診療所等において診療所の責任が明確であること、無痛分娩を担当する医療スタッフの技術的水準が担保されていること、必要な設備・医療機器等が整備されていること、担当す

る医療スタッフが認識を共有した上でチームとして対応できること、無痛分娩に関する十分な説明が妊産婦に対して行われることが必要であると提言されております。

これらのリスクや環境整備の状況も踏まえ、慎重に判断していく必要があると思います。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

リスクのこと、よく分かりました。ありがとうございます。

出産に対しての助成を独自にしている本町ですから、無痛分娩の費用の助成も始まれば子育てしやすいまちとしての評判が上がるとはと思いますが、いかがでしょうか。今後、無痛分娩に対して助成金を出す予定があるかどうかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

国では、出産に係る費用の無償化に向け、令和9年度以降に出産育児一時金50万円を廃止し、分娩費用に公的医療保険を適用し、全国一律の公定価格を定める案が検討されております。

無痛分娩につきましては無償化の対象になるのかはまだ未定でございますが、今後、国や富田林医師会管内4市町村、ほかの自治体の動向を注視し、研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

では、次の質問に移ります。

4番、補聴器助成制度について。

軽度や中等度の難聴の高齢者などを対象に補聴器購入を助成する市町村が全国的に増加し、500を突破しました。大阪府内でも21の自治体が補聴器助成を行っています。本町でもできるだけ早く補聴器助成を始めていただきたいと思いますところですが、いつから始まる予定かお聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

大阪府内では21市町村で補聴器の助成を実施しており、近隣南河内9市町村では、令和6年1月に大阪狭山市が助成制度を開始し、現在では富田林市、河内長野市、大阪狭山市、羽曳野市、松原市、太子町の6市町で補聴器助成を実施しております。近隣団体でも助成の取組が見られ、近年において助成制度が広がりつつあるものと考えております。いずれの団体でも、高齢者の外出や社会参加を促し、フレイル予防や健康寿命の延伸を図ることを目的としております。

町といたしましても、他市町村の助成水準を参考に、早期の制度化に向けて取り組んでまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。できるだけ早く補聴器助成を始めていただけるようお願いしておきます。

ヨーロッパの多くの国では医療として位置づけられられており、補聴器購入の公的補助があります。そのため、個人負担はゼロか少ないそうです。また、国家資格を持つ補聴器技能者が医師と連携して、患者が補聴器を使いこなすまで支援します。そのため、所有率も満足度も日本より高くなっています。難聴の症状や補聴器の役割だけでなく、補聴器は医療機器であり、定期的なメンテナンスや調整が必要不可欠のようです。山形市では、聞こえの問題で保険者機能強化推進支援金を活用しています。また、聴力の衰えについての啓発、補聴器助成と装用後の調整や定期受診、データ分析をパッケージで実施しています。こうした総合的な支援が重要とされています。

東京都に続き、本年度から山梨県が、補聴器助成を行う市町村に経費を2分の1支援する制度を始めました。より充実した制度にするためには国や大阪府への働きかけも重要だと考えます。聴力の衰えを早期に自覚してもらうためには、住民健診の検査項目に聴力検査を追加するべきと考えます。見解をお聞きます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

町では、令和8年度大阪府施策並びに予算に関する要望において、町村長会及び町村議長会を通じ、加齢性難聴高齢者等を対象とした補聴器等の購入に対する助成制度の創設を国に

働きかけることを要望しております。

また、本町で実施しています住民健診につきましては健康増進法に基づく健康診査を実施しており、糖尿病など生活習慣病の予防と早期発見、早期治療が目的であることから聴力検査は実施しておりません。聴力検査には検査基準がなく、また聞こえにくさは個人差があるため、健康診査では判定するのが難しい状況であります。ただし、今後明確な判断基準が示され、有効性が認められた場合については検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

聴力の衰えを自覚できる方は自分で病院に行くことが可能ですが、そうでない方は受診が遅れます。住民健診に聴力検査を追加することで、聴力の衰えを早期に自覚することが可能になります。聴力の低下はコミュニケーションを取りづらくします。高齢者の方に元気で長生きしてもらうためにも、気軽に聴力検査を受けてもらえる仕組みを検討していただくことをお願いしておきます。

次に、支給要件についてお聞きします。

自治体によって異なりますが、多くの自治体が住民税非課税世帯の65歳以上の方に2万5千円を上限に助成しているのが現状です。近隣では、松原市は住民税非課税世帯の方に2万5千円、課税世帯の方に1万円を助成されています。

本町ではどのような要件で助成する予定かお聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

近隣団体における助成の対象年齢は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、羽曳野市、太子町の5市町では65歳以上の非課税世帯であること、松原市では50歳以上であること、医師から補聴器が必要と認められることが条件となっております。助成額は現状2万5千円から4万円の範囲であります。

補聴器につきましては、本人の障がい区別に対応して設計、加工され、身体の欠損もしくは失われた身体機能を補完、代替するものであるため、難聴レベルや一人一人の耳の型に合わせて作成されます。

また、その型は耳かけ型、ポケット型などその形状も様々ではありますが、町の助成要件につきましては、本人の難聴レベルや補聴器の型式等個別の設定は行わず、一律の要件の下で対象年齢、助成金額、助成内容を設定する制度設計とする予定であります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

補聴器助成を受けるには医師の診断書が必要で、病院によって金額は異なりますが、大体5千円ぐらいかかるようです。2万5千円の助成金に対して、診断書の費用や手続の手間を考えて、補聴器助成を受けるのを諦める方もいらっしゃるようです。関東のほうでは10万円を超える助成をしている地域もあります。補聴器本体も高額ですし、せっかくの助成金ですから、できるだけ多くの方に受けてもらえるように十分に検討していただきたいと思います。住民さんに喜ばれる、よりよい制度になることを期待しています。よろしくお願いします。

では、最後の質問です。

5番、防災リュックの配布についてお聞きします。

災害が発生した際に、建物の倒壊や浸水等の心配がない場合、安全を確認した上で自宅に待機することを在宅避難といいます。従来の指定避難所に一時避難する場合と比べるとストレスなく過ごせること、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて自宅で家族だけで過ごしたいというニーズが高まったことにより、近年注目されるようになってきた言葉です。ただ、在宅避難をするためには、住宅の耐震化が進んでいること、防災グッズや備蓄品等の準備ができていることが必要になります。

本町では以前、防災リュックの配布をされていて、住民さんにも大変好評だったと聞いています。これを再開する予定があるかどうかお聞きします。また、新たに転入された方への配布はどうされているのかも教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

令和2年度に実施しました河南町非常時持ち出し用防災リュックの配布事業は、新型コロナウイルスの影響により、在宅避難を選択された方への備蓄、また住民の防災意識の向上につなげることを目的に、国の地方創生臨時交付金を活用し実施いたしました。

地域防災計画では、住民の基本的責務として、住民は自助・共助の理念の下、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時は自らの安全を守るよう行動などするとなっております。今後、前回配布後の転入者への防災リュックについては、財源の課題解決も含め、実施に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

前回配布後の転入者への防災リュックの配布を検討していただけるとのことで、ありがとうございます。転入手続の際に窓口で配布すれば喜ばれると思います。できるだけ早期に実現していただくことをお願いしておきます。

また最近では、自治体で防災カタログギフト配布事業を行うことにより、地域住民に改めて在宅避難に必要な備えを点検してもらい、防災意識を高める取組が増えてきているようです。防災グッズや備蓄品は、必要だと分かっている自分ではなかなか買わないものです。それをギフトとして贈り、カタログの中から自分に必要なものを選ぶという点で、防災カタログギフトは近年浸透してきているようです。これを地域住民を対象に一定の金額分配布するという事業として取り組む地方自治体が出てきています。東京都世田谷区では、1世帯当たり3,000ポイントを付与し、約100種類の商品から選べるせたがや防災ギフトを実施しています。同じく、東京都江東区では、200種類以上の防災用品から5,000ポイントまで選べるそなえーるギフトを実施しています。兵庫県淡路市では、5千円相当のカタログを全戸に配布し、市民が備蓄の必要性を再認識する機会としています。

防災意識の向上と家庭での備蓄を促す取組として、本町でも防災カタログギフト配布事業を実施してはどうでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

議員から他の市町村の例を挙げて様々なご提案をいただきました。今後、それらを参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5 番（藤井祥代）

よろしくお願いします。何をするにも費用がかかるので難しいこともあると思いますが、最近の防災事情を考慮して、是非本町独自の取組をされることを期待しています。よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤井議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前11時03分）

~~~~~

再 開（午前11時14分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○7 番（中川 博）

議席番号7番、公明党、中川博でございます。通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、町の防災における自助の支援について、奨学金返還制度について、水道の基本料金無償化について、带状疱疹ワクチンの当初の答弁について、職場環境の改善について、地域公共交通利用状況についての6事項でございます。また、論点が明確になるよう質問は一問一答方式で行います。

初めに、第26代アメリカ合衆国大統領のセオドア・ルーズベルトの「決断における最善の選択は、正しいことをすること。次によいものは、間違ったことをすることである。一番悪いのは、何もしないことである」という言葉を紹介いたします。もちろん、正しいことをするのが最善でございます。でも、それができないときは、弊害があったとしても何らかの手を打つのが次善の策でございます。何もしないのが一番悪いということだと思います。その上で、議員の質問権は、町民に代わって行政全般をたずねることができる議員固有の権能であります。町長及び答弁者におかれましては、町民のために積極的で前向きな答弁をよろしくお願いします。

それでは、1 事項め、町の防災における自助の支援についての質問に入ります。

まず初めに、北海道三陸沖地震で被災された方に心からお見舞いを申し上げます。いつ大きな災害が起こるかは分かりません。そのための備えは非常に重要であります。

河南町地域防災計画、第4節第1、住民の基本的責務、2、災害への備えの（4）で、最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄とあります。そして町としましては、自助を支援する一助として、町民の方に、先ほどほかの議員も質問されておられましたけれども、防災リュックを支給されました。そして、その事業の評価は非常によかったと町も結論を出しておられますし、町民の方からもありがたい等のお声を多くいただきました。

しかし、過去の一般質問で、転入された新たな町民になられた方が希望されているので支給は考えられないのかという質問をしましたが、答弁は、この事業は一旦これで終了すると非常に冷たい回答でございました。ほかの議員がその後質問されたときは、今後、転入者への防災リュックの配布などは町の単独費での事業となるため、財源などの課題も含めて検討すると、私に比べて前向きな答弁に変わりました。答弁の違いはどうでもいいのです。むしろ、少し前向きな答弁は歓迎したいわけです、町民にとってプラスなことは。

その後も、転入された方には是非支給してあげてほしいとの何人もの方からお声をいただいております。多くの転入された方やその声をお聞きになられた町民の方も望まれている事業でございます。ほかの議員の答弁にもあったように、具体的に検討されたのかどうかをまず伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

令和2年度に実施しました河南町非常時持ち出し用防災リュックの配布事業は、新型コロナウイルスの影響により在宅避難を選択される方への備蓄、また、住民防災意識の向上につなげることを目的に、国の地方創生臨時交付金を活用し実施しました。

地域防災計画では、議員おっしゃるように住民の基本的責務として「住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時は自らの安全を守るよう行動する」となっております。

今後、前回配布後の転入者への防災リュックについては、財源の課題解決も含め実施に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

私の質問は、検討されたのかという質問でございました。そこで答弁ですけれども、今回はほかの議員も多くの方から同じような要望を受けられて質問されておられます。

例えば、一般質問の集中質問方式というものがございます。1つは議論が深掘りできる、2つは政策に反映されやすくなる、3つは重要・必要なテーマが集中できるなどのメリットがございます。答弁では、2つ目の政策に反映されやすくなるということがまさに先ほど谷防災監の話で検討するという言葉がありましたけれども、実際は実施に向けてというところが大きなポイントだということでございます。そういうことで、前向きな答えをいただきましたので、実施していただけると考え、了とさせていただきたいと思います。

次に、2事項めですけれども、奨学金返還制度について伺いたいと思います。

まず、1項目め、日本学生支援機構 J A S S O の奨学金肩代わり制度とはどういうものか、まず伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

日本学生支援機構 J A S S O では、奨学金の返還に関して奨学金返還支援（代理返還）制度を令和3年度から開始されております。この制度は、企業等が日本学生支援機構奨学金の返還額の一部または全部を従業員に代わって J A S S O に直接返還し、奨学金返還者を支援する制度でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

安井部長、ありがとうございます。

それでは、2項目めですけれども、この制度導入のメリットはどのようなものか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この制度導入によるメリットでございますが、まず企業側としましては、奨学金返還の経済的負担軽減は特に若手人材にとって魅力的な福利厚生でありますので、優秀な人材の採用促進や離職防止となり、若手人材の確保、定着率の向上につながります。また、企業が代理返還した金額は一定の要件を満たすことで法人税の計算上損金（経費）として算入でき、従業員の給与として扱われないため、社会保険料の算定基礎にも含まれず、企業側の社会保険負担も軽減されるなど、税制面で優遇されます。

さらに、奨学金返還支援を導入している企業としてJASSOのホームページで公表されることで、社会貢献や従業員を大切にする企業姿勢をアピールでき、企業イメージの向上につながります。

従業員側のメリットといたしましては、奨学金の返還という大きな経済的、精神的負担が軽減され、生活の安定や将来設計がしやすくなります。また、企業が代理返還した金額は所得税や住民税の課税対象外となるため、給与として受け取るよりも実質的な手取り額の増加になることのほか、奨学金返還の手続の一部またはそれ全てを企業が代行するため、従業員自身の手間が軽減されるなどが挙げられます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

安井部長、どうもありがとうございます。

今ご答弁いただきましたように、企業にとっても従業員にとっても、また自治体にとってもメリットがあることがよく分かりました。

それでは、3項目めですけれども、少し前のデータですが、2024年10月時点で全国で2,587社が導入されておりますけれども、まだまだ知られていない制度でございます。ちなみに町内でこの制度を導入している企業があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

JASSOのホームページでは奨学金返還支援（代理返還）の制度を導入されている企業が掲載されておりますが、その中には町内を住所地とする企業はございませんでした。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ここでちょっと再質問させていただきたいと思います。

国会での答弁でもありましたけれども、メリットが多くある政策にもかかわらず、まだあまり周知されていない政策であることでございました。河南町は、企業自体は多くありませんけれども優秀な企業もあります。是非町としても広報に力を入れていただきたいと思います。ですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

先ほどもご答弁いたしましたとおり、企業側にとっても、また従業員側にとっても制度導入のメリットがございますので、町といたしましては、今後、町内の企業及び対象となる住民の皆さんに広く知っていただけるよう町ホームページ等により、広くお知らせしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

それでは、4項目めですけれども、次に大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業についての説明をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府では、物価高騰の中で奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保、定着につなげるため、大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業を令和5年度から実施されてございます。

本事業は、従業員等に対し奨学金返還に係る手当等を支給する、または従業員に代わって

奨学金を返還する奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に最大50万円の支援金を支給するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。大阪府のこの制度は、企業が導入しやすい環境をつくるための後押しをするものでございます。この制度も広報に力を入れていただきたいと、これは要望しておきます。よろしくお願いします。

次に、5項目めですけれども、大阪府下の自治体では別途に事業を行っているところもあります。例えば富田林市奨学金返還支援助成金制度というものがございますけれども、その内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

富田林市の奨学金返還支援助成金制度についてですが、この助成金は、富田林市への移住・定住を促すとともに、市内への就業を促進し地域の中小企業などの担い手確保につなげるため、大学等を卒業した若者の年代を対象に、貸与を受けている奨学金の返還を助成する制度です。

対象者は、申請の年度末時点で35歳未満であること、大学・短期大学等を卒業していること、日本学生支援機構等の貸与型奨学金の貸与を受けていること、富田林市に住民登録があり、富田林市内の中小企業等に正社員として6か月以上雇用されていること等が要件となっています。

助成金の額は、前年度10月から翌年9月までに返還した奨学金相当額で、年度の上限額は10万円となっています。また、最長で10年間助成を受けることが可能となっています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

近隣の身近な富田林市がやっている事業でございますので効果等も十分検討していただきたいと思いますが、本当に効果があるのかどうか、やっぱり影響があると思いますので、どうでしょうか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

富田林市の奨学金返還支援助成金につきましては、令和7年4月1日施行の事業ということでございますので、効果等につきましては今後も注視してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

それでは、6項目めですけれども、河南町としてはどのような対応を今後考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

大阪府内では、現在、富田林市と同様の奨学金支援制度を導入している自治体は同市を含め8市町村でございます。目的としては、主に少子化対策の強化、定住促進、事業所への就労支援等として同制度を実施されているようです。

今後、住民ニーズや近隣市町村の動向を注視し、同制度について研究してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

それでは、十分また検討していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の事項、3事項めですけれども、水道の基本料金無償化について伺いたいと思います。

1項目め、物価高対応の重点支援地方交付金では、地方公共団体が行う物価高対策を支援

するための推奨メニューとして④消費下支え等を通じた生活者支援や②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援に水道料金の減免や負担を軽減するための支援が盛り込まれました。今までも、近隣の自治体や大阪市でも幾度となく支援された事業でございます。河南町にも過去で一度あったと思います。また、メニューの⑥ですけれども、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備等にも効果があるとされております。

それでは、質問ですけれども、内閣府が出されている総合経済対策、政策ファイルの重点支援地方交付金推奨メニューの④の例として一つ挙げられているものはどの事業ですか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策の政策ファイルにおいて重点支援地方交付金の拡充と推奨事業が示されており、その④消費下支え等を通じた生活者支援の例として水道料金の減免と示されております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。今、多村部長からお答えいただきましたように、推奨する例示として水道料金の減免が一つ示されているということでございます。

2項目めですけれども、光熱費といえば電気、ガス等の生活に必要なエネルギーでございますけれども、会計上の勘定科目におきましてはそこに水道料金も含めて水道光熱費とするのが一般です。つまり、これが必要なエネルギーということでございます。

総合経済対策として、電気・ガス料金の負担軽減は別途1月から3月で7千円ほどの支給が盛り込まれましたけれども、水道料金はどの支援の対応に入っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおり、国の総合経済対策の中でエネルギーコストの負担軽減策として、電気料金、都市ガスの合計で1月から3月までの3か月間で7,300円程度の支援策が盛り込まれ

ています。

ご質問のありました水道料金につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう重点支援地方交付金の拡充が示されており、その中の推奨事業の一つ、消費下支えを通じた生活者支援の例として水道料金の減免が示されています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

次に、3項目めの質問に入らせてもらいたいと思います。

今回の閣議決定をされました重点支援地方交付金2兆円のうち9千億円が都道府県でございいます。そして、1.1兆円、内訳でいいましたら食料品の加算分が4千億円、その他3千億円、事業支援4千億円、去年の3.3倍程度が市町村でございいます。今後、自治体ごとに上限額が示された後、町においても具体的な内容の検討をされると思いますけれども、例えば交野市長は、農水大臣に意地でも屈しないと、おこめ券は配布しませんと。続いて、次が大事なんですけれども、私が言いたいことなんですけれども、市民を見ながら使い道を決めますから経費率1%の上水道基本料金免除と下水道基本料金免除に使い、より多くの市民に配りますと述べられております。国が物価高対策に即効性が重要だと考えられ、特段の思いで推奨メニューに加えられた水道料金の減免は是非考慮していただきたいと思いますけれども、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

現在、経済対策を含む国の令和7年度補正予算（第1号）が可決され、間もなく議員ご質問の重点支援地方交付金、正式名は物価高騰対応地方創生臨時交付金について上限額の内示があると思われます。補正予算の規模から申しますと、昨年度に比べ大きく増額となるように予測しております。

具体的な事業につきましては現在検討中でありまして、今後、早期の予算化に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、重点支援地方交付金以外にも、0歳から高校3年生までの子供に対する1人当たり

2万円の（仮称）物価高騰対応子育て応援手当が創設されているところでございます。

子供から高齢者までできる限り全住民の皆様や事業者に支援が届きますように、事業の選定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

ここで少し要望をしておきたいと思います。

正式名は、先ほど言われましたけれども、物価高騰対応重点支援、ここがちょっと抜けているんですね。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、略して重点支援地方交付金でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

ここで、ちょっと町民の方のお声を紹介したいと思います。

実はメールを頂きまして、いつもありがとうございますと。先日、ある集まりで地方交付金についての皆さんのご意見を、何か意見があったらしくて、いただきましたと。ご検討くださいというメールでございました。町民たちの方で一番欲しいというか、一番望んでいるのが現金支給でした。現金が欲しいと。カナちゃんコインはチャージが面倒くさいとか、いまだにやり方が分からない、また、つつい使い過ぎてしまうと意見がありました。次に、2番目は水道料金でした。やっぱり平等かなということでございましたというメールも頂きました。それもまた参考にしてもらいたいと思います。

さて、12月10日の衆議院予算委員会で高市総理は、食料品の加算分4千億円の使い道ですが、おこめ券やプレミアム商品券など直接食料品の支援のほか、可処分所得を増やすという意味で、物価高対策に必要な要望があれば水道料金の減免も内閣府において対応すると答弁をされました。つまり、今回の重点支援地方交付金の物価高対策におきまして、食料品の加算分4千億円、そしてその他の3千億円、事業支援の4千億円、全てにおいて水道料金の減免等は非常に重要な位置づけになっている点をまず十分に配慮して、今後検討していただきたいと要望しておきます。

それでは、4事項めですけれども、带状疱疹ワクチンの当初の答弁についてを伺いたいと思います。

带状疱疹ワクチンの質問を私はずっと続けてまいりましたけれども、今まで胸につかえた状況でございました。それは次の答弁が原因であるとお分かりいただけたと思います。それ

は、ワクチン接種で防ぐことができる病気につきましてはワクチンの活用を考慮していくべきだと思いましたが、ここで一旦前向きな考えを示しながら否定されたことがずっと胸に詰まっております。副反応などの様々な課題もありますので、任意接種の助成は慎重に検討してまいりたいと考えております。今回も、副反応の課題で、任意接種の段階では助成は慎重ということでございました。しかし、現在は定期接種となり、副反応の課題も概ね特段の問題はないものとされました。

そこでお聞きしますけれども、この答弁にあるワクチン接種で防ぐことができる病気につきましてはワクチンの活用を考慮していくべきを実施していただくためには、さらなる拡充を検討していただけるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

带状疱疹ワクチンの定期接種化につきましては、65歳を迎える方を対象に令和7年4月から開始されました。富田林医師会管内では、国の制度設計どおり、5年間の経過措置として65歳から100歳までの5歳刻みの方と今年度に限り100歳以上の方全員も併せて対象とし、実施しております。

大阪府内においては、松原市が国の制度設計の対象者に加えて50歳、55歳、60歳の方を任意接種の対象として助成を行っており、富田林医師会管内の市町村においても来年度以降に対象年齢の拡充について検討されているようでございます。

本町での取組については、財政面も含め検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

渡辺部長、ありがとうございます。

少し再質問させていただきたいと思います。

今答弁でもありましたけれども、富田林医師会管内の自治体でも50歳から対象年齢の拡充を来年度からされとのことですけれども、富田林医師会感染症対策委員会におきましては、定期接種の5歳刻みを埋めるほうがよいとのご意見もあると伺っております。50歳からやるのではなく、65歳から定期接種ですけれども、その65歳、70歳という間を埋めるというほうがよいというような意見もあると伺っております。

町としては、もし拡充されるのならばどちらの方法を考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

富田林医師会管内の市町村では、来年度以降の拡充を検討されているようでございますが、内容については把握しておりません。

本町では、带状疱疹ワクチンに関して住民の方からの問合せでは、50歳からの接種を希望される問合せはございませんが、5歳刻みのはざまの年齢で接種を希望される方からは多く寄せられております。

ただし、国では5歳刻みとした制度設計の理由については、医療体制の確保やワクチンの供給量、財政的な負担の平準化などが考えられます。本町での取組については財政面も含め検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

財政面ということですかね。どちらの拡充策につきましても、先ほど言いましたように今、町民の方から意見が多い65歳からの65歳、66歳、67歳という間を埋めていく政策か、また、ほかの市町村がやっている50歳から55歳というようなどちらの拡充策につきましても、一時的には財源が必要だと思います、やり始めると。ところが、基本的には一生に一度だけの助成というような今方向ですので、一生に一度だけの助成であるので、国の定期接種の時点で年齢に達したときには精算され、新たな財源は特段必要ないと考えますけれども、どうでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

65歳以上の方全員を带状疱疹ワクチンの接種対象者とし、一度限りの場合は議員仰せのとおり事業費に大きな差はないものと考えられます。

ただし、带状疱疹ワクチンの定期接種については地方交付税により財源が措置されております。国の制度設計と異なる65歳以上で5歳刻みでなく実施した場合は任意接種となり、地

方交付税において措置されず、後年度に措置されるかどうかは明らかではありません。

したがって、本町での取組につきましては財政面も含めて検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

そしたら、国の措置、例えば65歳、70歳という刻み、国は定期接種ですけれども、例えば66歳、67歳という方がそういう任意接種した場合、70歳の時点でそれが精算されて財源が国のほうで支援されるかどうか、一度また研究していただきたいと思います。そして、それが実現できたら、渡辺部長が先ほどから言われている財源財源ということがある程度クリアできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。下を向いたままですけれども、よろしくお願ひします。

それでは、5事項めを伺いたいと思います。

職場環境の改善について伺います。

1項目め、世界保健機関WHOが、冬季の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮し、我々みたいな高齢者ですね。室内温度の低温側の基準について勧告をいたしました。それを受けて、厚生労働省は事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等についての省令改正を行いました。WHOも重要と考えている点をまずは皆さん押さえていただきたいと思います。

今は割とこの部屋は暖かいですけれども、多分20℃以上にやっているといます。配慮していただいていると思うんですけれども、結果、労働安全衛生法の事務所衛生基準規則では、室温の適正基準は18℃以上28℃以下と法律で定められております。さらにひどい環境の場合は、法人と代表者には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることがあります。職場環境を決して軽視してはいけないということでございます。つまり、良好な職場環境の維持は大きな問題なのでございます。

環境省が省エネの観点から推奨している暖房時の室温の目安は20℃でございます。これは、あくまで省エネの観点での低めの室温でございます。その上で考えなくてはならないのが、室温と生産性には相関関係があり、最も生産性の上がる室温は25℃とされていることでございます。20℃前後の室温では手や足の感覚が鈍くなり、最近パソコンも打たれますけれども、タイピングや細かい作業のパフォーマンスが低下し、作業効率が10から15%程度低下する可

能性があるとされております。

以上、室温について述べましたけれども、もう一つ大事な基準が湿度でございます。低湿度ではのどや鼻、皮膚などの乾燥を引き起こし、風邪を引きやすくなるなどの健康に影響が生じ、職場環境が悪くなるおそれがあります。つまり、事務所衛生基準規則第5条第3項において、空調調和設備、つまり空調設備ですけれども、この庁舎もそうですけれども、設けている職場における室内温度、湿度が基準値内に収まるように義務づけられております。

温度は、先ほど述べましたように18℃以上28℃以下でございます。湿度は40%以上70%以下でございます。11月でもあまりにも寒い日がありましたので、近隣自治体の状況を聞いてみました。11月21日時点でございましたけれども、富田林市、太子町、千早赤阪村におきましては既に11月初めから暖房が入る状態にさせていただいていたとのことでございました。念のために河内長野市、羽曳野市、松原市にもお聞きしたところ、暖房はその時点で入る状態になっているとのことでございました。

そこで質問ですけれども、温度が18℃、湿度が40%を下回れば事務所衛生基準規則義務違反でございます。河南町においてどのような職場環境で職員は仕事をしているのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

庁舎内各フロアから選出しました7人の職員で構成する庁舎管理委員会を設けております。この委員会において冷暖房の温湿度設定や運転期間を協議し、決定しているところでございます。

今年は11月20日に庁舎管理委員会を開催し、冷暖房機の運転等について協議していただきました。その結果、暖房は12月1日から運転を行い、目安としては、室内温度は18℃以下で運転する、しかしながら気候や室温に応じて柔軟な対応をするとしております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。ということは、7人の職員で構成する庁舎管理委員会が全て責任を持っているということでございますか。ちょっと再質問したいと思います。

18℃以下での運転では労働安全衛生法の事務所衛生基準規則の義務違反ぎりぎりの状況でございます。また、現在20℃の集中管理も、質問で指摘したように20℃前後の室温では手や足の感覚が鈍くなり、タイピングや細かい作業のパフォーマンスが低下し、作業効率が10から15%低下する可能性があるとしております。今お答えいただきましたけれども、この柔軟な対応とは具体的にどういうことかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

先ほど答弁いたしました柔軟な対応とは、気候に合わせた運転期間や、庁舎においては屋内温度を冷房時28℃、暖房時20℃に保つように調整するなどでございます。

職場環境において一定の温度設定をする中でも、職員一人一人暑く感じる者や寒く感じる者がいます。体感温度も異なりますので、クールビズやウォームビズで服装を調整しながら、それぞれ個々に適した環境が構築できるよう柔軟に対応しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

2項目めですけれども、法令で努力義務とされている温湿度の基準を守られているかどうかそれぞれの場所で把握するために、職場内の多くの箇所に温湿度計を設置する必要があると思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

施設内における温湿度計の設置につきましては、庁舎管理を担当しております総務課事務室内に設置しています。確かに各フロアや事務室が配置されている位置によってその状況は異なりますので、多くの場所で測定することも状況把握をする上で一つの手法であると考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

私も、この質問をするに当たりまして温湿度計を購入しました。そんなに高いものではありません。1千円以下でございますので、できたら、そういう環境をちゃんと把握するために多くの場所で設置のほうよろしくをお願いします。

次に、3項目めですけれども、河南町におきましても近隣市町村と同じような対応をして職場環境の改善に努めるべきだと思いますけれども、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

職場環境の維持についてはWHOの基準に対応しているところです。職員で構成している庁舎管理委員会を開催し、冷暖房の使用期間等を決めているところです。空調設備の運転については12月1日から暖房を使用することとしておりますが、先ほどの庁舎管理委員会の意見を踏まえ、適切に対応できる状況にはなっておりました。

快適に仕事をするためにも、町においては夏場のクールビズ、冬場のウォームビズで職員の職場環境を整えているところでございます。議員の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

再質問させていただきます。

今この議場では、庁舎全体20℃で集中管理されているんですけれども、多分20℃以上を今設定されていると思うので、そんなに寒くないから皆さん何でかなという感じで聞いておられると思うんですけれども、現在、河南町庁舎は集中管理されており、20℃が固定されております。WHOは18℃から28℃の範囲内を基準としております。18℃や20℃の固定を推奨しているわけではございません。職員の皆様の体調や職場の個々の位置、例えば北側、南側、扉に近いところとかいろんな状況など、一律では適切な環境を確保できないと考えますけれども、なぜ設定温度を一律の集中管理されているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

間もなく12時になりますが、中川議員の質問が終わるまで会議を続けます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

空調設備の運転につきましては、建物内部における階数や出入口の位置など、その環境は様々でございます。職員一人一人で体感温度が異なることから、適正な管理ができるように施設内において統一した温度設定による集中管理を行っております。あわせて、クールビズ、ウォームビズにより、服装で調整することで、それぞれの職員が快適な環境を実現できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

なかなか壁が高いですね。高市総理も一緒に壁を乗り越えましょうとかいう話もやっておられましたけれども、結局、服装で調整してくださいと、温度は変えませんというようなことだと思いますけれども、やはり近隣自治体とか何かで調整していただいて、ある程度のアローアンスというか幅を持たす。今多分この議場は22℃か23℃ぐらいだと思うんですね、見ていないですけれども。ですからやっぱり快適な、こういうように意識があるわけなんです。もし集中管理するんやったら全部20℃にしたらいいいわけですが、この議場におきましても。ということで、一言申し添えておきます。

それでは、6事項めですけれども、地域公共交通利用状況について伺いたいと思います。

まず、1項目めですけれども、先ほどほかの議員も質問されておられましたけれども、まず、金剛バスの全面撤退から私たちの関心が金剛ふるさとバスにいきがちでございますけれども、今回はカナちゃんバス、やまなみタクシーについて伺いたいと思います。

まず、直近5年間の利用状況をお聞きしたいと思います。先ほども答えられておられましたけれども2年間ぐらいでしたから、直近5年間の利用状況をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスとやまなみタクシーの過去5年間の利用状況についてお答えいたします。全て年度ベースでの回答となりますので、お願いいたします。

令和2年度、カナちゃんバス4万613人、やまなみタクシーは902人、令和3年度、カナち

ゃんバス 4 万 6,841 人、やまなみタクシー 891 人、令和 4 年度、カナちゃんバス 5 万 1,793 人、やまなみタクシー 1,060 人、令和 5 年度、カナちゃんバス 4 万 5,831 人、やまなみタクシー 941 人、令和 6 年度、カナちゃんバス 3 万 5,420 人、やまなみタクシー 771 人、なお、令和 5 年 12 月 21 日から現在カナちゃんバスは通勤通学のため補完運行としておりますので、富田林市へ運行を行っております。そのため、1 日 12 便から 1 日 8 便に変更しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7 番（中川 博）

ありがとうございます。

今お答えいただきましたけれども、カナちゃんバスが令和 2 年度から約 4 万人、4 万 6,000 人、5 万 1,000 人、4 万 5,000 人、3 万 5,000 人、やまなみタクシーが 902 人、891 人、1,060 人、941 人、771 人と伸び悩んでいるというような状況という答弁でございました。

次に、5 年間の年度別の事業費と運賃収入等の差引額を伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスの過去 5 年間の事業費等についてお答えします。こちらも年度ベースの回答となります。

令和 2 年度、事業費 2,692 万 9,999 円、運賃収入等 376 万 6,900 円、差引額として 2,316 万 3,099 円、令和 3 年度、事業費 2,758 万 4,329 円、運賃収入等 445 万 3,310 円、差引額 2,313 万 1,019 円、令和 4 年度、事業費 2,653 万 8,378 円、運賃収入等 485 万 6,530 円、差引額 2,168 万 1,848 円、令和 5 年度、事業費 2,290 万 702 円、運賃収入等 461 万 4,682 円、差引額 1,828 万 6,020 円、令和 6 年度、事業費 2,883 万 2,359 円、運賃収入等 250 万 950 円、差引額 2,633 万 1,409 円。

次に、やまなみタクシーの過去 5 年間の事業費等についてお答えいたします。こちらも同じく年度ベースの回答となります。

令和 2 年度、運行費 488 万 2,340 円、運賃 7 万 9,850 円、町負担分 480 万 2,490 円、令和 3 年度、運行費 523 万 4,460 円、運賃 8 万 900 円、町負担分 515 万 3,560 円、令和 4 年度、運行費 523 万 4,460 円、運賃 8 万 7,300 円、町負担分 514 万 7,160 円、令和 5 年度、運行費 529 万 7,490 円、

運賃 7 万 6,100 円、町負担分が 522 万 1,390 円、令和 6 年度、運行費 597 万 5,200 円、運賃 6 万 4,500 円、町負担分 591 万 700 円、以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7 番（中川 博）

ありがとうございます。差引額でいきますと、カナちゃんバスが令和 2 年度から約 2,300 万円、2,300 万円、2,100 万円、1,800 万円、2,600 万円、やまなみタクシーのほうで約 480 万円、510 万円、510 万円、520 万円、590 万円と、やはり令和 6 年度は増加傾向でございます。何らかの改善策は必要であると、今後考えております。

それでは、3 項目めですけれども、金剛バス撤退から交通空白地においては唯一の交通手段がやまなみタクシーになるわけでございますけれども、今後、利便性を考えた改善策があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

やまなみタクシーにつきましては、ご承知のとおり利用者の減少も見受けられることから、交通形態の在り方を見直していく時期に来ていると感じております。町中心地区再編整備は地域公共交通も合わせて考えていく機会であると考えておりますので、その中でやまなみタクシーも含めて総合的に考えてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7 番（中川 博）

ありがとうございます。

少し再質問させていただきたいと思います。

藤井寺市で今実証実験しておりますデマンドタクシーでございますけれども、富田林市の議員にお聞きしましたら非常に評判がよいというようにお答えをいただきました。その事業の予算についても聞いてみましたけれども、タクシー 2 台分で年間で委託料が 873 万円とのことでございました。1 台当たり 436 万円でございます。以前、河南町でのデマンド型交通調査検討の資料でも、運行費用が 480 万円を計上で、あまり違いがありませんでした。

しかし、この調査は不思議なことに、デマンドタクシーを導入すればすぐに金額は 1,300

万円に跳ね上がっております。以前、このデータというか調査をいただいたときにたまたま国土交通省の本庁の課長さんとお会いする機会がありまして、このデータ、調査結果というたら割と粗くて、なかなか不思議な調査やというように言われておりました。現に藤井寺市のデマンドタクシーは436万円でございます、この調査結果には先ほど申し上げましたように疑問があり、それを基準に全て考えられては困るわけでございます。

それはさておき、現状のやまなみタクシーは運賃も業者が請け負った後の委託料がこの補正予算で出てきましたけれども、委託料が年間747万円で、かなり多くなっております。その理由もお聞きした上で、河南町もやまなみタクシーをデマンド方式にするような考えはあるのかどうか、一番初めに述べましたセオドア・ルーズベルトの言葉を思い出してお答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

藤井寺市のデマンド型乗合タクシーは、令和7年10月1日から定時定路線のデマンド型乗合タクシーとして実証実験を開始されました。交通空白地や拠点施設等への交通手段の確保を行うことを目的に、北部、南部の2つのルートをそれぞれ1日11便ずつ運行されているようでございます。

これまでも、やまなみタクシーをデマンド交通にとのご意見は多数いただいております。本町は河南B交通圏でタクシーの数も定められ、藤井寺市とは地形、交通事情などを含めその背景も異なっていることから、一概に比較することはできないのではないかと考えます。

また、以前にデマンド交通の導入については、システム導入経費などが必要になること等、費用面もより高額になることが予測され、デマンド交通は適さないと報告させていただいております。

しかしながら、その後数年が経過し、ライドシェアなどの新たな方式も開始されるようになりました。このような新しい手法も踏まえ、本町に適した移動手段を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

藤井寺市の状況をちょっと聞きましたら、定時定路線なんですけれども予約型にしまして、例えば、バス停というか停留所があるんですけれども、必要なかったらそこは飛び越えてずっと行くということで効率的に運用していると。ですから、今やまなみタクシーが走っているような状況でも十分予約を取って、例えば目的地があって、その間誰もほかに乗り合わせがなかったら直接そこまで行けるという効果があるというような方式を捉えているということです。ですから、同じデマンド方式でもいろんな方策がありまして、河南町には向いていないということではなく、河南町に合うような方式も必ずあるはずでございますので、今後、早急に検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

ここでお昼休憩を取るんですが、午後は１時１５分より開催したいと思います。よろしくお願いします。

休 憩（午後０時１２分）

~~~~~

再 開（午後１時１４分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○９番（力武 清）

それでは、議長の許しを受けまして一般質問させていただきます。耳がちょっと調子悪いのでイヤホンをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私の質問は小学校の安全対策からさせていただきます。

今日、地球温暖化による気候変動が目まぐるしく変化し、地震、台風などによる自然災害が地球規模で発生しております。そうした中で、今回取り上げる課題として、こども園、小中学校での落雷による被害をなくす対策についてまず質問いたします。

園や学校での落雷事故に対する取組は本町でどのようにされているのか、伺います。

現状施設での避雷針の設置状況について、園や小中学校ではどのようなになっていますか。

また、避雷針の設置基準についてどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

落雷対策についてのご質問といたしまして避雷針の設置状況でございますが、本町の小中学校及びこども園には避雷針の設置はございません。

避雷針は、建築基準法において高さ20mを超える建築物に設置することが義務づけられております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

答弁にあったように、建築基準法では高さ20mということで答弁を伺いましたけれども、園や小中学校以外の本町の施設の場合設置はどうなっているか、全体的なことをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町の公共施設の中では役場庁舎に避雷針が設置されてございます。また、総合運動場の夜間照明設備にも設置されてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

答弁ありがとうございます。20mということで、建築基準法の枠内で設置されているということでお伺いいたしました。

次に、避難場所の指針と指定場所の確保についてお伺いいたします。

天気予報などで落雷注意報が出された場合の取組についてですが、注意報が出された場合、日頃の避難場所の指定はどのようにされていますか。避難する指針は決められているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園におきましては、教育・保育計画の中に安全計画を定めており、その計画の中で、雷発生を想定した訓練を実施し、園舎など安全な場所へ避難誘導することとしております。

本町の小中学校では、学校保健安全法第29条第1項に定める危険等発生時対処要領として各校の危機管理マニュアルを定めております。その中で、雷への対応について、児童を迅速に安全な場所へ避難させることなどを対応方針としております。児童生徒を屋内へ避難誘導することや雷被害発生時の対応フローチャート等を定めており、それに基づき対応を行います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

再質問させていただきます。

避難する際の誘導は整理されているのかということと、年に1回ぐらいは雷に特化した避難訓練、地震や火事の避難と同じように雷に対する避難訓練はされているのかどうか、そのあたりは現状どうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

まず、誘導の点ですけれども、避難の際の誘導につきましては、雷注意報が発令された場合は気象庁の雷ナウキャストによる今後の予測情報、空や音の様子などを踏まえ、危険が想定される場合には、園児が園庭等屋外にいる場合は保育室へ誘導し、保育室にいる場合には屋外に出さないようにするなど、安全な場所への避難誘導を行っております。

小中学校におきましても、こども園と同様に、危険が想定される場合には屋外に児童生徒を出さないことを徹底しており、児童生徒が校庭等校舎外にいる場合は屋内に避難誘導するものとしております。

そして、雷に特化した訓練についてのご質問ですけれども、中村こども園におきましては、

雷発生を想定した訓練を年に一度程度ですけれども実施しております。小中学校では、いろいろな訓練を実施しておりますけれども、雷に特化した訓練というのは実施しておりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

できましたら、今後、日頃の訓練の中に雷に対する取組もちょっと意識的にやっていただければありがたいと思います。

それと次に、警報ランプや雷レーダー等の設置状況についてお伺いいたします。

落雷被害を最小限にする上で観測機器を備えていくことが必要かなというふうに思いますけれども、警報ランプや雷レーダー等の設置を提案いたしますけれども、現状どうなっているかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

雷に関する注意報や発生状況は、気象庁のほか、日本気象協会など様々な主体からデータを取得することが可能でございます。文部科学省や気象庁も、小まめに気象情報を確認して、天候急変の場合にはためらわず活動の中止等の対応を行うことが対応として示されており、現在のところ警報ランプや雷レーダーを整備する予定はございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

再質問、答弁を受けてですけれども、園児や児童生徒のあらゆる危機に備えるということをお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

2事項めですけれども、園や小中学校での感染対策なんですが、特にインフルエンザ予防の取組についてお伺いいたします。

秋から冬にかけて、園や学校ではインフルエンザや新型コロナウイルスなど様々な感染症の集団感染のリスクが高まる時期となっております。園や学校は集団生活を営む場所のため、一人でも感染者がかかった場合、一気に広がりやすくなり、教育活動にも影響が出てくると

思います。リスク回避のために手洗いやマスク、ワクチン接種など基本的な感染対策が必要となります。

そこでお尋ねいたします。園や学校でのインフルエンザによる感染症での感染者は何人ほどおられますか。また、学級閉鎖や学年閉鎖になったケースはどの程度でありますか。また、その通知は例年に比べて多いと判断されていますか。

もう一つ、学級閉鎖、学年閉鎖する際の目安基準は定めておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園のインフルエンザ感染状況につきましては、令和7年11月末までで延べ25人と、昨年よりも多い状況となっております。また、こども園では学級閉鎖等は実施していません。

小中学校における令和7年度のインフルエンザ感染状況につきましては、11月4日以降学級閉鎖または学年閉鎖が発生しており、12月8日までで学級閉鎖が小学校8クラス、中学校2クラス、学年閉鎖が中学校1学年、これに伴うインフルエンザ罹患者数は小学校延べ47人、中学校延べ21人となっております、この時期としては例年よりも多い結果となっております。

学級閉鎖、学年閉鎖にする際の明確な基準はございませんが、感染状況により学校医と閉鎖の是非について相談を行い、最終的には、学級閉鎖については学校長が、学年閉鎖については教育委員会が決定することになっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

改めて、今年のインフルエンザによる感染が多いということが分かりました。引き続きの注意をよろしくお願いしたいと思います。

それと、次の質問ですが、インフルエンザ予防接種の取組をどのようにされているかということですが、集団接種されているのか個別接種されているのか、お伺いいたします。

また、インフルエンザ予防接種を受ける際の費用はどの程度個人負担があるのかも併せてお伺いいたします。医療費助成制度の中で賄われるか、それともそれ以外のところで個人負

担で発生するのか、発生した場合幾らになるか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

インフルエンザワクチンは、昭和37年から勧奨接種として小中高校生を対象に集団接種が開始されましたが、接種に際して後遺症が残る重篤な副反応を起こしたケースも見られ、昭和62年からは保護者の同意を得た希望者にのみ実施するよう法律が改正され、さらに平成6年の予防接種法改正により任意接種に変更となっており、現在、小中学校での集団予防接種の実施はございません。

現状、インフルエンザ予防接種につきましては、高齢者は定期接種であることから自己負担額1千円で各医療機関において個別接種することができますけれども、子供たちを含めてその他の方は任意接種となり、全額自己負担となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

今年、インフルエンザの予防接種で、町内の診療所等で高齢者の方はよく予防接種をされているケースがたくさんあるんですけれども、学校園でのその喚起、予防接種に対しての保護者への案内とか注意事項とかいうのは日頃されているのか、再質問させていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

インフルエンザの予防接種につきましては、特に保護者の方へのご案内とかいうのはさせていただいてないかと思います。

感染状況とか感染しないような注意とか、そういったことは保健だよりとかそういったものでご案内をさせていただいているというところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

全国的にもう数万人、数十万人というインフルエンザの感染者が今年は発生しているということなので、より一層の注意喚起をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次に、園や学校の室内環境の整備状況の現状についてお伺いいたします。

感染対策の基本は教室内の空気を定期的に入れ替えることが大事だと言われておりますけれども、新型コロナ流行以降、機械換気設備の必要性が言われ、その整備が全国的に進んでおります。本町の場合、換気の設置状況はどうなっているのかお伺いいたします。園の場合と小中学校の現況についてお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園につきましては、定期的に2か所以上窓を開け換気を行っておりますほか、全ての部屋に空気清浄機と換気扇が設置されてございます。

小中学校につきましては、授業中は窓の端を少し開けて外気を取り込み、休み時間には前後の出入口も開放し、教室内の空気が入れ替わるほか、空気清浄機、換気扇の活用や、エアコンだけではなく扇風機を回すなどの対応を行っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

換気扇とか空気清浄機が全ての教室に設置されているということで、児童生徒、保護者にとっては非常に、職員の方もそうなんですけれども、整備されているということで安心いたしました。引き続き、状況を整備していただきたいと思います。

それで、整備されていない場合のことを聞こうと思っているんですけれども、CO<sub>2</sub>のモニターの設置を進めているところが全国的にあるんですけれども、それと手洗いの場の水道蛇口を自動水洗にするとか、接触を避ける効果が出るとは思いますけれども、そのあたりはどうされるのか、見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園では、換気状況を測定するCO<sub>2</sub>モニターは設置しておりませんが、定期的

な窓の開放、換気扇の設置、また保育室内の手洗い場で小まめな手洗いの励行などの感染症対策に努めてございます。

次に、小中学校ですが、二酸化炭素濃度測定器につきましては新型コロナウイルス感染症対策として令和２年度に導入しております。

手洗い場の水道蛇口の自動水栓化につきましては、蛇口を触らないということでは一定の感染予防になると思いますが、手洗いのほかに用具の洗浄、注水などにも使用し、用途に応じた水量が必要となることから、用途に応じて検討していく必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○９番（力武 清）

積極的に感染症対策を行う上でもう一つ提案したいと思いますが、石けんディスペンサーの設置が、これも全国的にも広がってきておるんですけれども、この自動化することによって衛生的に進むんでないかなというふうに思うんですけれども、現状どうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園では現在ポンプ式のハンドソープを使用し、小中学校では石けんまたはポンプ式のハンドソープを使用しておりますが、自動石けんディスペンサーは接触による感染リスクの軽減につながることから、設置することは有効であると考えております。今後、設置費用や管理方法などを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○９番（力武 清）

よろしく前向きにいろいろ設備投資で感染症対策をやっていただきたいというふうに思います。

次に、３事項め、保健室の問題についてお伺いいたします。

1 番目に、園や学校生活において、毎日のけが、病気の際に保健室の果たす役割は大きいものと認識しておりますけれども、改めて保健室の役割はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども園につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準により、園舎に備えるべき設備として保健室が位置づけされております。

保健室の役割といたしましては、けがや体調不良の園児の処置、対応を保育室とは隔離されたスペースで行うことができることや、体調不良児の症状が落ち着くまでの間や保護者のお迎えを待つ間に安静に療養できる場所として保健室は重要な場所となっております。

学校でございますが、保健室の法的な位置づけとしましては、学校保健安全法第7条で「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と規定されており、病気やけがの際に最前線で対処する機能だけではなく、保健指導などの様々な面において学校保健活動のセンター的な機能を担っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9 番（力武 清）

長い園や学校での生活を行っていく上で保健室の役割が大きいことがよく分かりました。引き続きこの取組をやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、②のところに入っていきます。

保健室の利用実態についてお伺いしたいと思います。

園や学校生活のところでどのくらい年間利用されているのか、お伺いします。昨年の実績、今年の実績が分かれば今年もお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども園の保健室の利用者につきましては、令和6年度実績として203人となっております。

す。主な利用といたしましては、登園後の発熱等体調不良での利用となっておりますが、日常のけが等の利用者数も相当多いと聞いておるんですけれども、こちらについては正確な数を把握してございません。

令和6年度の小中学校の保健室利用状況は、小学校がけが等の外科的内容で2,782人、発熱等の内科的内容で1,676人で、計4,458人となっております。中学校は、外科的内容が812人、内科的内容が1,686人の計2,498人となっております。外科的内容及び内科的内容以外にも、休息等の目的で来室する児童生徒もおりますが、実数としては把握しておりません。

なお、すみません。今、こども園の数についてはちょっと持ち合わせてないんですけれども、小中学校におきまして令和7年度11月末までの数字になりますけれども、小学校2校では11月末までで合わせまして2,537人、中学校では1,933人という数になってございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

保健室の利用が1日1人とかそんな感じかなと思っておったから、結構な数字で保健室が利用されているということで、保健師の人も大変やなというふうに思うんですけれども、ちょっと再質問させていただきたいんですけれども、重篤な場合の対応について、保健室と保護者との連絡というか、そういう連絡体制というのはきちんとされているのかどうか、そのあたりは日頃どうされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

教育長。

○教育長（中川 修）

今、重篤な場合とかという保健室の対応のご質問がありましたので、それについてはちょっと現場のときの感覚も含めてお答えさせていただきます。

当然、子供たちの状況というのは保健室も含め、あるいは学校全体で共有しとかないかん状況の子というのは把握していますので、そういった場合は保護者さんとの連絡、これはこういうときには連絡しますよとかいうふうなことは事前に確認をしておりますし、状況によっては救急車を呼んだりとか搬送してもらったりとかいうことはしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

けがしたり嘔吐したり、様々な事情を抱えた児童生徒に対して手当てしながらの健康管理などを担っておられること、よく分かりました。保健師の先生にご苦勞をかけているなというのが分かりました。

それで、次に③の養護教員の関係についてお伺いしたいと思います。

けがしたり熱が出たり下痢したり、様々な症状に対応した処置を看護師や養護教員の方は担っておられますが、改めて感謝したいと思います。

そこで質問ですけれども、園や小中学校での養護教員の配置について質問したいと思います。現在の配置はどうなっているのか、園、小中学校での配置をお伺いいたします。配置基準は園児数や児童生徒の数に応じてどうなっているかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども園における配置基準は、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準により定められておりますが、養護教諭は努力義務とされております。本町では、病後児保育や登園後の発熱等の体調不良、けがの対応など、様々な業務を複数の看護師で対応しております。

小中学校における養護教諭等の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により定められており、3学級以上の学校に1名配置され、児童の数が851人以上の小学校または生徒の数が801人以上の中学校で複数の配置となっております。よって、本町の各小中学校では養護教諭が1名配置されてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

先ほど、園や小中学校での保健室の利用状況をお伺いいたしましたけれども、たくさん利用があるにもかかわらず1人というのがほとんどですね。その場合、養護教員が1人の場合、何らかの用事が出てくると思うんですけれども、その場合の代替をどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

中村こども園におきましては、看護師を複数名配置しておりますことから、1名不在の場合でも対応が可能となっております。小中学校では、養護教諭等が不在のときには管理職やそのときに授業がない教職員が代わりを務めておるというところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

1人の方でたくさんの保健室の利用を請け負っているということなんですけれども、1人で間に合わない場合、そのための手段として看護師の配置などを求めたいと思います。それと同時に、富田林医師会などの協力を得て登録制を用いて、不在時に対応をしてもらうということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか、見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

ご提案の件でございますが、中村こども園では複数名の配置というところで、今のところ対応はできているものと認識しております。

専門職についてスポット的な協力を医師会に求めるということでございますけれども、その点についてはなかなか難しいものと考えておりまして、小中学校におきましては現在の管理職などでの対応を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

教職員の方のそういう学校での生活で安心・安全できるような体制の取組を是非強化していただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、4番目の事項についてお伺いいたします。

カナちゃんバスの件なんですが、一つは日よけや雨よけ、ベンチの設置を求める問題なんですけれども、最近、私の事情でカナちゃんバスを利用する機会が増えました。これまでマイカーを運転していたときには見られなかったものや景色が見えて、楽しんでいます。また、利用する人とのコミュニケーションも取れて、要望も伺うところが多くなりました。そうした中で、日よけ、雨よけ、ベンチの設置などが求められました。現状の設置箇所について、まずお伺いいたします。現状の設置箇所は全体のバス停のうち何か所か、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスのバス停に関しましては、大阪府の補助事業である猛暑対策事業補助金を活用して2か所整備しております。その内容は、河南町役場前に植樹、ベンチとミスト装置の設置、また東山（大阪芸術大学・サンプラザ前）にも植樹、ベンチと日よけのシェルターを設置しております。いずれも補助額は全額府の補助です。それ以外に、万代前バス停は同補助金を万代が活用されベンチとシェルターが設置されました。いずれのバス停においても、カナちゃんバスの乗降客が多い停留所でございます。

次に、カナちゃんバスのバス停の数は48か所ございます。地域がベンチ等を置かれていたり、シェルター設置をされている箇所も確認しております。町の設置のバス停は先ほど申し上げました3か所でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

ベンチとシェルターの設置がまだ3か所というぐらいに少ないというのがありましたけれども、バス停を設置されているところの物理的条件によりますけれども、日よけ、雨よけの設置になっている条件を整備されているのか、お伺いいたします。また、設置できそうなところで設置されていないところはあるのかどうか、また設置計画があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

バス停における日よけ、雨よけ等を設置する場合の条件ということですが、特段、規定に

については設けておりません。これまでは、大阪府の補助制度である猛暑対策事業を活用して整備しているのが実情でございます。この大阪府の事業におきましても、商業施設及び役場といった乗降客数の多い箇所であるなど条件があるため、どの場所にでも適用できるものではありません。

また、バス停の位置や用地的な問題から難しい状況でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

カナちゃんバス停そのものは運行にとって新しくなりましたが、それも月日がたつと、風雪に耐えて建っていますけれども、そろそろさびが出てきています。案内内容も見にくくなっているバス停もあります。だから、さび止めの塗料を塗るように提案いたします。見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

バス停停留所看板の改修ということでございますが、カナちゃんバスのバス停の看板につきましては平成29年度に現在の形に変更して整備しております。材質が銅製であり、今のところ風雨を受け止めることもできており、当面使用できるものとは考えております。

しかしながら、場所によってさび等が見受けられるところもありますので、点検の上、必要に応じて修繕対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

是非、さびが広がらないように早めの対応をお願いしておきたいと思います。

次に、広域で運行している金剛ふるさとバスですけれども、停留所と重なっているところが何か所かあります。分かりにくく、先日私、乗っているときにたまたまですけれども、ふだんはあまり利用されていないと思うんですけれども、富田林行き金剛ふるさとバスのほうと間違えてカナちゃんバスに乗ってこられて、慌てて降りられたケースがあったんです。こ

うしたトラブルを防ぐためにも、バス停の重なったところの工夫もお願いしたいと思います。  
見解を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

現在運行しておりますバスについては、方向幕を前面と側面に表示し、行き先が分かるように表示しております。金剛ふるさとバス、カナちゃんバスとでは標柱も異なっており、それぞれの標柱に時刻表を明示しているところでございます。

このほか、バスが到着しドアが開いたときには音声合成装置による行き先案内アナウンスが流れます。また、ドライバーによる行き先アナウンスも併せて行うなど、利用者に分かりやすい案内に努めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

カナちゃんバスを利用している住民さんと運転手との会話が非常に親密化されて、いい雰囲気やなというのを毎日感じております。カナちゃんバスの運行が非常に日頃の、私みたいに運転できなくなった者にとってはいいし、もともと免許証を持ってない方の買物や寺田地区の病院、クリニック等々の利用が本当に住民に定着しているなというのをありがたく思っております。引き続きの運行をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、佐々木希絵から質問します。

まず初めに、P F A Sの問題について質問いたします。

2024年6月の定例会でも質問させてもらったんですけども、引き続きP F A Sについてお伺いします。

前回、WHOの専門機関IARCがPFOAの発がん性を最も危険なグループ1、これは喫煙やアスベストと同等というところに引き上げたことを指摘しました。また、町内の梅川で国の暫定目標値50ng/ℓに肉薄する44ng/ℓが検出されたこと、青崩浄水場でも検出事例があることを挙げ、対策を求めました。

その際、町からは基準値以下であり国の動向を注視するとの答弁でしたが、世界に目を向ければ、アメリカの環境保護庁EPAは飲料水基準を4ng/ℓ、これはPFOS、PFOAそれぞれに4ng/ℓという極めて低い値に法制化をしました。もしここがアメリカやったら、7ng/ℓが検出された青崩浄水場の水は基準違反として供給停止や対策が求められるところです。

自然豊かな河南町において、町民の不安を払拭し、将来にわたる安全を確保するため、以下、具体的にお伺いします。

まず1つ目、水道水の安全基準と水質基準についてです。

前回、50ng/ℓを下回っているから直ちに影響はないとされていましたが、この基準はあくまで暫定的なものであって、安全を保障する絶対ラインではないです。実際、神戸市では、国の値を尊重しつつも、より厳しい10ng/ℓを監視強化の目安として運用し始めています。これは、10ng/ℓを超えた時点で検査頻度を増やすなど、リスクの芽を早めに摘むための現実的な対応です。近隣を見ても、太子浄水場で30ng/ℓ、藤井寺で37ng/ℓ、柏原で27ng/ℓと、南河内地域は決して無縁ではないと思っています。

本町の水道水は大阪広域水道企業団が供給していますが、町民が口にする水の安全に妥協は許されません。企業団では神戸市同様の監視強化基準があるのか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪広域水道企業団に確認しましたところ、本町に供給している村野浄水場の令和7年5月及び8月に計測されたPFOS及びPFOAの数値はいずれも7ng/ℓで、青崩浄水場の9月に計測された数値は5ng/ℓでありました。いずれも現在、国が示している水質管理目標値の暫定値50ng/ℓを下回っております。

万が一、水質検査での数値が著しく変動した場合は、PFOS、PFOAだけに限らず、検査回数の増加や測点の場所、時間などを変え検査を行い、原因を究明していくとのことでございました。

また、令和7年6月より水道水の水質基準を新たに設定するため水質基準に関する省令が

改正され、令和8年4月1日からは、これまでのPFOS、PFOAの合計値50ng/lが暫定値から水質基準に格上げされたことに準拠するとのことをございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

神戸市、先ほど申し上げたように10ng/lを何らかの基準というよりは観測強化の目安とするということを神戸市の水道局で確認しました。これに対して大阪広域水道企業団は、今、安井部長がおっしゃっていただいたことによったら何らかの基準値、実際の数字を設けるのではなくて、何かちょっと今までよりもおかしいぞ、高いぞということがあったら検査回数とか観測場所を増やすというようなことです。神戸市もすごくこれに対して厳格に行っているわけではないので、まあまあよく分かりました。

ただ、基準が今ないのであれば、神戸市同様に例えば10であるとか20であるとか大阪府に即した、この南河内地域に即したような監視ラインとか厳しい監視体制を導入するように構成団体として働きかけるということとしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、このあたりはどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和6年6月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物PFASに係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱いについて検討を進められました。

環境省の中央環境審議会の水道における水質基準等の見直しについて（第1次答申）及び水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次答申）を踏まえ、令和8年4月1日からPFOS及びPFOAの水質管理目標値である50ng/lを現在の暫定値から水質基準に格上げすることや、検査の回数を概ね3か月に1回以上を基本とするなどの改正が行われました。

大阪広域水道企業団ではこの国の決定に準拠していくとのことですので、基準値について議員からご提案あった内容につきましては企業団にお伝えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

分かりました。是非強く働きかけていただきますよう、よろしくお願いします。アメリカでは4なので、それぞれ4で、10ぐらいが限界だと聞いていますので、是非よろしくお願いします。

次に、P F O S 等含有消火設備についてお伺いします。発生源の対策としての泡消火剤についてです。

環境省の在庫調査等も進んでいますが、町民の財産を守るための設備が逆に環境汚染や健康被害の原因となっていては本末転倒です。まず、現状把握についてお伺いします。

本町が管理する公共施設、庁舎や学校のボイラー室、いろんなところにP F O S を含有する古い泡消火剤を使用しているところはないのかどうか、現時点でそれらは何か所残っているのか、お伺いします。

また、消防署だけではなく、地域の消防団が保管、使用している消火薬剤の成分確認は完了していますか。これらについて、いつかやるのではなく代替品への取替えを早急に計画、実行すべきと考えます。現状と今後のスケジュールをお教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

P F O S、P F O A、P F H x S は熱的・科学的安定性、疎水性、疎油性を持ち、泡消火薬剤や半導体の製造等に用いられてきた化学物質で、ストックホルム条約において規制対象物質とされており、国内でもそれぞれ平成22年、令和3年、令和6年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入等が禁止されています。

現在、本町における公共施設等の設備や消火器などにおける個々のP F O S、P F O A の含有状況は把握しておりませんが、庁舎の消火器につきましては、消火剤の入替えや機器の取替えの際に含有されていないものへと更新されてございます。今後、まずは調査してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

私のほうから消防関係の説明をさせていただきます。

町消防団の消防車は消火薬剤を使用しておりません。また、消防車に積載しております消火器にはP F O S 含有の薬剤は含んでおりません。

消防署では、大阪南消防組合に確認したところ、P F O S 含有の薬剤は令和4年で廃棄されております。現在は、消火薬剤としてはメガフォーム、スーパーフォーム、グリーンアルコエース、フレックスパンを使用しており、この4種はP F O S を含んでおりません。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

役場の中の、消防団や消防署は大丈夫なんですけれども、その他の設備に関してはどういふものがあるのかまず調査して、そこから対応していただけるということで、是非早めにやっていただけるようによろしくお願いします。

次の質問なんですけれども、3 点目といたしまして、P F A S 耐用1 日摂取量、次、食べ物の話ですね。町民への正しい情報への周知の話です。

食品安全委員会、国のやつは、P F A S の耐用1 日摂取量をP F O S 、P F O A それぞれに体重1 kg 当たり20ng と評価しました。でも、これはアメリカでは実質ゼロを目指すということで、今は日本の数百倍厳しい基準を設けています。何でもアメリカが正しいということではないんですけれども、安全基準でいうところは厳しめにこしたことはないので、アメリカを引き合いに出しています。

日本の評価についても、食品安全委員会の座長自身がデータが不十分ということは認めておりまして、今後厳しくなることはあっても緩くなることは考えにくいというような状況です。この20ng という数字すら知らない町民がほとんどではないでしょうか。

基準値の議論を持つだけではなく、どのような製品にP F A S 系が含まれているのか、井戸水の使用は大丈夫なのか、対策としてどういうことができるのかなど、生活上のリスクを下げるための情報を発信することが行政の責務かと考えています。

基準値以下なら安全という従来の説明にとどまらず、最新の科学的知見やT D I の考え方

を広報紙やホームページで分かりやすく解説し、町民の自衛策をサポートしてほしいと考えておりますが、そのあたりの見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におきましては、現在、水道水中における有機フッ素化合物についてと題し、水道水の安全性について、大阪広域水道企業団が行った水道水の検査の結果に問題がないことや最新の測定数値が掲載された同企業団のホームページへのリンクを掲載しております。

今後、PFOS、PFOAについてのより詳しい情報について、環境省や他市町村の情報発信の内容を参考に、どのように住民の皆様に分かりやすくお知らせするか研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

情報を発信する前提でどうしたらいいか考えていくという答えで間違いはないですよね。分かりました。是非よろしくお願いします。

私たちが買う食品自体に何か、例えばバターにPFASが混じっているかと言われたら、そういうものは多分スーパーで買う分にはないと思うんですね、ただ、農業用水がPFAS汚染、汚染と言えるレベルかどうかは置いて、PFASを含んでいる水で育てている場合もあって、今、水道水の基準は50、じゃ排水の基準は何、じゃ食べ物の基準は何、それぞればらばらにやっているけれども、実際取り組むのは1人の人間なので、その基準に合致するかどうかというようなことも含めて広報していただけたらと思います。

次、4点目の河川・井戸水などの環境基準についてです。4点目、5点目を併せて環境保全についてなんですけれども、まず、河川、井戸水などについてです。

河南町の誇りは、豊かな自然とそこから生まれる農産物です。しかし、土壌や水が汚染されればそのブランドは一瞬で崩れ去ってしまいます。現在、環境基準や排水基準には法的拘束力が弱い部分がありますが、だからといって測らなくていいということにはならないです。梅川で44ng/lが出ていたという事実がある以上、ほかの河川や、特に農業用に使われている井戸水や水の実態がどうなっているのか早急に調査を行ってほしいと考えております。

また、国や府に対して、法的拘束力のある環境基準の策定を農業のまち河南町としても強く要望してほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

公共用水域及び地下水におけるPFOS、PFOAについては、令和2年に人の健康の保護に関する要監視項目に設定され、暫定指針値としてPFOS、PFOAの合計値で50ng/ℓ以下とされました。また、令和7年6月には暫定指針値から指針値に見直されてございます。

50ng/ℓの指針値については、WHOの飲料水水質ガイドライン第4版2022年3月21日では、水からの化学物質の摂取量を全化学物質摂取量の10%とするのは過度に保守的な設定、安全側に立った設定であり、特に情報がない場合には20%とすることが適当とされていて、PFOS等について20%と仮定した場合に暫定目標値は100ng/ℓとなるところを、令和2年当時に国において安全側に立った考え方を基に設定されたものでございます。

現在も引き続き、各国、各機関によりさらなる検討がなされており、我が国においても、最新の科学的知見に基づき、目標値の取扱いについて専門家による検討が進められているところでございます。

現在、全国の河川においてPFOS、PFOAの水質検査が実施されており、大阪府における本町の水域では、梅川の石川合流直前で令和5年度の検査で44ng/ℓ、千早川の石川合流直前で令和4年度の検査で11ng/ℓであり、両地点とも国の暫定指針値を下回っている状況でございます。

今後につきましては、国の検討状況や大阪府における河川の水質検査の結果などについてこの動向を注視し、本町での実施について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、河南町で7か所で40項目ほどの河川水質検査というのを行ってますよね。梅川で44ngを観測したことがある河南町なので、数年に取りあえず1回だけでも検査項目にPFASを加えるということができないのか、難しいのか。検査費用の相場調べたら大体3万円程度なので、どこの場所から梅川に最終的に44ngも流れ込んだのかというのを分析して、住民の健

健康被害を防ぐというのは町の役割じゃないかなと思います。3万円の検査費用で健康被害が防げるのであればすごくコスパのいい話じゃないかと思うんですけども、そのあたりはなぜやらないのか、やるとしたらやるに当たってのどういうハードルがあるのか等、お教えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河川水質検査ということで本町のほうでも水質検査してございます。ちょっと私、記憶するのは6か所を年4回の38項目だったと思い……。すみません。ちょっと今持ち合わせておりません。そういった内容だったと思います。

河川につきましては、環境省のほうの河川ホームページを見ますと、PFOS、PFOAにつきましては、これまでから抑えられているということを踏まえて水質基準のベクトルが下向きにずっと推移しているという掲載がございます。こういった状況から踏まえまして、またこれが横向きとか上向きとか状況が変わってきまして、我々のほうでもまた水質基準のほうは考えていくことも検討すべきかなということで考えてございます。今のところは項目としては考えてございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ばーっとPFASの問題がメディアで取り上げられるようになって、どういうものに含まれているかというのも皆さんが知るところになったので、それに合わせて少しずつ環境中のPFASも減ってきたのじゃないかということは言えるんですけども、また引き続き、河川の検査というのは府でもやっていただけたらと思うので、ここに数値の異常があれば町内の河川7か所、6か所でも検査していただけたらという認識でもいいですかね。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

全くしないということではなく、今後の状況を見てその辺は見極めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

是非よろしく願います。環境が変わったらすぐに安井部長が動いてくれると思います。

最後に、P F A Sの排水基準についてです。事業所の排水についてです。

ストックホルム条約でもP F O SやP F O Aは廃絶対象となっておりまして、微量であっても環境汚染につながるとしております。既に町内で検出されているのであれば、その原因を本当は特定してほしいし、これ以上の拡散を防ぐためには排出源の管理が不可欠です。

町内の工場、事業所等に対して罰則を与えるためではなく地域の水を守るパートナーとして、自主的な排水調査や排出抑制への協力を呼びかけてほしいと考えております。併せて、国や府に対して実効性のある排水基準の策定を求めてほしいと思っておりますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

事業所からの排水基準につきましては、水質汚濁防止法により規制されてございます。この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排水される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される排水及び廃液に関して、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものでございます。

その法律第3条第1項に、排出基準は排出水の汚染状況について環境省令で定めるとあり、その基準が定められた排水基準を定める省令には、多くの有害物質について排出水の汚染状況についての基準が定められておりますが、現在のところP F O S、P F O Aは含まれてございません。

令和7年5月に、平成14年8月15日付で環境大臣により中央環境審議会に対し諮問のあった水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準等の見直しについてに対しての第7次答申において、当面の間、環境中での検出状況のほか、様々な知見の集積を図りつつ、引き続き

適用の在り方について検討することとするのでありますので、環境省や中央環境審議会の動向を注視しつつ、必要に応じて工場や事業所に呼びかけ、国・府への対応について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員、この事項、これでよろしいですか。

質問の途中ですが、14時30分まで休憩とします。

休 憩（午後2時18分）

~~~~~

再 開（午後2時29分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

途中になりましたが、佐々木議員、続きをお願いします。

○1番（佐々木希絵）

次に、公契約の在り方について質問いたします。

ちょっとこれで、小難しい雰囲気にはなってしまうんですけども、要するに役場が企業と契約を行うときは契約の相手側がコンプライアンスを守っている必要があるやろうということ言うだけなので、リラックスして聞いてください。

国連のビジネスと人権の指導原則には、自治体を含む国が企業活動による人権侵害から市民を保護するという義務を持つと定めています。税金が使われる公契約の相手方やそのサプライチェーンが人権侵害を助長、加担しないよう、自治体が積極的に介入することは責務だと思います。この指導原則の保護、尊重、救済、この3つの柱を実現するための具体的な仕組みの導入について質問していきます。

まず1つ目、ビジネスと人権の指導原則についてなんですけれども、この指導原則の第1の柱は、自治体が住民を人権侵害から守る責務があるということです。町は、指導原則にのっとり、公契約において人権侵害を助長しない自治体の責務があることを認識しておられるのか。この認識に基づき、現行の入札、契約制度の中で人権侵害を防止するための具体的な措置をいつまでにどのような形で導入するのか、具体的な行動計画を求めます。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

平成23年（2011年）国連人権理事会において全会一致で支持されたビジネスと人権に関する指導原則は、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの3つの柱から構成され、企業活動における人権尊重を国際的に推進するための枠組みです。

国においては、令和2年にビジネスと人権に関する行動計画が策定され、この計画を踏まえ、令和4年に責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインが示されました。さらに令和5年、国における公共調達の契約書等に人権尊重に関する記載を導入する方針が示され、現在の方針に基づき、国の省庁において順次導入がされている状況でございます。

本町におきましては、公契約においても人権尊重は基本であり、河南町人権をまもるまちづくり条例に基づき人権意識の普及、啓発に努めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

分かりました。

次に、契約の相手・サプライチェーンの健全性についてです。

指導原則の第2の柱は、企業が人権を尊重する責任です。自治体は、公契約を通じて企業にその責任の履行を求めることができます。契約の相手方が法令を遵守していることは当然ですが、特に問題となりやすいのは、実質的に労働が行われる下請、孫請など契約の末端で劣悪な労働条件が放置されることです。

河南町工事請負契約約款の第7条には、元請も下請も暴力団の関係者やったらあかんというような条文や、雇用保険、社会保険に入っている企業を下請人にするよう努力することという義務は課されていますが、労働条件に関してはノータッチです。町の公契約において、元請に対し下請や孫請を含むサプライチェーン全体で人権侵害のリスクを特定、防止、是正するための人権デューディリジェンスの実施を契約の必須条件として求めるべきではないかと考えます。それについての見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

現時点では、日本には企業に人権デューディリジェンス（人権DD）を義務づける法律がなく、国の責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインは努力義務にとどまり、法的拘束力がございません。今後は、公契約におきまして企業が人権を尊重する体制が重要であると認識しております。国や自治体の動向等を注視してまいります。

また、本町としましては、人権をまもるまちづくりを推進していく基本の方針にのっとり、国の行動計画やガイドラインの内容を踏まえつつその対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

再質問します。

これは町長にお伺いしたいんですけれども、今は検討するという話だったんですけれども、朝の中川議員の検討には段階があるという話なんですけれども、この検討がどの程度の検討か私には分かりかねます。ですが、近隣の事例を見ていますと、例えば堺市の工事請負契約約款、ここにあるんですけれども、の第1条の2では、元請の責任範囲を社会的責任にまで拡大しています。具体的には、品質管理法、下請法に加え、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など多岐にわたる法令遵守を1次下請だけではなく2次請け以降の全サプライチェーン、さらには資材、原材料の供給業者に対してまで啓発するよう努力義務として明記しております。

このような約款の整備は堺市だけではなく、12月の初めには岸和田市が議会でやると明言しておりました。そして豊中市、茨木市、東大阪市、多分府でも既に導入されているものです。近隣の多くの自治体で実現できていることが本町にできない理由はないと思います。約款の改正を含め早急に取り組んでほしいと思うんですけれども、もし本町でこれができないという特段の理由があったら教えてください。

今、こっちに河南町の工事請負契約約款もあります。これ、第1条は堺市のものと全く同じなんですね。第2条も全く一緒。堺市が第1条の2を法令上の責任という欄で入れているというだけで、河南町もこれを入れ込むということがそんなに難しい話ではないんですけれども、もしか理由があるなら教えてください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ご質問いただきまして、今私も堺市の契約約款と本町の契約約款を持っているんですけれども、条文を多分、国の中央の規約を基に各市町村でつくっているというふうに思います。特に、やはり人権尊重とかその辺については、行政というか公としてはやっていく必要があるんで、この点について他の市町村がどういう形になっているか見まして、導入に向けて検討していきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

ありがとうございます。導入に向けての検討ということなので、中川議員が先ほどおっしゃっていた事例に合わせればいいということです、とにかく。

再々質問なんですけれども、サプライチェーンの全体の健全化を進める上での革新は賃金です。人権尊重の具体的な指標として、劣悪ではない労働条件を定義するため、地域の生活実態を考慮した最低賃金を上回る公契約賃金（労働報酬下限額）を設定することの是非について、町の現状の認識と見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

本町におきましては、個々の労働報酬単価を設定することについて、国や大阪府等の動向を注視して検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

それでは、次に社会的公正の実現についてです。

指導原則には社会的公正の実現を求める箇所があります。公契約の相手方を選定するとき、経済合理性だけではなく社会的課題の解決に積極的に貢献する企業、具体的には、社会的に不利な立場にある人々を積極的に雇用したり労働環境の改善に尽力したりする企業に対して、行政契約でインセンティブを与える仕組みが必要です。女性であったり障がい者であったり社会的弱者を積極的に雇用している企業やワーク・ライフ・バランスの推進に熱心な企業に対して、契約における総合評価落札方式やプロポーザル方式において優遇する、加

点するなどの具体的なインセンティブをルール化すべきと思っています。町の見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

女性や障がい者の雇用促進、働きやすい職場づくりなど社会的課題の解決に積極的に取り組む企業を評価する仕組みは、自治体の公契約においても重要な視点であると認識しております。

本町におきましては、平成20年度より河南町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱に基づき、対象案件において地域住民雇用貢献度や障がい者の雇用状況を評価項目に取り入れる取組を行っております。今後は、こうした既存の評価項目の活用を継続するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進や社会的弱者の雇用促進など社会的課題の解決に積極的に貢献する企業を評価、加点する仕組みの拡充について、府や他自治体の事例を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。社会的公正の実現ということで、町でも障がい者の雇用を2%にしないといけない中で、町はそれのパーセンテージを上回って雇用しているというような実態もありますので、是非、これは加点評価をどうやってするかというだけの問題ですので、よろしくお願いします。

そして、次に環境保護についてです。

環境保護についても、行政契約は、環境保護と持続可能な社会の実現に貢献する企業の活動を後押しすべきと考えます。契約の履行に際して、環境負荷の低い資材の利用やエネルギー効率の向上など具体的な環境配慮を求めることで、地域全体の環境意識を高める効果も期待できます。省エネ・再エネの利用、環境負荷の低い資材の使用など、環境配慮に関する具体的な基準を契約の必須条件や評価項目に含めるグリーン調達を考え方を公契約へ反映させてほしいですけれども、町の具体的な方策を問います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

本町では、第4次河南町地域温暖化対策実行計画に基づき環境負荷低減に向けた取組を進めております。また、物品購入や役務提供の際には仕様書にグリーン購入法適合品を明記するなど、環境配慮を取り入れた実績もございます。今後は、こうした取組をさらに推進するとともに、総合評価落札方式やプロポーザル方式において工事や委託業務の性質に応じた評価項目の設定について検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

是非よろしくお願いします。

最後に、違反時の対応についてです。

指導原則の第3の柱としまして、人権侵害が発生した場合の実質的な救済方法の確保です。これは、被害者向けの苦情窓口と契約制度におけるペナルティーで実現される必要があります。公契約に関連して、下請、孫請の労働者や匿名の住民が人権、労働条件の侵害を通報できる独立した仕組みを構築することに対する見解と、人権侵害や環境への高負荷が発覚もしくは確認された場合、現行の河南町建設工事等入札参加停止要綱に定める法令違反の項目に加え、人権デューディリジェンスの要件や町が定める人権基準への重大な違反を入札参加停止の明確な対象として追加することへの見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

現在、本町では、公契約に関連して下請、孫請の労働者や匿名の住民が人権、労働条件の侵害を通報できる独立した仕組みはございません。国では、中小企業の取引上のトラブル相談窓口として下請かけこみ寺を全国に設置しています。また、大阪府ではものづくりビジネスセンター大阪MOBIO内に相談窓口を設け、国の相談員に加え公正取引委員会OBを配置するなど相談体制を強化し、下請企業へのしわ寄せ防止に取り組んでいます。

本町といたしましては、こうした国・府の既存の仕組や関係機関の相談窓口を積極的に活用していただきたいと考えております。

次に、人権侵害や環境への高負荷が発覚、確認された場合、現行の河南町建設工事等入札参加停止要綱に定める法令違反の項目に加え、人権デューディリジェンス（人権DD）の要件や町が定める人権基準への重大な違反を入札参加停止の対象として追加することについてですが、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

これ、人権侵害を通報できる国と府の窓口を基本的に活用してほしいという話なんですけれども、先ほど挙げた公契約の約款を下請まで広げるということに変えた自治体のほとんどが、例えば下請が大阪府の中労委に違反と言われたときまでは、例えば町はもちろん把握できない、元請までしか把握できないけれども、例えばそういうふうに誰かが知っていて、この企業は実は大阪府から指導を受けてんねんということが発覚したら、直ちにそれを元請に言ってそこを使わないようにするというようなことは実際にやっているんですね。いろんなところに明記はできないんですけれども、というぐらいちゃんと制度化はできないんですけれども、実際それは役所答弁でもそういうふうに答えているところがあります。

なので、河南町は人権に関してはちょっとほかの動向を注視するという事なんですけれども、ほかの違反に関しては国とか府の窓口にわざわざ行かなくても町に言ったらすぐに確認できることも、府の違反やったらホームページに出ているので、あると思うので、それはすぐに対応できるんじゃないかなと思いますし、対応すべきかと思います。そこに関しての見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

先ほど堺市等の約款等のお話もありまして、そちらのほうを今後うちも取り入れる方向性で検討していくというところで、先進事例、自治体等どのようにされているかというところは今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

是非よろしくをお願いします。難しい話ではないので、よく研究していただきたいと思います。

次の事項で、労働環境とジェンダー平等についてお話しさせていただきます。

近年、官製ワーキングプアという言葉が広く知られるようになりました。行政が民間のお手本になるどころか、率先して不安定な低賃金労働を生み出し、固定化させているという問題です。特に深刻なのは、その多くが女性。河南町の場合は82%が女性であり、自治体がジェンダー格差の温床になっているという点です。物価高騰が続く中、もはや家計の補助という昭和的な感覚で賃金を決めることは許されません。河南町で働く職員が人間らしい生活を営める労働条件にあるのかという観点から質問してまいります。

まず、1つ目に河南町における実態についてお伺いします。

本町の実態を正確に把握するために伺います。現在河南町に在籍する会計年度任用職員の人数をお答えください。

その上で、収入の実態についてお伺いします。ワーキングプアの定義は様々な機関で語られていますが、概ね年収200万円前後に集中しております。河南町の場合、フルタイム換算した場合の年収が200万円未満の職員及び200万円以上250万円未満の職員はそれぞれ何人おり、全体の何割を占めているのか。また、この低賃金層に女性がどの程度集中しているのか、その実態をお示してください。

さらに、職種別の実態についてです。保育士、保健師、司書など専門資格や高度な知識を要する職種において会計年度任用職員が占める割合と、その中の女性比率はどのようになっているのか。もしこれらの専門職の多くが女性であり、かつ非正規雇用であるならば、それは女性が多いケア労働や対人支援業務を構造的に低く評価し続けているということの証左であり、町としては是正すべき構造的な課題であると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

初めに、会計年度任用職員の数ですが、令和7年4月1日時点の数値で申し上げますと、特定の時期に集中的に発生する業務への対応のため、あらかじめ登録を行っている職員、いわゆるスポット任用職員も含めまして168人でございます。

次に、フルタイム換算した場合の年収ですが、これらの職員のうち令和6年度に在籍していた職員の支給実績で申します。200万円未満の職員は23人、200万円以上250万円未満の職

員は21人で、これらの職員の合計は全体の約30%を占めております。このうち、女性職員の占める割合は約86%となっております。

続いて、資格を要する職種や高度な知識を要する職種において会計年度任用職員が占める割合は約75%で、このうち女性が占める割合は約93%でございます。

女性職員が非正規雇用である割合が高く、構造的に低く評価し続けているのではというご指摘ですが、まず、職員数全体として非正規職員の割合が高い、また、それに占める女性職員の割合が高いという点については、今説明いたしました数値が現実でございます。ただ、その点に関しましては町としての課題であると同時に全国的な事象、課題であるのではないかと考えております。

常勤、非常勤の職員配置につきましては、常勤職員が執り行わなければならないいわゆるコア業務と非常勤の方に任せる部分を整理した上、職員体制を構築しているところでございます。また、職員採用に当たっては広く一般に募集を行っており、町が示した雇用条件の下、応募という形の合意があった上での雇用でございますので、決して女性を低く評価しているというところではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

業務実態についてはやっぱり女性のほうが多くて、しかもワーキングプアの基準と呼ばれる年収200万円前後、250万円未満の方が全体の30%、44人もいらっしゃるということは、女性、男性関係なく、すぐに町が是正すべき課題かなと思っております。全体的な問題、全国的な問題やから、河南町だけじゃないからええねんというのでは、やっぱり主体性のなさはちょっとおかしいかなと思っています。

次の業務自体についてなんですけれども、新潟市は先日、新潟市の人事委員会が会計年度任用職員の実態調査を3年にかけて行って、その結果がこの間出てきました。結果としては、保育士や保健師などの専門職において、司書さんもですね。正規職員と非正規職員の間で業務の難易度や責任に差がないという報告になっておりました。本町において、補助的業務という名目でいろいろな会計年度任用の職員を雇用しながら、実態は正規職員と同等の責任のある業務を任せているという専門職の女性たちが、やりがい搾取の状態に置かれている事例はないと言い切れるのか。職務内容が同じであれば賃金も同じであるべきというのが法の趣旨です。新潟市の事例を他山の石とし、本町でも全庁的な業務実態の棚卸し調査を行ってほ

しい。特に、先ほど申し上げた保育士さん、保健師さん、司書さんという専門職においては調査を行ってほしいと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

新潟市の事例をご紹介いただきましたが、まず新潟市は政令指定都市でございまして、ご紹介のあった会計年度任用職員実態調査に関しては、市の第三者的執行機関であります人事委員会が実施され、本年10月に報告されたものと認識しております。本町におきましては南河内公平委員会を設けていますが、人事委員会とはその職務権限は一定異なるものと承知しております。人事担当において同様の調査を実施するというのは人的制約の面からも容易ではないと感じておりますが、新潟市人事委員会の報告書の内容を研究させていただき、よい方法は取り入れられるように努力してまいりたいと考えます。

また、いわゆる同一労働同一賃金の考え方は徹底されるべきものであると認識していますので、この考え方に反するような勤務実態が生じないように、正規職員、特に管理職に対しては注意を促していくとともに、人事担当としても、正規職員と非正規職員間で不合理な給与格差が生じないように、職務、職責に応じた報酬額の設定や非常勤職員の日常の勤務実態に関して引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今の答えで、人事委員会がないから河南町はしようがないんやというようなことがあったり、同一労働同一賃金の考え方は徹底されるべきものと認識していて管理職には注意を促していくという答えもあったんですけども、不合理な給与格差が生じないように。実際に起きているという前提で話をすべきかなと思います。実際に新潟県の人事委員会で数年前に判断されたのが、あしたも私たち出てくるけれども、ボーナスの額が上がるといったときに会計年度任用職員の人も0.5、ほかの人もみんな0.5で公平やないかという前提で上げられるところを、そもそも会計年度任用職員の人の0.5って2.何ぼかなので、私たちは4.何ぼなので、そもそもの前提が違うからそれは全然公平じゃないじゃないかという話になって、会計年度任用職員の人の上げ幅だけをちょっとだけ上乘せしたというような事例もあるんですね。河

南町は人事委員会がないのはしょうがないとしても、それやったらほかの手段で、新潟市で働いている人はラッキーやったねで終わる話ではないので、実際にワーキングプア状態が発生しているのです。それは注視するどころじゃなくて調査しないといけない話ですよ。ほんまにどうなっているのかという興味がないということなのかな。なんで調査をしないのか、人が少ないのは人が少ないとして、調査をしない理由、もっとほかの理由があれば教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

先ほど新潟市の事例のほうも３年かかって調査されたという経緯があります。こちらのほう、決して否定しているわけではございませんで、新潟市の調査の方法等を研究させていただきまして、よりよき方法があるならば努力していきたいというふうにも答弁させていただいたとおりでございます。いいやり方があるのならば研究してまいりたいということでございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○１番（佐々木希絵）

分かりました。

新潟市の調査３年と申しましたが、それは全会計年度任用職員の職種に対しての調査です。そして、多分全職員に対して調査をされました。私が今、新潟市の問題で出てきた専門職において、保育士、保健師、司書さん、特に司書さんは大学を卒業して資格を取らないといけないのに正規職員がゼロと。本当に安く買いたたいているという状況なんですね。保育士さんに関しても業務のしんどさとは見合わない条件、半分以上が非正規であると。保健師さんも同様の、ちょっとましなようには聞いているんですけども、やっぱりそれは専門職への敬意が全然足りていないんじゃないかなと思います。

新潟市は全職員なんですが、私が今申し上げているのはその３つの専門職に対しての調査だけでもしてほしいということであるということと、新潟市の３つの専門職の雇用の人数と河南町の雇用の人数は全然違うので、河南町も、じゃ同じ調査をしたときに３年もかかるかどうかといったら、絶対かからないんですよ。なので、やっていただきたいということを申し上げておきます。

そして、最後に労働環境の調査と是正についてなんですけれども、是正の仕組みについて、小規模自治体である河南町は、職員の労働基本権を守る最後のとりでというのは公平委員会しかありません。ですが、公平委員会は基本的に職員からの不服申立てがあって初めて動く仕組みです。一般的には労働基準監督局に訴える、で労働基準監督権は監督局にあるということなんです、公務員はそこに当てはまらないので、じゃどうするのかといたら人事課に言うか公平委員会に言わないといけないんですけれども、じゃそのどこに監督権があるのかというのがはっきりしないんですね、河南町の場合は。というところはすごく問題かなと思います。

雇用継続に不安を抱える会計年度任用職員が自ら公平委員会に不服を申し立てるということは、事実上できないであろうと思います。大分勇気が要るかと思います。つまり、現在の仕組みでは労働者たちの苦境をすくい上げるという仕組みがありません。訴えがないということは問題がないということの意味しているわけではないです。声を上げられない構造があることは、労働者が私に切実な現状を訴えてくる事実からも容易に推測できます。だからこそ、公平委員会や人事担当課が申告を待つ受け身の姿勢ではなく、全職員対象のアンケートとかヒアリングを行うなど実態を実際に見に行く、もしくは調査するというような能動的な姿勢は必要かと思います。これに関する見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

非常勤職員も含め職員からの職場の勤務環境等に関する相談があった場合は、人事担当のほうで丁寧に対応しているところではございますが、受け身の体制ではなく能動的な対応をとのことですが、一例として挙げいただきました無記名での職員アンケート、ヒアリングについては、無記名方式であったとしても、実施主体が人事担当課であるということで正直な意見を書きにくい、言いづらいということも考えられるのではないかと思います。本来、職員の職務環境や給与に関する要望や意見は、職員労働組合がアンケートされるというところが多く自治体では通例ではないかと考えています。本町職員労働組合とは、よい意味で連携していかなければならないと考えます。

また、職員の労働環境の改善に関して人事担当課として取り入れる能動的な取組については、他の自治体の事例を調査し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

再質問いたします。

最終的に、先ほども申し上げたように、従業員、正規職員、非正規関係なく労働監督権の最終的な責任者というのは河南町の場合誰なんですか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

雇用に関してでしたら町長のほうになります。教育部局でしたら教育長というふうになるかと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

最後になるんですけれども、雇用に関しては町長、あと教育長のほうが最終的な労働監督権の責任者であるという答えだったんですけれども、それで間違いないですよ。じゃ、ほかの自治体は、大きいところは人事委員会が持っているような監督権を町長と教育長が持っているんですね。間違いないですね。

○議長（浅岡正広）

暫時休憩します。

休 憩（午後 3 時 0 6 分）

~~~~~

再 開（午後 3 時 1 3 分）

○議長（浅岡正広）

そしたら、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

すみません。先ほど監督の件で、私、採用のほう町長、教育長というところで訂正させていただきまして。今、監督のほう公平委員会のほうになるかと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。はい。

佐々木議員の質問が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問 1 日目の議事日程は終了しました。

一般質問 2 日目は、明日 12 月 18 日 午前 10 時に開きます。

本日はこれを持ちまして散会とします。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 14 分散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～



令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木）

# 令和 7 年河南町議会12月定例会議会議録

（第 3 号）

河 南 町 議 会



# 令和7年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和7年12月18日（木）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1 番 佐々木 希 絵  
3 番 高 田 伸 也  
5 番 藤 井 祥 代  
7 番 中 川 博  
9 番 力 武 清

2 番 藤 野 裕 子  
4 番 ポーポ 三 恵  
6 番 河 合 英 紀  
8 番 大 門 晶 子  
10番 浅 岡 正 広

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長  
副 町 長  
教 育 長  
防 災 監  
政 策 総 務 部 長  
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長  
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長  
ま ち 創 造 部 長  
ま ち 創 造 部 理 事  
政策総務部副理事（秘書広報官）  
政策総務部副理事兼自治防災課長  
政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  
政策総務部副理事兼人事財政課長  
政策総務部副理事兼契約検査室長  
政策総務部副理事兼まち創造部副理事  
すこやか生活部副理事兼民生課長兼人権男女共同社会室長  
すこやか生活部保険年金課長  
すこやか生活部副理事兼税務課長

森 田 昌 吾  
江 島 芳 孝  
中 川 修  
谷 道 広  
多 村 美 紀  
中 海 幹 男  
渡 辺 慶 啓  
安 井 啓 悦  
久保田 篤  
森 口 竜 也  
藤 木 幹 史  
田 中 啓 之  
後 藤 利 彦  
岩 根 有津佐  
金 道 純 一  
中 筋 美 枝  
桶 本 和 正  
辻 元 哲 夫

すこやか生活部高齢障がい福祉課長

安 達 信 介

すこやか生活部健康づくり推進課長

山 田 恵

まち創造部地域整備課長

藪 本 雄 介

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

森 弘 樹

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

北 野 朋 子

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

和 田 信 一

教 ・ 育 部 教育課長

藤 井 康 裕

教・育部副理事兼こども1ばん課長

渡 辺 恵 子

教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

木 矢 哲 也

教・育部学校給食センター所長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

大 門 晃

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

会議録署名議員

6 番 河 合 英 紀

7 番 中 川 博

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第18まで

## 令和7年河南町議会12月定例会議

令和7年12月18日（木）午前10時00分開議

### 議事日程（第3号）

|       |                                                     |     |
|-------|-----------------------------------------------------|-----|
| 日程第1  | 一般質問（2日目）                                           | 151 |
|       | （個人質問）                                              |     |
|       | 2番 藤野 裕子 議員                                         | 151 |
|       | 3番 高田 伸也 議員                                         | 167 |
|       | 4番 ポープ 三恵 議員                                        | 190 |
| 日程第2  | 議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）                        | 205 |
| 日程第3  | 委員会提出議案第1号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議            | 205 |
| 日程第4  | 議案第29号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  | 205 |
| 日程第5  | 議案第30号 令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                 | 205 |
| 日程第6  | 議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）                    | 205 |
| 日程第7  | 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について        | 210 |
| 日程第8  | 議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 210 |
| 日程第9  | 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | 210 |
| 日程第10 | 議案第35号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第6号）                        | 219 |
| 日程第11 | 議案第36号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                  | 224 |
| 日程第12 | 議案第37号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3                      |     |

|       |                                             |     |
|-------|---------------------------------------------|-----|
|       | 号)                                          | 226 |
| 日程第13 | 議案第38号 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算(第2号)             | 229 |
| 日程第14 | 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                 | 232 |
| 日程第15 | 議員提出議案第1号 河南町政治倫理条例の一部を改正する条例<br>の制定について    | 233 |
| 日程第16 | 議員提出議案第2号 河南町議会議員の請負の状況の公表に関する<br>条例の制定について | 233 |
| 日程第17 | 決議案第1号 中華人民共和国の薛剣・駐大阪総領事の不適切な<br>言動に対する非難決議 | 260 |
| 日程第18 | 会議期間の決定について                                 | 270 |

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び12月12日開催の議会運営委員会の審議結果も併せてタブレット670、令和7年12月18日、12月定例会議（最終日）のフォルダに送信していますので、ご確認願います。

日程第1 一般質問2日目を行います。

個人質問を行います。

質問者は、藤野議員、高田議員、ポープ議員、以上の順で発言を許します。

最初に、藤野議員の発言を許します。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

おはようございます。議席番号2番、会派暁の藤野裕子でございます。

私が議員になり初めてこの場に立たせていただいてから早くも1年がたちました。初めて一般質問をさせていただいたときは、大変緊張したことを今でも覚えております。1年がたった今でもこの場に慣れることはなく、この場に立つと身が引き締まる思いでございます。

この1年、町民の皆様から多くの声をお寄せいただき、改めて議員としての責任の重さを感じております。日頃よりご支援をいただいている町民の皆様にも心より感謝申し上げます。また、日々丁寧にご対応いただいている理事者の皆様にも併せて感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず初めに、マイナ保険証への完全移行に関する町の対応について質問をさせていただきます。

ます。

12月1日をもって全ての健康保険証が有効期限を迎え、12月2日からはマイナンバーカードを基本とするマイナ保険証への移行が全国一斉に始まりました。連日の報道では、医療機関での資格確認に時間がかかる、マイナ保険証が使えない高齢者の方が操作に戸惑うなど、制度移行に伴う混乱が取り上げられています。先日、役場職員の方からも、更新や問合せが増えてとても忙しくなっていると伺いました。

国は、医療機関での混乱を避けるため、来年3月までの暫定措置として従来の健康保険証を利用できる対応を取っていますが、私の周りを見てみますと、マイナンバーカードそのものを作っていない人が特に若い世代に意外と多いような気がしています。若い世代は病院に行く機会が少ないこともあり、マイナ保険証への移行への必要性を感じず、カードを持つメリットや制度変更の重要性が十分に伝わっていないように感じます。

まず、本町でのマイナンバーカードとマイナ保険証の普及状況をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

本町のマイナンバーカードの交付率につきましては、令和7年10月末時点で80.2%となっております。

次に、マイナ保険証登録者数ですが、国民健康保険では、令和7年9月末時点で加入者数2,888人に対しマイナンバーカードにひもづけされている方は2,036人で、70.5%となっております。後期高齢者医療保険では、令和7年7月末時点で加入者数2,953人に対しマイナンバーカードにひもづけされている方は2,389人で、80.9%となっております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

本町のマイナンバーカードの交付率は、令和4年10月末時点では45.8%と大阪府内でワースト4位でしたが、令和7年10月末時点では80.2%まで大きく伸びています。これは、国のマイナポイント事業とは別に、河南町独自でカナちゃんコイン7,500ポイントを付与するキャンペーンが実施され、普及率向上に一定の効果があったように思います。

また、本町のマイナ保険証の登録状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに高い普及率となっておりますが、その一方で、会社員の方が加入される全国健康保険協会、

いわゆる協会けんぽにおいては、令和7年3月時点の大阪地区でのマイナ保険証登録率は63.19%にとどまっています。本町の国民健康保険や後期高齢者医療の登録率と比較しても低く、特に若い世代に対して必要性やメリットが十分に伝わっていないのではないかと感じています。

マイナ保険証への移行を着実に進めるため、本町で以前のような独自のキャンペーンを実施することについてどのようにお考えでしょうか、町の見解をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

マイナ保険証登録者数ですが、先ほど申し上げましたとおり国民健康保険で70.5%、後期高齢者医療保険で80.9%となっており、比較的高い普及率となっております。これは、令和4年に国において総額2万円のマイナポイント事業が実施されたことに加え、本町独自のカナちゃんポイントを実施したことによるものと考えております。

また、マイナンバーカードの登録やマイナポイント事業にも町では積極的なサポート事業を展開いたしました。したがって、議員仰せのカナちゃんコインなどを利用した町独自のキャンペーンを新たに実施した場合でも、これ以上の上昇はあまり見込めないのではないかと考えております。

しかし、普及率が高い反面、利用率は国民健康保険で49.1%、後期高齢者医療で33%となっており、交付率に対し利用率が低いことから、今後は利用率向上に向けてマイナ保険証の利便性をPRしていきたいと考えております。その上で、まだマイナンバーカードの登録やマイナ保険証へのひもづけがされていない方につきましてはサポートを継続してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁ありがとうございます。本町では、マイナンバーカードやマイナ保険証の普及率が比較的高い水準に達していること、そして、これまでの国の施策に加え、カナちゃんコインの付与や窓口での丁寧なサポートが効果を上げてきたことが分かりました。

しかし、ご答弁にもありましたように、マイナ保険証の普及率は高くても利用率はまだまだ低いです。マイナ保険証に対して不安を抱えておられる方も少なくありません。安心して

マイナ保険証を利用できるよう、分かりやすい情報発信とともに、未登録の方や操作に不安がある方への丁寧なサポート体制の継続をよろしくお願いいたします。

次に、火災予防における空き家対策についてお伺いします。

先月11月、大分市佐賀関地区で大規模な火災が発生しました。住宅や空き家など170棟以上が焼け、約1.4km離れた無人島にも飛び火するという近年にない甚大な被害となりました。この地域は木造家屋が密集し、細い路地が多く、延焼した家屋のおよそ4割が空き家だったという報道もありました。高齢化が進み空き家が増える中で大規模火災が起きたことは、本町においても決して他人事ではありません。

本町でも今年5月、今堂地区で放火による火災が発生しました。幸いにも大規模延焼には至りませんでしたが、もし空き家の多い地区で火災が起きれば、佐賀関地区と同様に一気に延焼が広がる可能性は十分にあり得ます。空き家、高齢化、狭い路地といった条件は、本町の一部の地域にも共通していると感じています。

こうしたことを踏まえ、まず空き家の実態把握についてお伺いします。

本町における空き家の戸数や分布状況についてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

平成28年度に、河南町全域を対象に空き家の実態調査を実施いたしました。調査方法は水道閉栓情報や航空写真確認、現地調査、アンケート調査により行い、空き家と判定されたものは197軒でございます。その分布状況につきましては、旧小学校区別で石川地域44軒、白木地域31軒、河内地域29軒、中村地域61軒、大宝地域32軒でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ただいまの答弁では、本町における空き家の実態調査は平成28年度に実施されていますが、その調査から9年が経過しています。この間にも高齢化の進行や相続未了、転出などにより、空き家の戸数や状態は大きく変化している可能性があると考えます。当時は空き家ではなかった住宅がその後空き家になり、老朽化が進んでいるケースも多いのではないのでしょうか。また、火災や倒壊といったリスクを考える上では、単なる戸数の把握だけではなく、老朽化

の程度や危険性の有無を把握することが重要であると考えます。

そこでお伺いします。町内の空き家のうち老朽化が進み倒壊や火災等の危険性が高い空き家がどの程度あるのか、現時点での把握状況をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項におきまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態または衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認める空き家等を特定空き家等と定義されてございます。現在、本町においてこの特定空き家等と判断された空き家はございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

本町において特定空き家等に該当する空き家は現在のところ存在していないとのことですが、これは所有者の方や地域の方、そして行政がそれぞれ関わりながら対応してきた結果だと思えます。しかし、特定空き家等に該当しない段階であっても、雑草の繁茂やごみの放置、可燃物が残されたままの状態であったり施錠が不十分な空き家など管理が行き届いていない空き家が放置されたままになってしまうと、火災や不法侵入といったリスクは高まってしまいます。こうした管理が十分でない状態を早い段階で把握し対応していくことが、火災予防の観点からも極めて重要であると考えます。

また、空き家所有者に対し、雑草やごみの放置防止、可燃物の整理、施錠、防犯の徹底など、防火・防犯の観点からどのような啓発、指導を行っているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、空き家を適正に管理していただくよう、ホームページによる啓発に加えまして、固定資産税納税通知書を送付の際に、耐震関連事業や木造除却、空き家バンクなどの各制度

の概要とともに、空き家の適正管理のお願いについて掲載したチラシを全通知書に同封し、空き家等の所有者に対し個々にお知らせを行っております。

空き家において雑草の繁茂や損壊などによる不十分な管理が見受けられる場合には、まず法務局で建物の所有者を調査するなどを行い、その所有者に対し適切に所有建築物を管理していただくよう文書を送付し、指導しております。指導後に改善が見られない場合には、指導文書の再送や、所有者の居住されている場所にもよりますが、直接出向き指導するなどを行っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

空き家の管理不全を防ぐために丁寧な対応をされていることは理解いたしました。

一方で、空き家に起因する火災や不法侵入、防火などのリスクを考えますと、行政による啓発や所有者への指導だけでは対応することには限界もあるのではないかと感じています。特に、所有者が町外に居住している場合や連絡が取りにくいケースでは、迅速な対応や情報共有が難しいと想定されます。

こうした課題を踏まえ、全国では空き家対策の強化が進められています。大阪府貝塚市では、近畿初の取組として、警察署と貝塚市における空き家等対策に関する協定書を締結しました。この協定により、空き家所有者情報の照会手続が大幅に簡略化され、迅速な情報共有が可能になったとされています。市と警察署が密接に連携することで、空き家に起因する事件、事故の未然防止や発生時の対応力の向上が期待されています。

本町においても、空き家が関係する火災や犯罪を防ぐために警察との情報共有、連携をどのように強化していくのか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

貝塚市と貝塚警察署は、空き家の適正管理の推進と空き家等に起因する事件、事故の未然防止や対応等を円滑に遂行することを目的に、令和7年11月、貝塚市における空き家等対策に関する協定を締結いたしました。この協定により、空き家の所有者情報の照会手続が大幅に簡略化され、これまでと比較して格段に情報共有の迅速化を図ることができるようになる

とのことでございます。

本町としまして、空き家等に関する対策を進めるには住民や行政のほか多様な主体による連携体制の整備が必要であると考えておりますので、このたびの貝塚市などの先進事例を研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

本町としても、空き家対策を進めるに当たっては、住民や行政だけでなく、警察をはじめとする多様な主体との連携体制の整備が必要であるとの認識を示していただきました。また、先進事例を研究していくとのご答弁もありましたので、貝塚市のような事例を是非参考にさせていただきたいと思います。

次に、他自治体の先進事例の活用についてお伺いします。

全国の自治体では、特定空き家等に至る前段階での対応強化や、利活用と除却を組み合わせた取組など、様々な空き家対策が進められています。京都府宇治市では、令和5年に改正された空き家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、管理不全空き家への早期指導に本格的に取り組んでいます。

管理不全空き家とは、雑草の繁茂や、ごみの放置、外壁の破損など適切な管理がされていない空き家で、このまま放置すると将来的に倒壊や火災の危険が高まる状態の空き家を指します。一方、特定空き家とは、既に著しい破損や倒壊のおそれなど周囲に深刻な影響を及ぼす状態の空き家を示します。管理不全空き家の段階で早期に指導することが特定空き家への移行を防ぐ有効な手段となります。

奈良県五條市では、特定空き家等除却事業補助金を設け、危険空き家の除却について解体費用の2分の1、上限50万円を補助し、所有者が除却に踏み切りやすい環境づくりを進めています。また、兵庫県丹波篠山市では、空き家バンクの登録促進と移住支援に加え、老朽化した空き家をDIY型賃貸住宅として活用しています。市が最低限の安全確保を行った上で入居者が内装をDIYできる仕組みを導入したことで、空き家の利活用と移住促進の両立が進んでいます。

このように、ほかの自治体では法改正や社会状況を踏まえながら早期指導、利活用促進、除却支援の強化など、具体的な取組が進んでいます。本町ではこうした先進事例をどのよう

に参考にされているのか、また、具体的に取り組まれた事例があればお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、平成30年4月に策定した河南町空家等対策計画に基づき対策や取組を行っており、発生抑制と適切な維持管理の促進、空き家等の流通と利活用の促進などに努めてまいりました。具体的に、空き家所有者には先ほどの答弁のとおり周知啓発を行っているところでございます。

空き家等の流通と利活用の促進では、平成30年度から、本町への定住促進及び地域活性化を図るため、空き家及び利用希望者等の情報登録制度である河南町空家バンク制度を実施しております。また令和3年度からは、空き家の有効活用及び空家バンク制度の促進を図るため、河南町空家バンク制度に登録された空き家が利用希望者との間に売買または賃貸借の成約に至った場合、その所有者等に対し奨励金10万円を交付してございます。令和4年度には1件ございました。

令和元年度からは、今後発生が予想される大地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の保全を目的として、耐震性の不足及び倒壊のおそれのある空き家等を除却される方に対して、その費用を一部、最大20万円でございますが、これを補助する河南町木造住宅除却工事補助金を始めており、令和7年11月末現在11件の補助を行いました。

ただいま申し上げました事業につきましては今後も引き続き実施してまいります。河南町空家等対策計画の計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間となっておりますので、次期計画策定に合わせ、進捗状況などの評価、検証を行うとともに、他市町村の先進事例についても研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ただいまのご答弁により、本町では河南町空家等対策計画に基づき、空き家バンクでの成約奨励金、除却補助など空き家対策が進められてきたことが分かりました。また、次期計画策定に向けて評価、検証を行い、先進事例を研究していくとのことで、今後の見直しにも期待したいと思います。

こうした制度による利活用や除却支援とは別に、地域の皆さんが主体となって空き家を利活用されている取組も始まっています。

一例ですが、先月、地域の皆様が協力し、寛弘寺地区の空き家を借りて子ども食堂を開催されました。掃除や整頓など最低限の整備を行うことで、空き家であっても子供たちの居場所づくりや地域交流の場として十分に活用できることを実感しました。

空き家は、危険や管理不全の問題がある一方で、このように子ども食堂の開催など地域福祉の向上に生かせる地域資源としての可能性も持っています。特に、本町のように地域力が高いまちでは、空き家を地域活動、子育て支援の場として生かすメリットは大きく、行政が後押しすることで、より効果的な活用につながると考えますが、今後どのように検討されているのかお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家の利活用としましては、空き家の売却、賃借などの再利用だけではなく、地域コミュニティの場や子ども食堂などとして活用することも考えられます。

本町ではこれまで、空家バンク登録物件の増加に向け、空家バンク成約奨励金の額を10万円に増額したほか、物件を登録する方々が安心して登録できるように、借りたい方々がどのような物件を求めているのか、またどのような利用方法を求めているのかといった情報を見える化するなどの取組を行ってきましたが、現在残念ながら空家バンクへの登録はございません。

様々な貸手と借手のマッチングを進めるためには空家バンクへの登録件数を増やす必要がありますので、まずは登録件数が増加するよう、他自治体の先進事例を参考に研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

まずは、空家バンクへの登録件数の増加に向けて、他自治体の先進事例を参考にしながら積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その上で、こうした取組を進めていくためには国の支援制度をどのように活用していくか

ということも重要であると考えます。特に、空き家の除却や利活用、防火・防犯対策などを支援する国の制度は、町の取組を後押しする有効な手段になるのではないのでしょうか。

そこで、次に国の支援制度の活用について伺います。

国の支援事業である空き家対策総合支援事業については、令和6年度の133億9,200万円から令和7年度は158億2,400万円へと増額され、前年度比で約24億円、約18%の予算拡充が行われています。これは、危険空き家の除却や利活用、防犯・防火対策など、自治体の空き家対策を国が一層強力に支援する姿勢の現れであると考えています。

こうした国の動きを踏まえ、本町として危険空き家の修繕・除却、空家バンクを活用した利活用促進、防火・防犯対策などにこの制度をどの程度活用しているのか、また今後の活用方針についてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家対策総合支援事業は、空家法の空家等対策計画に基づき、市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用、改修工事等に対して支援が行われるもので、平成28年度より実施されている事業でございます。本町では、現在のところ当該事業の要件に至る案件がないことから事業を実施しておりません。

先ほど申しました本町で実施している空家除却工事補助制度につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施しております。今後も引き続き、国の補助事業につきましては、積極的に活用を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

空家除却工事補助制度については、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施されており、国の補助事業については今後も積極的に活用を検討していくとのことご答弁でしたが、こうした国の支援制度を活用していくためには、そもそも空き家の所有者がどこに相談すればいいのか、どのような支援制度があるのかを把握していることが前提になると考えます。支援制度があっても住民に十分届いていなければ、実際の活用には至らないのではないのでしょうか。

うか。

先日、友人のご実家が空き家となり、今後の管理について伺ったところ、家の名義変更等の手続で役場を訪れたものの、職員のほうから特に案内や情報提供はなく、友人自身も相談することもしなかったので、空き家バンクの存在すら知らなかったとのことでした。このように、多くの住民は空き家をどのように管理すべきか、どこに相談できるのか、何に注意しなければならないのかが分からないまま、結果的に空き家を放置されてしまうケースが少なくないと感じます。

本町では、空き家バンクの登録数が依然として少なく、利活用につながる物件情報が住民に十分届いていないのが現状です。登録促進に向けて積極的な情報提供や所有者への働きかけ、利用希望者への周知など、空き家バンクの実効性を高める取組が必要であると考えますが、本町として今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河南町空家バンク制度の周知につきましては、町ホームページや広報紙に掲載し、広く情報発信をしているところでございます。

また、先ほどご答弁いたしました、空き家等の所有者に対しまして、固定資産税納税通知書の送付の際に空家バンク制度を紹介するチラシを同封しているところでもございます。さらに本年度は、民間企業の無償の協力により、庁舎窓口やイベントなどで配布する「空き家の手引き」についても作成しているところでございます。

今後、SNSなどについても積極的に活用し、空家バンクがより活用されるよう引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁ありがとうございました。

様々な周知の取組を進めてこられていることは理解いたしましたが、依然として空家バンクへの登録がない現状を踏まえると、これまでのやり方では限界があるのではないかと感じています。空家バンクの登録数を増やすことは重要ですが、それだけでなく、行政として何

ができるのか、また、どのような取組が空き家対策につながるのかを併せて考えていく必要があると考えます。

まずは、空き家を持たれた方が相談してみようと思えるような分かりやすく身近な情報提供と支援が重要であると考えます。あわせて、河南町空き家等対策計画の次期策定に向けても現状や課題を踏まえた見直しが行われることを期待しています。

次に、南河内基礎自治機能充実強化協議会についてお伺いします。

今年５月に羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、そして大阪府による南河内基礎自治機能充実強化協議会が設置され、初めての会合が行われ、ニュースでも報じられました。報道では南河内地域の人口減少と高齢化の深刻さが取り上げられ、住民サービスを将来にわたって維持していくために、市町村合併も視野に入れて協議を進めるという内容でした。太子町、河南町、千早赤阪村は、2050年には人口が現在の６割程度にまで減少し、65歳以上の割合が５割に迫るとの予測が示され、さらにインフラや公共施設の老朽化、生活関連サービスの縮小といった課題も指摘されていました。

その報道を見た住民の方々から、河南町は合併するのかと聞かれることも多くなり、市町村合併への関心が高まっているように感じます。住民の皆さんが合併につながるのではと心配されるのは当然のことであり、町としての丁寧な説明が必要だと考えます。

そこでお伺いします。協議会の中で合併の調査、研究という表現がありましたが、現在、河南町では合併を検討している事実はあるのでしょうか。また、協議会でどの程度この論点を取り上げられているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

ご質問の南河内基礎自治機能充実強化協議会は、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪府で構成するとともに、今年５月に発足式及び第１回協議会が行われました。この協議会では、南河内地域全体を見据え、人材、地域の活性化、組織の在り方などについて検討を進めていくこととなっております。具体的には、公共インフラの維持管理、観光等を軸とした地域活性化、市町村の将来の在り方をテーマとし、幹事会及び作業部会で調査、研究、検討を行うこととしております。

本協議会では、急激な人口変動の中、様々な行政課題に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連

携に取り組むとともに、選択肢の一つとして市町村合併の調査及び研究を行うなど将来の在り方等について幅広い検討、議論を行うこととしており、今後、こうした本協議会の趣旨、目的を踏まえ、先ほどの幹事会等で関係市町村等と協議、研究、検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

今回の協議会についてはテレビや新聞の報道に取り上げられたことで、町民の間では不安や誤解が広がっているのも事実です。マスコミの情報が先行してしまうと、もう合併の準備が始まっているのではないかという臆測だけが広がっています。協議会でどのような議論が行われているのか、町民に対してホームページや広報での説明をする考えはあるのか、さらに、必要に応じて住民説明会やタウンミーティングなど直接町民に説明する機会を設ける考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

先ほどお答えしましたとおり、公共インフラの維持管理、観光等を軸とした地域活性化、市町村の将来の在り方を検討テーマとして調査、研究、検討を行っているところであり、その報告がまとまった段階で町広報紙やホームページ等で適宜情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

人口減少が加速する南河内地域において、南河内の未来を守り、住民サービスを維持していくことは大変重要です。将来も住民サービスを維持していくためには広域連携の強化が不可欠であり、合併という選択肢も検討していかなければならないのではと考えます。河南町としてどのような方向性を持って協議に参加するのか、主体的な姿勢を明確に示す必要があると考えます。町民の皆様にとって必要なのは、ほかの市町村がどうするかではなく、河南

町はどうするのかという明確なメッセージが必要ではないかと思います。

そこでお伺いします。今後この協議会を進めていく上で、河南町としての基本的な立場や方向性をどのように示していくおつもりなのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

本町といたしましては、今後少子高齢化、人口減少が進んでいく中で将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービス、まちづくりを行っていくためには、財政面や人材の確保等が課題と考えております。また、こうした課題に対応するため、南河内地域全体で調査、研究、検討し、取り組んでいくことは重要であると考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁ありがとうございました。

私がお伺いしたかったのは、河南町としてこの協議会にどのような基本的な立場や方向性で参加されるのかということでした。現行の河南町まちづくり計画は令和7年度で終了し、次期計画の策定がこれから始まる非常に重要な時期を迎えています。南河内全体の将来像を議論する協議会と河南町のまちづくり計画の策定は密接に関わるものであり、町としての明確な方向性が示されなければ住民も未来の河南町の姿を描くことができません。南河内地域が大きな転換期を迎える中で、本町の方向性を丁寧に示し、町民の不安を解消しながら持続可能なまちづくりを進めていただきたいと願っております。

最後に、地域公共交通の利便性向上について伺います。

令和5年12月に金剛自動車がバス事業を廃止してから間もなく2年が経過します。突然の廃止決定は本町にとっても大きな衝撃であり、当時は地域の足をどう継続するか、町としても極めて厳しい状況であったと伺っています。そのような中でも、職員の皆様が利用者や関係機関との調整に奔走し、地域公共交通を途切れさせないよう最大限努力いただいたことに、まずは心より感謝申し上げます。

一方で、地域公共交通の維持には、多くの労力だけではなく大きな財政負担も伴っていることは十分理解しております。

その上でお尋ねしますが、金剛バス廃止後、この２年間の間に利便性向上や改善に向けてどのような取組を進めてこられたのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

金剛ふるさとバスの２年間ににおける利便性向上や改善に対する取組ということでございますが、より多くの方に親しまれ利用いただけるよう、公募により名称募集を行い、金剛ふるさとバスと命名されました。

また、駅におきましては案内表示板や時刻表などを設置し、より利用しやすく工夫したところでございます。さらに、電子決済の導入やスマホ定期券の発行などを行うとともに、広域バスガイドの作成・配布、専用ホームページの構築などを行ってまいりました。それに加え、今年度はさらなる利便増進イベントとして、11月24日にミステリーツアーの実施、１日フリー乗車券の発行など、利便性向上に取り組んでまいりました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○２番（藤野裕子）

公共交通を継続していくためには、まずは実際にバスに乗っていただき利用してもらうことが何より重要です。そういう点では、新たな取組として実施されたミステリーツアーについては、参加されたポープ議員からもとても楽しかったとの声を伺っており、バスに親しんでもらうきっかけづくりとして一定の成果があったのではないかと思います。

また、１日フリー乗車券については、土日祝日に500円で乗り放題とされており、河南町だけではなく太子町、富田林市、千早赤阪村といった周辺自治体も巡ることができ、広域的な観光や周遊にもつながる取組であると考えます。公共交通を身近に感じてもらい、実際にバスに乗るきっかけづくりとして有効な取組ではないでしょうか。

一方で、こうした取組を一過性のイベントに終わらせることなく、日常の利用へとどうつなげていくのかも今後の大きな課題だと思います。

金剛バスが廃業に至った背景には、利用者減少、運転手不足、経営悪化といった複合的な要因がありました。同じ路線形態、同じ考え方をそのまま引き継いでいても、いずれ同じ課題に直面することは避けられません。ただ、現状を維持するだけでは限界があり、これまで

と異なる発想による新たな取組が必要だと考えます。

本町には、国道309号の整備により、町外へのアクセスが大きく向上したという強みがあります。道の駅かなんをはじめ、板持トンネルを越えればスーパーや飲食店も増え、近鉄長野線川西駅にもスムーズにアクセスできるなど、生活、商業、交通の拠点がつながる環境が整備されつつあります。さらに、金剛山は関西随一の登山スポットであり、年間を通して多くの観光客が訪れています。私の友人も頻繁に金剛山に登っていますが、金剛山に来ている登山客が道の駅かなんに寄ってお土産を買って帰ってくれたらいいのにと山に登るたびに思うとよく話しています。

こうした観光客を道の駅かなんや町内の施設へ誘導することができれば、地域経済の活性化にもつながる可能性があります。利用者の生活動線に合ったルート設定や観光、買物需要を取り込む新たな路線の検討は、まさに今必要な視点ではないのでしょうか。

これまでも、国道309号ルートの活用については多くの議員が一般質問で取り上げてられました。それほどこのルートが持つ可能性は大きいということであり、本町としてもこれからの地域交通を考える上で重要な視点であると思います。

そこで伺います。このような観光、生活動線を踏まえた新たな路線づくりについて本町としてどのように検討されているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

地域公共交通の新たな路線づくりというご質問でございますが、議員仰せの国道309号を通り川西駅へ接続するルートにつきましては、これまでも検討を重ねてまいりましたが、川西駅が富田林市域であり、また川西駅へのアクセスの確保など多くの課題があり、現時点では具体的な検討には至っておりません。

今後は、町中心地区再編整備に合わせ、金剛ふるさとバスをはじめカナちゃんバス、やまなみタクシーを含めた地域公共交通全体の路線再編なども視野に入れた公共交通の在り方を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁ありがとうございました。現時点では課題が多く、具体的な検討に至っていないと  
のことですが、今後の町中心地区再編整備に合わせ、地域公共交通全体を見据えた路線再編  
なども視野に入れ、公共交通の在り方を検討していく必要があるとのお考えが示されたこと  
は大変重要であると受け止めています。

現在喜志駅のルートがあるように、川西駅についても新たな路線の実現を目指していただ  
きたいと考えております。これまでのように金剛バス1社が主体となって運行していた時代  
とは異なり、現在は河南町、富田林市、太子町、千早赤阪村の4市町村によって地域公共交  
通活性化協議会が設置され、広域的に公共交通を検討、運営していくことが可能な環境にあ  
ります。本町だけでは実現が難しい取組についても、関係自治体と連携、協力しながら新た  
な路線の構築に向け前向きな検討が進められることを期待しております。

また、町中心地区再編整備は令和10年度までの完了を目指すと伺っておりますが、交通広  
場の整備と合わせて、新たな交通ルートや運行スケジュール、停留所の配置、運賃体系の見  
直しなどについても今の段階から計画的に検討を進めていくことが重要であると考えます。  
将来を見据え、持続可能で利用しやすい公共交通の実現に向け前向きな取組をお願いして、  
私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前10時45分）

~~~~~

再 開（午前10時54分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田伸也）

議席番号3番、会派かなん希望の風、高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきま
したので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1事項め、本町の地域防災計画の改正について、2事項めは本町の地域農業
の将来と「地域計画」について、以上2事項となります。

それでは、1 事項めになります。まず、今月の12月8日になりますけれども、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5と推定される地震が発生しました。この地震で青森県八戸市では最大震度6強を観測しましたが、この6強の揺れというのはとても立っておられない、はわないと難しいというぐらいの揺れでありまして、そういう状況にもかかわらず、八戸市内での被害は死者ゼロ、けが人15人、いずれも軽傷、住宅の被害は大きなものは確認されていないという状況であります。

過去の震度6強の地震と比べますと異常なほど住宅の被害も少ないというふうになったわけですが、そこで要因と言われているのは、まず一つ、震源が80km先の沖合であったということ、2つ目は、降雪の地域で屋根が軽かった、壁自体非常に強固に造られていたということもありますけれども、一番大きいのが3つ目、東日本大震災以降の建物の耐震が進んだというようなことを言われております。

明確な理由がまだまだ出されておられませんけれども、このように一般的に家屋の被害という面では、これが一気に震度7になった時点で木造住宅では昭和46年以前に建てられました家が倒壊する確率が80%、また、旧耐震基準の昭和47年から56年に建てられた家では60%、新耐震基準の昭和57年以降では15%以上、これにおきましてもひどい倒壊率というふうになっております。

このような震度7というのは、観測史上1995年の阪神・淡路大震災で初めて記録し、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震の前震と本震、この2回、2018年の北海道胆振東部地震でも観測され、そして昨年、2024年の能登半島地震の発生によって、何とこの30年間で7回という非常に高い頻度で広範囲に発生しています。

現在、日本列島はこのように異常な状況にあるわけですが、この地域は地盤が固いから大丈夫でありますとか、遺跡がある地域は安全だというような話、都市伝説のような話を聞くこともございますが、本町のような地域でありましても直下型の大地震がいつ発生してもおかしくない、そういう状況だと言えます。

そこで、地域防災計画の重要性はますます高くなっていると言えますが、このたび改正されました地域防災計画について質問をさせていただきます。

地域防災計画における住民の責務、事業者の責務というところですが、町の防災計画には、住民や事業者は防災に関して基本的責務があるというふうに言われています。その責務とは、実際は、実態としましては住民や事業者が防災に対して果たすべき任務や義務、いわゆる住民の皆さんは、そう言われましても責務があるというふうには認識されていないというふう

に思います。防災活動に取り組んでいただき地域防災力の強化を図るために、町としては住民やこの事業者さんに対してどのようなアプローチを行っているのか、また、これから行おうとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

本年度に修正しております町地域防災計画においては、住民、事業者の基本的責務として、災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る自助と、共に助け合い自分たちの地域を守る共助による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を熟成させていくことが重要としております。そのため、住民及び事業者は、自助、共助の理念の下、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携、協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならないとしております。

町ではこれまで、住民等による自主防災活動が災害を未然に防止する役割を果たすことを踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、地域内の連携強化を目的としたコミュニティタイムラインの作成の推進、防災訓練等の参加の呼びかけを行ってまいりました。また事業者には、地域の防災活動等への協力、参画を行っていただくため、広報などによる啓発や必要な情報提供等の支援に努めております。

今後も、防災講演会や防災訓練等を通じた啓発活動や、自分自身の身を守る意識づけの促進のための地域の避難訓練への助成などを通じ、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。お聞きしている限りは、地域防災力の強化に向けた町の取組に期待をしたいというふうには思っております。

それでは次に、住民と防災をつなぐ役割としては、自治会での防災活動が最も身近で有効な取組だと思われますけれども、住民と事業者の連携、協力はほとんどできていないのではないかというふうに考えております。

事業者に対しましては、以前提案いたしました町内の様々な事業者さん、中には建築土木関係のみならず、スーパー、ドラッグストア、飲食店、キッチンカーの皆さん、医療機関や

介護施設、ペット関連施設等々、事前の防災ボランティア登録などを個別に町として促すことを要望しますが、改めて本町の見解をお聞きしたいというふうに思います。

これが実現されましたら、趣旨に賛同いただいたあかしとして、協力店としてのステッカーを作成していただき、それらを町からも周知徹底いただくことによりまして、住民、事業者、それと町が一体となった地域防災力の強化が実現できるというふうに思っております。その点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

町では、防災ボランティアの事業といたしましては町社会福祉協議会が運営する河南町災害ボランティアセンターがあります。河南町災害ボランティアセンターは、日頃から地域福祉の推進の中心として活動している社会福祉協議会が、地元市町村が被災した場合、大阪府社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会と連携しながら、日頃の活動を生かし、地域住民と共にその地域を守ることと、被災者と被災地外からの支援ボランティアをつなぐこととして運営しており、事前登録を受付しております。

また、国においては、被災地への支援実績を有するNPO、ボランティア団体等が発災直後から被災者支援の担い手としてのその能力を発揮できるよう、令和7年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPOボランティア団体等を被災者援護協力団体として登録する制度を創設しました。この制度は、令和7年7月から登録申請の受付を開始し、申請団体の審査及び登録団体の活動実績等に関するデータベースの整備、管理を検討し、令和8年度以降に運用予定とされているところでございます。

議員仰せの防災ボランティア事前登録や協力店ステッカーについては、国の被災者援護協力団体の登録制度を町広報紙やホームページなどで広くお知らせするとともに、住民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしましたけれども、国の被災者援護協力団体、これの登録制度、これは私も存じませんでしたけれども、この制度に町が関与していないということならば、なおさら住民へ

の周知徹底を今後お願いしたいというふうに思っております。

次に、2項目めですが、災害予防対策の体制整備についてということで、本町の防災体制を整備し、災害時の動員体制として専用アプリ、これを職員の安否確認と参集見込みの把握を行うというような記載がありますが、それは一体どのような仕組みであるのか、また、大災害時におきましては職員も被災し、道路も寸断されますし、夜間の場合もあるわけで、このような場合の災害対策本部のC号配備と同時に、住民生活に直結するような業務を中断することなく維持することを目指す、BCPが機能するような体制を想定されているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

町では、職員の安否及び参集の見込みの把握を確実にを行うため、非常参集ができる自治体職員向けの安全性の高い行政専用ネットワークであるLGWAN環境を用いた専用アプリ配信の整備をしています。この専用アプリは職員所有の携帯電話等を使用することから、専用アプリをインストールするよう促進しています。この仕組みにより、各職員から自治防災課に対し、発災時における安否確認や通勤途上における被害状況の連絡などを行います。

大規模災害時には全職員が参集するC号配備となりますが、これらの状況把握により、災害対策本部などの初動体制整備や非常時優先業務の継続の検討に資することができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

なるほど。大規模災害時については職員の皆さんの参集状況の把握、これは最も重要であるということであります。それには今お聞きした専用アプリの職員の皆さんへの配備の徹底が不可欠というふうに感じられますが、そのアプリのインストールは現在も促進中ということですが、全員のインストールを是非目指してほしいというふうに思っております。いち早い全員の配備をお願いしたいというふうに思っております。

次に、災害時において、被災した本町におきましては短期間に膨大な災害対策業務が発生するわけで、そこで、体制整備の一つとして町は被災者支援システムの導入について検討さ

れているようですが、一方、自治体のシステム整備の促進を目的として、内閣府ではクラウド型被災者支援システム、これを構築して推奨されているようです。

このクラウド型支援システムでは、行政と住民にとって、また、どんな場面で具体的にどのようなことが実現するのか、また、本町ではこのクラウド型の導入を検討されないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

内閣府のクラウド型被災者支援システムについて、このシステムは、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として、地方公共団体情報システム機構 J-L I S が令和 4 年度から運用を開始しております。

システムとしましては、住基情報をベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明や、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンラインシステムなどの機能を備えております。デジタル庁の防災 D X ホームページによりますと現在 43 市町村で導入されています。

本町では現在、防災関係のシステムとして大阪府防災情報システム O-D I S を運用しております。これは、大阪府及び府内全市町村が会員の防災情報充実強化事業運営協議会において運営されているシステムで、平成 23 年 8 月から運用しております。このシステムは、府内の全市町村、消防本部、大阪府警察本部及び防災関係機関等と大阪府を防災行政無線により接続し、気象情報、観測情報を即時に提供するとともに、市町村等においても収集した被害情報の閲覧が可能となっています。さらに、O-D I S で収集した一部の情報は、システム連携によりおおさか防災ネットを通じて災害時に高齢者等避難の発令や避難所の開設などがテレビ画面表示され、府民に情報を発信することができます。また、被災者支援機能として被害認定の調査、証明書発行受付、被害調査票発行や被災者台帳の作成、罹災証明の発行が行えます。

さらに、このシステムは令和 9 年度に更新を予定しており、新たに避難所運営システムの構築に向けた検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3 番（高田伸也）

今お聞きしました内閣府が推奨しているクラウド型の被災者支援システムでなくとも、現在の防災情報システム、これで十分対応はできるというふうなことが分かりました。

新たな避難所運営システムの構築にも是非期待したいと思いますが、次に、クラウド型支援システム、これは導入せず、今後も大阪府防災情報システムのほうで運用するとしまして、新たな避難所運営システムを構築する際に、その費用については利用可能な地方財政措置があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

議員仰せのようにこのシステム、本町では府内市町村共通のシステムO-D I Sで運用を行っているところでありますので、今後もこのシステムで対応していきたいと考えております。

今後更新いたしますシステム費用につきましては、新たに構築する避難所運営システムについて、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、補助率3分の2になりますが、を充当するなどし、市町村の負担額が従来と同等程度となるようなシステムの構築の検討を現在しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3 番（高田伸也）

分かりました。よろしくお願いします。

次に、3 項目めに入りますが、地域の防災力の向上につながる防災訓練についてということで、地域の防災力の強化につきましては、自治会活動と自主防災組織や消防団等と町の連携も不可欠だというふうに確信しておりますが、そこで、町内各地で開催されている防災訓練の実態について把握されているのか、内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、今年から実施された住民の避難訓練に対する補助金、これの現時点における申請数は何件であったのか、併せてお聞きします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

町内各地域で実施されている防災訓練につきましては、自主防災組織が中心となって、消火栓や消火器の取扱訓練、防火防災訓練として発電機の扱い及び指導訓練などを行い、それらの訓練の際には訓練実施支援として町の消防団団員や町自治防災課の職員が参加することもあります。また、可搬式小型動力ポンプによる放水訓練、煙霧ハウスによる煙体験、アルファ化米などの炊き出し訓練、さらには風水害を想定した避難訓練などを行っておられます。

今年度から実施いたしました町自主防災組織等避難訓練補助金交付要綱に基づく訓練として、それぞれの組織に属する全世帯を対象として、発災時の避難初期行動で指定避難場所等への徒歩による移動訓練で、これを実施する場合、2万円を限度に必要な経費を補助しております。9月以降から制度運用を開始し、現在まで4地区、上河内、さくら坂3丁目、さくら坂4丁目、馬谷地区で実施されており、多くの方が参加する地域イベントやクリーンキャンペーンなどの行事に合わせて実施されており、避難場所への徒歩移動訓練だけではなく、各戸に安否確認の目印を掲げ、あらかじめ決めた担当者が確認するなどの工夫をされておられます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしました今年から始まった防災訓練補助金の制度、これを使われたのは4地区ということでありました。これは、決して少なかったからよかったということではないはずです。これをどう評価されているのか。

認知度が低いからまだまだ当然だと言えますが、実際、防災訓練に熱心に取り組んでいるのは個々の自治会であったり組単位でありまして、その実態数は数十地区よりも多く、はるかに今よりも多くなるというふうに想定されます。

この制度は、防災訓練の内容によっては補助対象にならないという場合もあります。私は、この制度によって地域の防災訓練の内容を町が把握し、またそれを集約して、それらを各地に毎年繰り返して共有することによりまして河南町の防災力を高めるとともに、住民のコミュニケーション力を高めることを目的としているというふうに想定しておりました。果たして今回の結果が町の補助制度の趣旨に合致したものになっているのか、まだ始まったばかりでございますけれども、条件や運用面を含めまして来年度に向けた制度の見直し等も望むも

のであります。

それでは次に、先週日曜日になりますけれども、大宝地区の自治会の防災訓練に参加したんですけれども、朝8時の安否確認、その訓練に合わせて参集された住民の数は、全57世帯に対して何と子供から90歳以上の高齢者を含めて59名でありました。さらに、その直後に地区の班長さんは1軒ずつ玄関にかけてある安否確認カードを確認し、最後に集計をされておられました。

まず、その参加率の高さに驚いたわけでございますけれども、集まってこられた町民の皆さんの大半は白いヘルメットをかぶり、背中には町から支給いただいたオレンジ色の防災リュック、これを背負っておられ、皆さんの防災意識の高さを感じ、同時にその様子は壮観な感じでもございました。一方、よく見ますとリュックを持参されていない方々は若いファミリー世代が多く、子供さんも参加しておられましたので、その方々によくお聞きすると、皆さんこの一、二年の間に引っ越してこられたという家族でありました。

このような参加されていた皆さんからの声もありまして、改めて住民の基本的責務とされる防災の備えにつながる防災リュックの新規転入家族に向けた提供を要望するものです。本町の見解をお聞きしたいと思います。既に同様の質問があったことは承知をしておりますが、改めて回答をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

議員おっしゃられますように、昨日も防災リュックのご質問がございましたので、改めてもう一度答弁をさせていただきます。

令和2年度に実施しました河南町非常時持ち出し用防災リュック配付事業は、新型コロナウイルスの影響により在宅避難を選択された方への備蓄、また住民の防災意識の向上につなげることを目的に、国の地方創生臨時交付金を活用し実施しました。

地域防災計画では、住民の基本的責務として、住民は自助、共助の理念の下、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時は自らの安全を守るよう行動するなどとなっております。

今後、前回配布後の転入者への防災リュックについては、財源の課題解決も含め実施に向けて検討してまいります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

前向きな検討ありがとうございます。今後、防災リュックを配布していない転入者、前回配布したその以降に転入された方も含めて、配布いただけるものと期待しております。

それでは、このような安否確認訓練だけでなく、防災研修会を開催しましたり消防署や消防団と連携した訓練を行ったり、自治会ごとに趣向を凝らして考えた防災訓練を行っておられますが、河南町においても毎年、役場内の火災を想定した防災訓練を実施されております。残念ながら、それらはおのおの連携されているわけではございません。

町の防災訓練、それは総合防災訓練も意義のあることというふうに評価をしておりますが、まさか想定外との言葉を発する前に、実際の災害を想定し、実践に即し住民と町が一体となった危機感のある防災訓練を強く希望するものです。

9月に町主催のクリーンキャンペーンが行われますが、例えば、ある一定の同じ日をかなん防災の日と制定して、その日は例えば町からの災害発生情報発信から庁内の連携、その後、それを受けた区長、自治会長さんによる連携、その後に自主防災や職員の皆さん、住民の皆さんによる各避難所の開設、そして備品の確認でありますとか避難行動要支援者の避難所への誘導、最終的には役場の対策本部への連絡までと、一連の流れでございます。このように実際に町全体で実施すると、課題も見えてくるというふうに思っております。

大きな費用がかかるわけでもなく、是非住民と町が一体につながった防災活動を実践できる機会をつくっていただきたいというふうに思いますが、町の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

本町における防災訓練につきましては、住民の皆さんの防災意識の向上を図るため、毎年11月に総合防災訓練という形で、多くの住民やボランティア団体、防災関係機関の方々の参加の下に実施してまいりました。また、毎年、歳末夜警実施時に携帯型簡易無線機通信訓練として、河南町災害対策本部から夜警を実施している各地区へ無線で呼びかけを行っております。

議員仰せのような訓練につきましては、自主防災組織などが中心となってやることに大き

な意義があると考えております。町としまして、自主防災組織などと連携、協力して防災訓練の在り方を検討してまいります。これらの防災訓練には、自主防災組織育成事業補助金なども活用していただければと考えております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしましたけれども、防災訓練は補助金を利用して、言わば自主防災組織が中心となってやることに大きな意義があると考えているようですけれども、それは訓練すること自体が目標になっているからというふうにも思われます。

私は、実際の災害を見据えて、町と住民までが一体となった防災訓練が必要だというふうに思っております。是非、防災訓練の在り方について改めて本気で検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の事項に入りますが、災害発生時の活動体制と被災者支援ということで、地域防災計画では、指定避難所の開設、運用については役割分担の明確化を図るということでしたが、自主防災組織への早期移行とは一体どのようなことを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

避難所の運営につきましては、町の避難所運営マニュアルにおいて避難者、地域の自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、避難所管理者、町派遣職員となりますが、や施設管理者及びボランティアは必要に応じ運営を支援するものとしております。また、避難所は避難者自らの生活をしていくための一時的に避難しているものであることから、避難者が自ら自主的に運営することが望ましいと考えております。さらに、これまでの災害事例から、避難者が避難所運営に関わることが避難所の円滑な運営のためには必要としております。

このようなことから、避難所はまず行政が中心となり初期対応を行い、その後、町は避難所の運営に関し役割分担を明確にし、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が自主的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援することとしております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

避難所の開設ですけれども、まず避難者が自ら自主的に運営することが望ましいや、初期対応については行政が行い、組織の立ち上げを支援するということですね。分かりました。

次に、これは先般文部科学省の調査があったので報告したいんですが、先般、日常的にたんの吸引や胃ろうなどが必要な医療ケア児がいる学校や幼稚園の3割近くが、災害時の医療器具や非常食などの備えについて保護者や医師と取決めをしていないという文部科学省の調査がございました。

本町は対応いただいているというふうに思いますが、地域防災計画には、このような医療ケア児などのニーズを把握し、速やかに医療につなげるとの文言がありますが、このニーズや医療につなげる仕組みについてはどのようなものなのか、また、対象となる人数の把握はできているのか、この2点をお聞きします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

現在改定作業を行っています河南町地域防災計画では、大規模災害において避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなるおそれが多いことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるとしているところであります。具体的には、医療情報の収集・提供活動として、富田林医師会等々の協力を得て被害地医療ニーズなどについて把握することとしております。また、医療救護活動は富田林医師会や富田林保健所などの協力を得て行うこととしております。さらに、救護所で対応できない重症患者については、症状に応じて後方医療機関に搬送し、入院、治療等の救護を行うこととしております。

長期化する避難生活に伴い持病等が悪化するリスクを減らすため、まず医療的ケアが必要な住民を早期に特定し、関係機関と情報を共有することで、速やかに医療につなげるよう努めるものとしております。これらの実施により、災害関連死を防ぐとともに、避難所や在宅避難時の医療的支援を適切に行われることを目指しております。

なお、医療ケア児については、保健所との連携、障害者手帳とかですけれども、や町の要配慮者名簿の作成により把握をしております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

対象となる医療的ケア児の方々やそのニーズも把握して、医療機関の協力体制を整えようとされていることがよく分かりました。これからも、災害関連死を絶対に防ぐというための支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

続きまして、以前、ここに関係する質問としまして、一般質問におきましてこのような医療ケア児に対する災害対策指針を要望いたしました。地震などの大災害でなくとも、台風や大雨などによる停電の発生は、人工呼吸や胃ろう等の医療的ケアを必要とする人だけでなく、その家族、ご支援者にも大きな負担をもたらすことは容易に想像ができ、何らかの手だてが必要というふうに思っておりますが、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し、地域では医療的ケア児等のコーディネーターが配備され、様々な方への取組もされているようです。しかし、防災については制度的に確立した対応がまだないというふうに聞いております。

事実、本町におきましても、医療的ケア児だけでなく、電源を喪失してしまうことによって命の危機に陥る、このような方もおられるわけで、そのような方々にとっては電源を必要とする医療機器の電源確保は命綱とも言えるため、このような方々に向けた非常用の電源でありますとか発電機等の購入支援など、早急に何らかの支援策を要望するものですが、本町の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

町では、本年度においてポータブル蓄電池を5台導入する予定のほか、企業のご寄附によりポータブル蓄電池を2台所有しております。また、7台の発電機を備蓄しております。災害時や停電時等の電源喪失時には、当該蓄電池や発電機を提供するなどの対応をしてまいりたいと考えております。

さらに、発電機や蓄電機を必要とする方に対しての適切な支援に資するため、本年において富田林保健所主催の医療用機器に対する蓄電池利用に関する講習会に参加するなど、適切

な支援に向けて体制強化を進めております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

万一の際には1分1秒を争います。今後も是非適切な支援をよろしくお願いします。

次いで、5項目めに入ります。

「内水氾濫ハザードマップ」について、町では本年6月に内水ハザードマップが作成され、公開されました。このマップは、下水道や道路側溝の排水能力を超える集中豪雨など、そのような大雨によって推定される浸水の深さを示したものであるということでしたが、河南町で想定されるこの内水浸水想定区域は石川、大宝地区とさくら坂地区の2地区と限定されております。町内には大雨で浸水のおそれがある地域はほかにもあるというふうに思われますが、2地区としたその理由について聞きたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今年度に公表いたしました内水浸水想定区域図及びハザードマップは、近年の局所的な集中豪雨の増加に伴い、下水道等の排除能力を上回る雨水流出が頻繁に生じ、浸水被害のリスクが年々増加していることから、被害の最小化を図ることを目的として作成いたしました。

令和3年度の水防法及び下水道法の改正によって、下水道法事業計画区域（雨水処理区域）が対象となりました。本町では市街化区域が対象で、主に大宝地域、石川地域及びさくら坂地区の240.9haを対象に実施したものでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしている限りでは、あくまで市街化区域が対象なので石川、大宝地区とさくら坂地区、そこに対して実施した、言わばマップを作ったというふうに理解できますが、しかし、ホームページ上の同じハザードマップの地図面を見た住民は、水害対策対象範囲以外は氾濫しないというふうに感じるのではないかというふうにも思われます。それは誤ったメッセージにつながっていないのか、改めて質問させていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河南町内水ハザードマップの情報面にその内容や解説を、地図面には浸水想定区域や避難場所の位置を記載してございます。

情報面には、住民の皆様が誤解を招かないよう、対象範囲は公共下水道事業計画（雨水）区域であることの説明と略図を記載しており、地図面においても同様の注意書きをした上で、対象範囲とそれ以外を色分けし、視覚的にも誤解を招かないよう努めてございます。

本年9月の公表からこれまでの間で議員のご指摘のような問合せはございませんが、今後住民からお問合せをいただいた際には、誤解を招かないよう丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

まだまだこのマップ自体をご存じない住民がほとんどだというふうに思いますので、確かに問合せはないというふうに思います。

このハザードマップには、下水道や道路側溝の排水能力を超える集中豪雨などの大雨を想定する云々という文言がございます。下水道だけでなく、側溝からあふれる水も想定しているというふうにも思われます。このマップの情報面にある計画区域以外の区域は対象範囲外です、この言葉が実は非常によく分からないんですけれども、対象区域以外の地域は氾濫の危険はないと判断されても仕方がないような気がします。住民に分かりやすい表記を改めてお願いしたいというふうに思います。

続いて、6項目めに入ります。

防災道の駅について質問したいと思いますが、全国の幹線道路沿いに自治体などが整備する道の駅の防災機能に注目が集まっているという朝日新聞の記事がありまして、道の駅は、災害時に消防や自衛隊の車両が集結する駐車場があり、救助・復旧活動や被災者支援の拠点となるというものでございました。

そこで、2011年の東日本大震災でも、また能登半島地震においても災害時の広域拠点として活躍した防災道の駅とはどのようなものなのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

防災道の駅は、都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅で、国土交通省が選定しています。平常時の休息、情報発信、地域連携機能に加え、大規模災害が発生した際に救助活動及び復旧・復興活動の拠点や緊急物資等の基地として活動することが期待されており、現在、全国で79駅が選定されています。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今聞きましたけれども、そこで選定される防災道の駅に対しては、国は新しい地方経済・生活環境創生交付金によって施設の耐震化でありますとか非常用の電源の施設など、費用を重点的に支援して防災訓練の実施もサポートするということのようにです。

確かに、2,500㎡以上の駐車場でありますとか24時間使えるトイレ、それなどが必要要件というふうになっているようですが、広域的な防災拠点の機能を持つ道の駅は、自衛隊、警察、それと緊急災害応援隊などの救援活動の拠点、救援物資などの基地、復旧活動の拠点としてその機能が期待されています。

道の駅かなんの駐車場は2,500㎡あるようにも思われますが、本町の防災の南の要と言える防災道の駅に手を挙げてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

防災道の駅の選定要件につきましては、都道府県が策定する広域的な防災計画、地域防災計画もしくは受援計画でございますが、及び新広域道路交通計画、これは国土交通省と都道府県で策定されたものでございます、これに広域的な防災拠点として位置づけられていることのほか、災害時に求められる機能に応じて施設、体制の要件がございます。

1つ、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること、2つ目として、災害時の支援活動に必要なスペースとして2,500㎡以上の駐車場を備えていること、3つ目として、道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担が定まったBCP、業務継続計画でございますが、これが策定されてい

ること、これらが整っていない場合につきましては、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があることが選定要件となつてございます。

これらの要件に合致するためには、駐車場が現状2,200㎡であることから拡張整備に課題がございまして、防災道の駅として選定されることは難しいと考えてございます。

道の駅、農村活性化センターは本町の地域防災計画において指定避難所として位置づけられておりますので、今後も防災機能の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今聞きましたが、なるほど、防災道の駅への道は本当に厳しそうですけれども、本町における指定避難所であり重要な防災の拠点であることに変わりはなく、今後も、万が一の災害に備えて住民の命を守る施設や備蓄品等の充実を是非お願いしたいというふうに思います。

改めて再質問になりますが、また私も様々な道の駅に行く機会もありますけれども、確かにトイレや電源の不安が解消され、車での避難や物資の受入れのしやすさなども考えますと、広域の拠点にならずとも改めて道の駅の防災力の高さを感じるわけですが、一方、南の玄関口であり本町の指定避難所である道の駅かなんを示す看板ですけれども、これは色あせて施設を案内する上でも見にくく、国道309号から来られたお客さんからも、思わず見逃してしまうというような苦情もいただきました。まず簡易的にも早急に道の駅の看板を張り替えるべきというふうに思いますが、その見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道の駅かなんの看板につきましては、平成16年4月に道の駅がオープンしたときに設置した後、平成30年度に修繕を行っております。修繕から7年が経過し、色あせて見にくくなっていることは認識してございます。国道309号から来られた方々が見逃してしまわないよう、看板の修繕につきましてはできるだけ早く実施してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

早急に看板の修理をいただけるとのこと、カナちゃんのイラストも入れて目立つ看板を是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2事項めになりますが、本町の地域農業の将来と「地域計画」についてということで、全国的に高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少でありますとか遊休農地が拡大して地域の農地が適切に利用されなくなるとことが懸念されております。このため、国で農業経営基盤強化促進法が改正されまして、地域計画を策定することが法令化されたとのことであり、既に本年、本町においても7つの地域に分けて、町のホームページ上で公表されておりますが、我々も含め住民もその内容はあまり理解されていないのではないかとこのように思っております。

改めまして、地域の概要及び現状の状況も含めて分かりやすい説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業経営基盤促進法の改正により、市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため地域計画を定めることが義務づけられ、本町では令和7年3月に策定いたしました。

地域計画は、地域の農業者や認定農業者等の担い手、農地中間管理機構、これは大阪府みどり公社でございますが、農協等関係機関が地域農業の将来の在り方について話し合いを行い、10年後にどのような農業を目指すのか、また、その実現に何が必要でどのような取組が必要なのか等をまとめた計画でございます。

本町においては、町内7つの地域に分け、それぞれの地域ごとの農業の将来の在り方や、それに向けた農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等をまとめております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。

10年後、本町が目指す農業の姿を実現するための方策、それを取りまとめたというふうなことでありましたけれども、続いて再質問になりますけれども、この地域計画では7つの地

域の目標地図も作成されております。これはどのような目的で作成され、どのように評価すべきものなのか。

また一方、高齢化が進んでいる中、将来この農地を誰が利用して守っていくのか、また、地域農業の環境をどうしていくのかなど長期スパンの重要な課題、これも今後、それらについて地域の皆さんや関係者で継続的な話合いができるのか、これは甚だ疑問に思っておりますが、この地域計画の見直しを含め、本町ではそれらを長期的にサポートしていただけるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せのとおり、地域計画では目標地図を併せて策定しており、10年後の農地利用の目標と利用者を農地1筆ごとに具体的に示したものとなっております。

地域計画は、毎年関係者による話合いの下、現状や課題、ニーズに応じてブラッシュアップを図り、農地の集積、集約化や担い手の確保等を推進し、計画の実現を目指していくことになります。

町としましては、地域計画の見直しを含め、認定農業者や新規就農者など将来の地域農業を担う農業者が農業経営の早期安定を図ることができるよう、国・府と連携して積極的に支援を行うとともに、農地中間管理機構を活用し、意欲ある担い手に対する農地の貸借を促進させるなど、地域計画の実現に向けての支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。

私もこの目標地図を拝見しましたがけれども、例えば石川地区、白木地区、河内地区、中村地区等、地域ごとに自ら耕作するとか認定農業者でありますとか検討中など、地図の表記は土地の利用状況が細かく色分けされており、一目で全体が分かって分かりやすいというふうには感じました。地域計画の実現に向けた支援を今後も是非お願いしたいというふうに思っておりますが、再質問になりますけれども、また、この地域計画を策定した地域などを対象として、農業集積、集約化を加速させるために国の農地耕作条件改善事業というものがある

ようですが、これはどのような事業なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農地耕作条件改善事業は、地域計画の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積、集約化の加速についての支援を行うことを目的とした事業であり、事業の内容としては、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水など、きめ細かな整備を行うものなどがございます。

一方、本町において現在、加納・寺田地区において、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地や道路、水路を総合的に整備する圃場整備を進めているところでございます。

今後も、地域農業者の皆さんの実情やニーズに応じてこうした事業を活用することにより、意欲ある担い手に対する農地の集約、集積化を促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今の説明を言い変えれば、農地耕作条件改善事業の対象は比較的小規模で細やかな整備を行う事業であって、加納・寺田地区が今活用している農地中間管理機構の農地整備事業というのは大規模なものというすみ分けで問題ないでしょうか。分かりました。

支援の内容も多分違うということだと思うんですが、それでは最後の質問項目になりますが、2項目め、本町におけるほ場整備についてお聞きしたいと思います。

加納・寺田地区のほ場整備事業は、近隣を通る際に着々と大規模な工事が行われているということを目にしてまいります。事業が始まるまでに地域の皆様の大変なご苦勞があったということは想像できますけれども、実際にどのような経緯をたどり着手されたのか、また、今後どのような事業スケジュールなのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

久保田理事。

○まち創造部理事（久保田 篤）

加納・寺田地区において現在大阪府営事業として実施中のほ場整備につきまして、事業化の経緯、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本事業は、平成29年度に当時の北加納区長から、耕作放棄地の増加や後継者不足により地域農業の維持が難しくなっており、ほ場整備を実施できないかと相談があり、事業化に向けた検討が始まりました。

ほ場整備は、地権者である農家の皆様が主体となって着手することが可能となる事業であります。令和2年7月に北加納・南加納・寺田地区農空間づくり協議会が設立されました。その後、ほ場整備の計画を地域の皆様に共有した上で役員による粘り強い地元調整を行った結果、事業参加者の合意形成が図られ、土地改良法に基づく各手続を経て令和4年4月に事業採択されたものでございます。事業採択以降、換地計画原案の策定、実施設計を経まして令和7年1月より整備工事が着手されており、一部区域では工事が完了し、営農が開始されておられます。

現在、令和9年度の事業完了を目指し事業推進を図っているところですが、国庫補助金の内示額の影響により、事業完了が後年度にずれ込む見込みとなっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

やはり、このほ場整備を実現するに当たっては役員の皆さんによる粘り強い調整が不可欠だったということは分かりましたけれども、今お聞きする限り、全国から問合せが多いのかどうか分かりませんが、国庫補助金の内示額の影響、これによって令和9年度の事業完成がずれ込むというのは非常に悩ましいなというふうに思っております。今後も、国との粘り強い交渉を是非よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、加納・寺田地区においてほ場整備に賛同いただいた農家さんの中には、これまで耕作していた土地を提供することになって収入がなくなると、そういう場合もあると思われますが、そのような方に対する補填などはあるのか。

また、今回は農家の皆さんの費用負担がなくなったのは非常に大きいというふうに思いますが、ほ場整備が実現できたのは、この加納・寺田地区の約66名もの農家の皆さんを取りまとめた方がいたと。それがあったから実現したものであり、この方の功績は非常に大きいものというふうにも感じます。本当に奇跡的であったなというふうに思いますが、現在、他の候補地域において具体的にほ場整備に取り組もうとされている地域はあるのか、改めてお聞きします。

○議長（浅岡正広）

久保田理事。

○まち創造部理事（久保田 篤）

ほ場整備期間中の営農に係る補填につきましては、本事業は地元発意で行う事業であるとともに、事業化に向けた地元説明会において、休耕が生じることについて事業参加者から同意を得ていますので、休耕に係る補填はございません。

現在実施しておりますほ場整備は、農林水産省の補助事業、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しており、本事業は地元負担を必要としないため、他の地域からの関心も多く寄せられております。

この事業は、地区内の全ての農地において今後15年間にわたり農地中間管理機構に貸し出すことが条件になることに加え、水稻から高収益農業への転換を図り、収益性を従来より2割以上上げることが要件になっておりますので、地域の合意形成はこれまでのほ場整備事業に比べてさらに困難となっております。

他のほ場整備の候補地区につきましては、令和元年度に事業休止となりました中地区、白木地区を対象とした河南中部地区がございますが、現時点において事業休止のままとなっております。

今後、各地区に対しまして、加納・寺田地区のほ場整備をはじめとする府域における優良事例を紹介しながら、ほ場整備の事業の在り方について説明してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

なるほどといいますか、状況がよく分かりました。

農地中間管理機構の関連農地整備事業は人気があるというんでしょうか、その条件をクリアするハードルが高くなっているというふうに思います。是非今後も、加納・寺田地区のほ場整備を優良事例としまして、事業休止の地域及び他の地域も含めまして推進をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問になります。

最終的にこの土地が整備された際に、新たな担い手でありますとかこの土地を利用いただく企業が誘致できなければ収益を上げるすべがなくなりますが、この当てがあって加納・寺

田地区のほ場整備がスタートされたのか、また、現在どのような企業が誘致できる見込みであるのか、その決め手は何であったのか、また、できたらその企業の声もお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

久保田理事。

○まち創造部理事（久保田 篤）

地域農業の担い手となる企業、法人について、本事業着手時から借受けに係る協議が調っていたわけではありませんが、当初より大阪府が所管する大阪農業つなぐセンターと連携し、地元協議会と企業、法人とのマッチングを進める方針としておりました。現在、地元協議会と本庁が連携して、複数の企業、法人と農地対策に向けた協議を行っている状況でございます。一例を挙げますと、大手スーパーマーケットが出資する農業法人や、サツマイモのブランド化を図るとともに体験農業なども手がける企業など、複数の企業、法人と協議を進めてございます。

こうした企業、法人からは、広い道路や水路が整備された優良農地をまとめて確保できることに加え、本町は大阪市内まで1時間程度でアクセス可能な都市近郊の立地を有していること、さらには各ほ場から見える河南町の美しい景観、きれいな水、豊かな自然、こういったことが魅力であるといった意見が多く聞かれました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

なるほど。まだまだ課題もたくさんあるというふうに思いますが、我がまち河南町の地域農業の将来に自信が持てる説明であったというふうに思います。

住んでいる我々はなかなか気がつきませんが、河南町は本当に魅力と可能性のある立地であり、明るい未来を感じた次第です。これからは、もっと自信を持って河南町をアピールしていきたいというふうに思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前 11 時 56 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 00 分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、ポープ議員の発言を許します。

ポープ議員。

○4 番（ポープ三恵）

議席番号 4 番、会派かなん希望の風、ポープ三恵、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、第 1 事項め、青色防犯パトロールについてお伺いします。

3 月の一般質問でも取り上げましたが、青色防犯パトロールの乗務員の高齢化について改めて伺います。

現在、河南町旧校区 5 地域でそれぞれ青色防犯パトロールが運行されています。地区ごとの多少の運行ルールの違いはありますが、毎週交代制で地域のボランティアの皆様により運行が続けられています。しかしながら、乗務員、運転手を含めたボランティアの高齢化が進み、運行に支障を来している状況が見受けられます。地域の安全を守る大切な活動であるからこそ、今後の継続性に不安を感じています。

この課題について、町としてどのように認識し、今後どのような対応を検討されているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

青色防犯パトロールに従事する方の高齢化については、運転技術への不安などもあり、若年層の募集や地域連携の強化などに向けた取組が必要であると考えております。

町としましても、これらの課題に対応するため、今年度更新予定の 3 台、石川、白木、河内になりますが、のパトロール車両の入替え時に併せて車両前後にドライブレコーダーを設置し、運転中の安全を確保し、トラブル発生時等に迅速に状況を把握できるようにしていきます。また、残りの 2 台、中村、大宝についても、現在設置しているのは前方のドライブレコーダーになりますが、それに加え、今後、後方部の設置についても検討してまいります。

さらに、パトロール実施者証の更新時には警察による講習会が必要となることから、青色防犯パトロールボランティアの方と連携し、より多くの方が参加いただけるよう、町としましてもその支援に努めていきたいと考えています。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。来年早々に、新規車両への更新をするということで、今後も青色防犯パトロールはボランティアの方々と連携して安心・安全に運行できるようになればと思います。

青色防犯パトロールの運行中には音声アナウンスを流しながら巡回していると承知しております。第2項目めですが、しかし、その内容は現在も子供の見守りに限定した注意喚起となっております。例えば、白木小学校で徒歩の登下校が行われていた時代には子供の安全見守りが活動の中心でした。しかし現在、かなん桜小学校への統合後はスクールバスによる登下校が主となり、パトロールの役割は子供だけでなく、むしろ地域全体、特に前世代への方々の見守りへと移行しているように感じます。それにもかかわらず、現在のアナウンスは依然として子供の見守りにとどまっている状況です。この点について、町としてどのように認識され、今後の見直しをどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

青色防犯パトロールは、安心・安全のまちづくりを目指し、子供たちの見守りや地域住民の防犯意識の向上を図ることを目的として実施しております。そうしたことを踏まえ、現在、主に子供の見守りに配慮したアナウンスを行い、地域の皆さんに安心感を与えることを重視して運行しております。

今後は、特殊詐欺や空き巣対策などの地域防犯全般の注意喚起が図れるよう、現在、ボランティア団体とも調整し、検討を進めているところでございます。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4 番（ポープ三恵）

車両の新規更新はアナウンス内容を刷新する絶好の機会でもあります。内容の更新に当たっては、これまで町民に親しまれてきたみんなで守ろう、みんなの安全という象徴的なフレーズは是非継承していただきたいと考えております。新しい車両とともに、より心に響くメッセージで地域の防犯意識を高めていけるよう、前向きなご検討をお願いいたします。

それでは、次の事項、中高生の同乗など地域と共に見守る体制づくりを検討してはどうかなんですけれども、中高生の同乗、青色防犯パトロールですね。地域と共に見守る体制づくりを検討してはどうかに移ります。

各地域での要望でよく相談されるのが、青色防犯パトロールの乗り手不足という点がございいます。ここで1つ提案なのですが、高齢者の方々にとって乗務が厳しくなっている現状を踏まえれば、青色防犯パトロールに中学生、高校生、大学生など若い世代にも参加してもらうことを検討するべき時期に来ているのではないのでしょうか。中学生、高校生については未成年である点から難しい面もあるかと思いますが、大学生は成人年齢に達しており、地域の安全活動に加わっていただくことは十分に考慮できるのではないかと考えます。どうかお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

将来を担う中高生や大学生などの若年層がボランティアに参加することは、地域社会にとって大変有意義であると考えております。しかしながら、現在の学生たちの生活実態は学校の学業や部活動、アルバイトなど生活全体が非常に多忙であり、スケジュールに合わせた継続的な参加が必要な青色防犯パトロール活動に参加することは難しいと考えております。今後、次の世代にボランティア活動を引き継ぐということが現実的に難しいことも踏まえつつ、機運醸成に努めてまいります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4 番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

青色防犯パトロールは、河南町に根づいた立派な地域見守りのボランティア活動です。こ

の活動に参加した学生には、例えばボランティア活動証明書を発行する仕組みを整えることが有意義だと私は考えます。ここで言う証明書とは活動を行った事実を示す書類であり、活動内容、期間、場所などを記載し、活動団体や第三者機関が発行するものです。高校、大学受験や就職活動において自己PRとして活用でき、活動の具体性を裏づける役割を果たします。

学生にとって、参加してよかったと思える枠組みを再構築することで、地域の安全を守る活動が次世代へと広がり、町全体でみんなで河南町を見守るというまちづくりに近づくのではないのでしょうか。これは要望としてお伝えいたします。

それでは、次の事項、防犯対策についてに移ります。

1 項目、アルミ缶などの回収物の持ち去り行為について伺います。

近年、町内のごみ置場において、アルミ缶などの回収物が無断で持ち去られる事例があります。これらの資源物は、自治体が適正回収に売却することで廃棄物処理費用の一部を賄い、住民サービスの維持に役立てられているものであります。しかしながら、持ち去り行為が横行すれば自治体の財源が損なわれるだけでなく、資源循環の仕組みそのものが揺らぎ、地域住民の協力によるリサイクル活動の意義が失われかねません。さらに、深夜や早朝に軽トラックなどで持ち去る行為は騒音や安全面での不安を住民に与える要因ともなっております。

そこでお伺いいたします。本町において、資源物の持ち去り行為に対してどのような現状把握をされているのか、また、条例や罰則の適用、警察との連携、収集時間の工夫など、他自治体の事例も踏まえた具体的な防止策を検討されているのか、住民の協力を得ながら資源循環を守り、安心できる地域環境を維持するための取組について町の見解を伺います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

資源物の持ち去り行為につきましては、住民の方から持ち去り行為の報告を受けた場合、現場パトロールの実施や、警察に町の収集日に巡回してもらえるように要請をしております。

また、町のホームページには資源物の持ち去り禁止の意思表示シートを掲載しております。この意思表示を行うことで一定の抑制効果がありますので、ごみステーションに掲示したり、資源物に貼付したり活用することをお願いしております。

しかし近年では、持ち去り行為を発見しても、トラブル等に巻き込まれる可能性があるため、自ら注意したり制止したりせず、車のナンバーを控えるなどして警察へ相談するように

案内しております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

では、再質問なんですけれども、具体的にアルミ缶の回収によって本町が得ている収入は年間でどの程度になるか、教えてください。金額の規模を明らかにすることで、持ち去り行為が町財政に与える損失の大きさを住民に分かりやすく示すことができると考えます。

また、その収入は廃棄物処理費用や環境施策のどの部分に充てられているのか、用途についても併せてご説明していただければと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

アルミ缶の回収によって本町が得ている収入でございますが、過去3年間では、令和4年度が売払量は1万3,330kgで約332万円、令和5年度は売払量が1万800kgで約237万円、令和6年度が8,640kgで約234万円となっております。ただし、持ち去り行為による損失については不明であります。また、収入につきましては資源ごみ分別処分業務委託料の一部に充当させていただいております。ちなみに、資源ごみ分別処分業務委託料ですが、令和4年度が約2,186万円、令和5年度が約2,154万円、令和6年度が約2,455万円となっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。令和4年度の平均単価が249円、令和5年度が220円、令和6年度が270円と年度によって売却量の単価に増減はあれど、ほぼ毎年200万円程度の収入があることが分かりましたが、それ以上に資源ごみ分別処分業務委託料が高額であることが分かりました。

ただいまの答弁を踏まえ、持ち去り行為の防止と資源循環の強化についてさらにお伺いいたします。

本町においては、住民の協力を得ながら資源物の適正回収を進めていくことが重要であります。その一方で、回収日や時間に制約があるため利便性が十分でないとの声も聞かれま

す。

そこで、施策の一環として住民の利便性向上と資源循環促進を目的とした資源ごみ常時回収ステーションの設置を検討されてはいかがでしょうか。現在のように特定の日に路上へ出す方式ではなく、管理された常設の回収拠点を設けることは、持ち去り行為の抑止に直結するだけではなく、住民がいつでも安心して資源物を出せるという生活環境の質的向上にも大きく資するものと考えます。町として、こうした新たな回収体制の構築について改めて所見を伺います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

資源ごみ常時回収ステーションの設置でございますが、回収日や時間の制約がないため住民の方の利便性の向上にはつながるとは考えますが、ステーションを設置するための場所の確保や管理体制、頻繁に収集が必要になるなど、様々な課題があると考えます。

持ち去り行為の防止につきましては、前日から排出されますと深夜の持ち去り行為の要因にもつながりますので、できるだけ回収日当日の朝に排出していただくことを住民の方にご協力をお願いしております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ご答弁ありがとうございます。資源ごみ常時回収ステーションの設置には、場所の確保や管理コストといった課題があることは理解いたしました。

一方で、持ち去り防止策として町が推奨されている当日の朝出しの実効性を高めるためには、より一層の周知徹底が不可欠です。資源ごみの排出ルールに関しましては、広報紙での発信に加え、自治会に未加入の住民の方々を含む全ての町民に情報が行き渡るよう、各所の掲示板を活用した注意喚起のポスターの掲示など、一歩踏み込んだ積極的なご対応を強く要望いたします。

それでは、次の質問にまいります。

近年増加傾向にある農作物盗難の実態把握と、町としての防止対策の強化についてです。

河南町内では農作物の生産が盛んに行われていますが、一方で人の目が届きにくい農地も多く、農作物が被害を受けても気づかれにくい状況があると考えられます。そこで、町とし

て農作物の盗難の被害状況をどの程度把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

生産者の方々の農作物が盗まれる被害状況については、町独自で調査、把握しておりませんが、定期的に農地の巡回を実施していただいている町農業委員会において、農作物の盗難に遭ったという報告は特にございません。

また、農業共済組合の農業保険制度につきましても、盗難により収入減少となった場合も補償対象となりますが、近年2か年で府内において盗難が要因で保険金を支払われた実績はないとのことでした。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。現時点で農作物の被害報告はないということで、安心いたしました。

ただ、報告がないだけで、実際に盗難に遭ったという方もおられる可能性もございます。そこで、農作物の被害を未然に防ぐための対策として、個人を対象とした防犯カメラの設置への補助なども考えられると思いますが、町としてそのような支援策の検討状況はいかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町においては、農作物の盗難被害について関係者からの報告もなく、具体的に把握していないことから、現在、その対策について独自の対応は図っておりません。

なお、農林水産省のホームページでは農作物の盗難の実態と対応策が掲載されております。具体的には、生産者が行う取組として農作物の保管や管理、園地への侵入防止対策について、地域で行う被害防止対策としてチラシによる情報共有やパトロールの実施などが紹介されております。今後、必要が生じた場合にはこうした内容を参考に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ご答弁ありがとうございます。もちろん、盗難被害がゼロであることが最善であり、被害が発生してから対策を講じるのではなく、未然に防ぐことが最も重要だと考えます。今後、状況の変化を注視していただき、農林水産省の情報などを参考に、被害防止に向けた予防的な取組をご検討いただきますよう引き続き要望いたします。

それでは、次の事項に移ります。

公共交通バス、金剛ふるさとバスについて伺います。

11月24日に開催されましたミステリーバスツアーについての質問です。

先日開催されました金剛ふるさとバスのイベント、ミステリーバスツアーに私も個人的に申し込み、参加いたしました。富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村の4つの目的地からくじで行き先を選び、その場所に関するクイズを子供たちと一緒に考えながら、バスの乗り継ぎ、ウォーキングで町なかを散策するという内容で、天候にも恵まれ大変有意義なイベントであったと感じております。

そこで、改めてこのミステリーツアーの企画やどのような目的を持って開催されたものなのか、また、申込定員は何組で当日は実際に何組の参加があったのか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業は、金剛ふるさとバス利用者の増加を図るための利便増進を目標に、4市町村広域協議会、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村で協議し、実施したものでございます。計画の立案に当たっては、利便増進分科会を設置し、大学教授や住民代表、市町村職員などで協議してまいりました。

今回のミステリーツアーにつきましては、観光部門に幅広い見識を有する阪南大学の教授をはじめ、同大学の学生の協力を得て様々な地域で行われているイベントなどを調査研究し、計画を立案していただいたものでございます。募集は、金剛ふるさとバス沿線の4市町村にお住まいの小学生を対象に、申込定員40組で実施いたしました。申込人数については27組の応募がありましたが、その後、都合により参加できなかった方などがおられまして、当日の参加者は16組、富田林市6組、太子町4組、河南町3組、千早赤阪村では3組という状況で

ございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

今回のツアーに参加した子供たちの中には初めて金剛ふるさとバスに乗車した子もあり、降車ボタンを押すだけで目を輝かせ、楽しそうな表情を見せてくれたのが非常に印象的でした。その無邪気な様子に、同行した大人たちも自然と笑みがこぼれ、心温まる1日となりました。私自身も、千早赤阪村のコースに参加いたしましたが、グループ内にたまたま阪南大学のOBの方がおられ、昼食時には阪南大学の教授や学生との会話が弾むなど、こうした人との新たな出会いもこの事業の大きな魅力であると実感いたしました。地域の魅力を再発見し、多世代が交流できる貴重な機会として、今後も是非継続して実施していただくことを切に願います。

ただ、今回は4市町村の住民と限定されていましたが、この南河内の魅力発信にもつながるものだと参加して感じましたので、次回開催時には4市町村の住民と限定せずに、観光を視野に入れ、広く募集ができないのかをお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

初めてのミステリーツアーをどのように企画するかなど課題も多くありましたが、参加された方々からは大変好評でございました。今後は、もっと広域的に募集を募るなど、観光部門においても幅広く地域の魅力発信ができる企画になるよう、4市町村協議会の分科会に提案を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。分科会への提案、よろしくお願いいたします。

今回のイベントは金剛ふるさとバスの土日祝の乗車率低迷を背景に企画されたものと理解しておりますが、11月1日から始まった金剛ふるさとバス1日乗り放題、大人500円、子供

250円の制度については、まだ十分に周知されていないと感じました。この1日乗り放題券は金剛ふるさとバスの路線のみが対象であり、カナちゃんバスに乗り継ぐ場合には別途100円の支払いが必要となります。これは、南河内内での移動を抑制してしまう要因となり、非常にもったいないと感じました。今後、この1日乗り放題券に地域バスやカナちゃんバスなどの路線を含めることで利便性の向上につながると考えますので、要望としてお願い申し上げます。

それでは、次の質問です。

千早赤阪村で行われている通学定期券購入補助制度を河南町でも導入できないかについてです。

昨日、藤井議員も質問されておりましたが、千早赤阪村では路線バスの通学定期券の購入費用に対し購入額の2分の1、上限が月額5千円を補助する制度が導入されています。現在、金剛ふるさとバスに寄せられている要望の中で最も多いのは本数の増便であると考えられますが、財政的に厳しい状況は運行状況や収支報告から見ても明らかです。

週末の増便など本数の増便が現時点では困難であるならば、別の角度から町民にバス運行への理解を深めてもらう取組が重要であると考えます。例えば、隣接する千早赤阪村が通学定期購入補助制度を整備しているという事実は河南町民、特に高校生を持つ保護者から見れば不公平に感じられる面もあるのではないのでしょうか。

そこで、河南町においてもこの通学定期購入補助制度を導入するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

千早赤阪村では、議員仰せの通学定期購入助成制度を実施されております。この助成制度は、申請期間が令和7年8月25日から令和8年3月13日までと限定されており、村内を運行するバスの通学定期購入費用の半額を助成するものとなっております。目的は、地域公共交通の利用促進及び燃料高騰により、通学する学生などがある世帯の負担軽減を図るためとされております。補助金額は通学定期購入費の2分の1補助、ただし1か月分の上限5千円とされています。

高校生などは通学方法が様々であることから、通学定期の補助については慎重に対応する必要があると考えております。今後は、4市町村と協議し、利便増進のイベント等を通じて

利用増進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○４番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

金剛ふるさとバス、カナちゃんバスは、町民の関心が言わば最も高い案件の一つであります。財政的に厳しい状況とは存じますが、今後の交通広場の整備に合わせ、利便性を高め、住民が利用したいと思える施策の立案と前向きなご検討を切にお願い申し上げます。私自身も、乗車率の向上に向け積極的な周知、啓発に努めてまいります。

続きまして、次の事項、教育について伺います。

学力向上支援策として、英検・漢検など民間資格の受験料補助制度を導入できないかについてです。

学力向上支援策として、英検・漢検などの民間資格試験の受験料補助制度を拡大、導入していただけないでしょうか。近年、実用英語技能検定、通称英検ですけれども、民間資格が高校、大学入試の指標として活用される傾向が強まっております。河南町立中学校では英検３級までを校内で受験できる仕組みがあり、私自身も子供を外部会場まで連れていく手間が省け、大変助かった記憶がございます。

ここでは英検を例に挙げましたが、ほかにも日本漢字能力検定、いわゆる漢検、実用数学技能検定、いわゆる数学検定など、学力向上に資する資格試験があります。これらを中学校内で受験できるようにする、あるいは受験料を補助する制度をご検討いただけないでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町では、外国人との交流に使える英語を身につけ、グローバルな人材育成を目的として使える英語プロジェクト事業を実施しており、その一環として実用英語技能検定、いわゆる英検の受験を中学校で行っております。原則として中学１年生では５級、中学２年生では４級、中学３年生では３級を受検できますが、個人の能力により３級以上の受験を希望する場合にも補助を行っております。

令和８年度大阪府公立高校入学者選抜においては、英検を利用することができ、準１級以上で英語は満点、２級で８０％の保証となっております。

国の第４期教育振興基本計画、２０２３年から２０２７年でございますが、中学卒業段階でＣＥＦＲのＡ１レベル、英検３級相当となりますけれども、そのＡ１レベル以上の割合を６０％以上としており、河南町の事業ともマッチしてございます。一方、漢字検定、数学検定につきましては、一定の学力向上に資するものとは存じますが、国が求める学習の到達度合いを測る指標となるものとはなっておらず、現状では補助は考えておりませんが、慎重に対応すべきものと考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○４番（ポープ三恵）

答弁ありがとうございます。

本町がＡＬＴ３名体制で英語教育に尽力されている点は高く評価しております。しかし、英語に苦手意識を持つ生徒に対し、将来の入試に有利だからという理由だけで英検を強く勧めることは、必ずしも本人の学習意欲の向上につながるとは限りません。

生徒の興味、関心は多様です。漢字検定や数学検定といった選択肢を示すことで、あっ、これなら頑張れると勉強への自信や意欲を取り戻す生徒も少なくないはずです。特定の教科に偏ることなく、生徒一人一人の得意分野を伸ばし、学習へのきっかけづくりを後押しする多面的な学力向上支援を是非検討していただくよう強く要望いたします。

それでは、次の質問にまいります。

ＳＮＳ社会における情報環境の変化を踏まえ、性教育の課題を町としてどのように認識しているかについてお伺いします。

近年、ＳＮＳの急激な普及により、子供たちを取り巻く情報環境は大きく変化しております。インターネット上には、正確で有益な情報がある一方で、誤った知識や過度な表現、偏った価値観に触れる機会も増えております。こうした状況は、子供たちの健全な成長や人権尊重の意識形成に影響を及ぼす可能性があり、性教育の在り方にも新たな課題を投げかけています。

そこでお伺いします。ＳＮＳ社会における情報環境の変化を踏まえ、性教育の課題を町としてどのように認識し、学校教育においてどのような対応を進めていこうとされているのか、

町の見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

SNS社会における情報環境の変化に伴い、性や薬物に関する情報の入手が容易になるなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした課題を踏まえ、危険を回避し、自身の心身を守り、安全な生活を送ることができるよう、正しい情報を収集し、よりよく判断し行動する力を育むことが重要であると考えております。

学校におきましては、様々な情報がインターネットを通じて広まっている中で、正しい性教育を児童生徒に指導していく必要がございます。今後とも、児童生徒には性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

答弁ありがとうございます。

SNSなどを通じて不適切な情報に触れやすい現代社会だからこそ、学校における正しい性教育の重要性は増していると認識いたしました。

先日、かなん桜小学校においてPTA主催による性教育講演会が実施されました。私も3、4年生向けの会を傍聴いたしましたが、発達段階に応じた非常に分かりやすい内容で、児童が自分と相手の心と体を大切にすることを学ぶ大変有意義な機会であったと感じております。私自身、自分の子供が小学生の頃にもこうした専門家による学びの場があればよかったと痛感いたしました。性教育はデリケートな課題ではありますが、今回のような外部講師やPTAと連携した質の高い取組が今後も継続され、町全体に広がっていくことを期待いたします。

これらの要望は、「KANAN BEAM」の理念、すなわちB、ベスト、精いっぱい、E、エンパワーメント、内なる力の発揮、A、アクション、まずはやってみる、M、メイクアップ、よりよく作り出すに沿うものであり、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、未来へ羽ばたく力を育む取組としてご検討いただければ幸いです。

それでは、最後の事項にまいります。

インフルエンザ対策についてです。

1、河南町職員を対象としたインフルエンザ予防接種費用の補助制度の有無と、その実施方針について町の見解を伺います。

今シーズンのインフルエンザの猛威は、学級閉鎖のみならず職場における罹患者の増加にも及び、広域な影響を及ぼしておると感じます。

そこで伺います。今シーズン、現時点までにインフルエンザにより仕事を休んだ河南町職員の人数は何人でしょうか。また、職員の子供がインフルエンザに罹患し学級閉鎖となったことにより、休暇を取得した職員の人数は何人でしょうか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

令和7年4月から12月5日までの間にインフルエンザで病気休暇を届け出た職員は4人でした。次に、子供がインフルエンザに罹患し学級閉鎖となったことにより、休暇を取得した職員は2人です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

思った以上にインフルエンザの罹患者が少なく、職員の感染対策がしっかりしているということかと思うのですが、数名の職員の方とインフルエンザ予防接種のことで話す機会がございまして、毎年自費で接種していると聞き、接種費用は大体概ね3,500円ぐらいやっただと思うんですが、地味に負担がかかる金額でございます。この接種費用を河南町から補助するといった考えはありますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

職員に対しましては、給料以外の給付は地方自治法上できないこととなっております。その点から考えますと、職員に対する補助給付は難しいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○４番（ポープ三恵）

ありがとうございます。地方自治法上の制約があるとのこと、理解いたしました。

しかしながら、職員の皆様が健康に職務を全うすることは、安定した行政サービスを維持する上でも極めて重要です。直接的な補助が難しいのであれば、例えば互助会組織の活用や集団接種の機会提供など福利厚生の一環として何らかの支援ができないか、今後、財政状況を見極めつつ前向きに検討していただくよう要望いたします。

続きまして、２項目めの中学３年生を対象としたインフルエンザ予防費用補助制度の有無と、その実行方針について町の見解をお伺いします。

数年前、中学３年生を対象に、新型コロナ感染症対策の一環としてインフルエンザ予防接種に対する費用補助が実施されたと記憶しております。

そこでお伺いします。当時、接種対象になった人数に対し、実際、予防接種費用の補助を申請した人数はどの程度であったのか、お示してください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

中学３年生を対象といたしましたインフルエンザの予防接種費用の助成につきましては、令和４年１０月１日から令和５年１月３１日までの期間で実施いたしました。内容は、償還払い方式で３千円を上限に中学３年生と高校３年生を対象とし、対象者数は２８４名で、うち接種者数は４６名で、約１６％の接種率でございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○４番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

中学３年生は、受験期と感染症の流行期が重なるため毎年大変神経を使う時期であります。学校内での感染症対策の徹底はもちろん重要ですが、併せてインフルエンザ予防接種の費用補助についても、希望する生徒がいるのであれば改めてご検討いただきまして、要望とさせていただきます。河南町の安心・安全な暮らしを守るため、今後とも積極的な感染症対策を推進していただきたいと思います。

最後に、昨日、一般質問において中川議員も引用されておりましたセオドア・ルーズベルト大統領の言葉を改めて申し上げます。

決断のとき、最善なのは正しい決断を下すこと。In any moment of decision, the best thing you can do is the right thing, 次によいのは誤った決断を下すこと、the next best thing is the wrong thing, ここが一番重要です。そして最悪なのは決断を下さないことだ。and the worst thing you can do is nothing。多くの課題において、財政的な厳しさやマンパワーの限界があることは十分に承知しております。しかし、失敗を恐れるあまり決断を下さないという最悪の選択をするのではなく、防災リュックの配布など、たまには最初の決断とは違う決断を下すことで町民の利益になり、住民が安心して安全に快適に、そして希望を持って暮らせるまちづくりのため、勇気を持って一步を踏み出すことが今求められています。

今日の答弁を礎として、引き続き、積極的かつ具体的な対策を講じていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けていました一般質問は全て終了しました。

ここで午後２時まで休憩とします。

休 憩（午後１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後２時００分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議案の簡易な訂正をお願いします。

本日の追加議案の提出日が令和７年１２月１９日となっておりますが、１２月１２日に開催の議会運営委員会において会期を変更しましたので、本日１８日に訂正願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第２ 議案第２８号 令和７年度河南町一般会計補正予算（第５号）から日程第６ 議案第３１号 令和７年度河南町介護保険特別会計補正予算（第２号）までの５件を会議規則第３７条の規定により一括議題で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上5件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算・決算常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

大門委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（大門晶子）（登壇）

では、これより予算・決算常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月2日、令和7年河南町議会12月定例会議において、当委員会に付託を受けました案件は、議案第28号から議案第31号までの各会計補正予算の認定についての4件でございます。

付託の4議案につきましては、12月3日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その審査の結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、民生費の障がい者自立支援給付費については、十分留意して取り組む等の意見を付け加えることで、委員全員の総意により附帯決議を提出することになりました。

附帯決議案につきましては、タブレット674－1、令和7年12月11日議案送付（議会）（追加議案）の議案一式の01附帯決議案の2ページをご確認願います。皆様、お聞きいただきますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、附帯決議について趣旨説明をご説明させていただきます。

朗読をもって代えさせていただきます。

議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）に対する附  
帯決議

この度の議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）中、（款）民生費（項）社会福祉費（目）障がい福祉費（節）扶助費において、障がい者自立支援給付費3億円が計上されている。

理由として、利用者の自然増、特定の障がい者賃貸住宅利用者のサービス利用料の増との説明があった。利用者の自然増の要因としては、1. 病状の固定化 2. 家族の高齢化 3. 早期療養との説明であった。家族の高齢化により、今までは家族の介護で

生活できていた方がサービスを利用するようになったこと、発達過程に不安や疑問を持った親が専門機関に相談し、子どもの早期療育につながっていることは何も問題はない。しかし、特定の障がい者賃貸住宅の利用者のサービス料の増加は看過できない状況である。

本来であれば、障がい者施設に入居する場合は、以前に生活していた居住地がサービス料を負担する居住地特例が適用される。しかし、今回のケースでは居住地特例が適用されない施設であること。15名の利用者中、14名がもともと河南町に住んでおられない利用者であること。さらに、1人の利用者につき国の基準の3倍となる1か月約150万円のサービスを利用されていることによって、このような多額の給付費となっている。これは、本町においても存続にかかわる重大な事象であり、看過できない。

よって、議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）の障がい者自立支援給付費の補正予算を執行するにあたり、下記の事項について十分留意して取り組まれるよう強く求める。

#### 記

1. 居住地特例が適用されない施設を今後も同じように増やさないように対策を考えること。
2. 適正なサービスが提供されているのかの各施設へのチェック機能の新設及び強化すること。
3. 相談支援専門員が提出する利用計画書が適正であるかチェックする機能の新設及び強化すること。
4. 上記の条件を適正に執行するために専門職の力を借りること。
5. 改善した結果は速やかに町民の代表である議会に報告すること。

以上、決議する。

令和7年12月 日

大阪府南河内郡河南町議会

以上であります。

では、引き続きまして、議案第29号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和7年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、討

論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上4件の補正予算の審議結果の報告を終わります。

なお、議長を除く議員全員が委員であり、十分慎重にご審査願ったと思っております。記録は事務局に整理させておりますので、後日ご覧いただければと思います。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員より指摘並びに要望などが出ておりました事項につきましては精査されるよう、委員長より申し添えておきます。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算・決算常任委員会、大門委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、大変お疲れさまでした。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論、採決に入ります。

大門委員長、自席に戻っていただきますようお願いいたします。

これより討論、採決に入ります。

最初に、日程第2 議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

次に、日程第3 委員会提出議案第1号 議案第28号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議ですが、本案は、議長を除く全議員で構成される予算・決算

常任委員会において委員全員の総意により提案、採択されましたので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第４ 議案第29号 令和７年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第５ 議案第30号 令和７年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第6 議案第31号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第7 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの以上8件を会議規則第39条の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上8件を本会議において全体審議することに決しました。

お諮りします。

日程第7 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にした

いと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上３件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は１件ずつ行います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、議案第32号から議案第34号までの３件について、順次提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは674、令和７年12月11日議案送付追加議案、01令和７年河南町議会12月定例会議追加議案資料の10ページをお開きください。

では、議案第32号の提案をさせていただきます。

議案第32号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和７年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、令和７年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給与に関する条例において期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて議会の議員の期末手当の支給月数を改正するものです。

具体的には、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数が今年度から0.05か月分引き上げられることに伴いまして、議員の期末手当も0.05か月分引き上げる改正となっております。

めくっていただきまして、11ページです。

令和 7 年河南町条例第 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、ページは12ページをご覧ください。

第 1 条では、令和 7 年度の期末手当支給に係る条文となっており、12月に支給する期末手当率を「100分の227.5」から「100分の232.5」に改正しております。

続いて、13ページをご覧ください。

第 2 条は、令和 8 年度以降の期末手当支給に係る条文となっており、6 月の期末手当率「100分の227.5」を先ほど第 1 条で改正した12月の期末手当率「100分の232.5」、合わせて「100分の460」を平準化しまして、6 月、12月それぞれ「100分の230」に改正するものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、附則でございます。

まず、第 1 項ではこの条例は公布の日から施行し、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する旨の規定でございます。

第 2 項の規定は、令和 7 年度の改正につきましては令和 7 年12月 1 日に遡及適用することを規定し、第 3 項は、既に支給した報酬などの内払いの規定でございます。

以上、議案第32号の提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第33号の提案をさせていただきます。

ページは15ページでございます。

議案第33号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、令和 7 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職

員の給与に関する条例において期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数の改正を行うものです。

具体的には、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数が今年度から0.05か月分引き上げられることに伴いまして、特別職の期末手当も0.05か月分引き上げる改正となっております。めくっていただきまして、16ページです。

令和7年河南町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、17ページでございます。

第1条は、令和7年度の期末手当支給に係る条文となっており、12月に支給する期末手当率を「100分の227.5」から「100分の232.5」に改正しております。

めくっていただきまして、18ページです。

第2条は、令和8年度以降の期末手当支給に係る条文となっており、6月の期末手当率「100分の227.5」を第1条で改正しました12月の期末手当率「100分の232.5」、合わせて「100分の460」を平準化しまして、6月、12月それぞれ「100分の230」に改正するものです。続きまして、19ページは附則でございます。

まず、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、令和7年度の改正につきましては令和7年12月1日に遡及適用することを規定し、第3項は、既に支給した給料などの内払いの規定でございます。

以上、議案第33号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号の提案をさせていただきます。

ページは20ページでございます。

議案第34号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも

のとする。

令和7年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員法の情勢適応の原則、均衡の原則により、給料表、期末手当、勤勉手当の支給月数及び通勤手当を改正するものです。

めくっていただきまして、21ページです。

令和7年河南町条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、27ページの新旧対照表をお開きください。

第1条が、令和7年度における改正条文となっております。

まず、通勤手当に関する規定ですが、第17条第2項第2号において、通勤のため自動車等を使用する職員に対する自動車等の使用、距離に応じた通勤手当の額を定めております。民間の支給状況等を踏まえて、自動車等の使用距離が片道10km以上15km未満から片道40km以上までの距離区分において、一月当たりの通勤手当の額を200円から1,500円までの幅で引き上げる改定を行っております。

次に、期末手当の支給月数ですが、第25条第2項は、一般職の職員の支給月数が「100分の125」となっているものを、「100分の127.5」と0.02か月分を引き上げる改正としております。

また、同条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数が「100分の70」となっているものを、「100分の72.5」と0.02か月分を引き上げる改正としております。

次に、勤勉手当の支給月数ですが、次のページにわたりますが、第26条第2項第1号において、一般職の職員の支給月数が「100分の105」となっているものを、「100分の107.5」と0.02か月分を引き上げる改正をしております。

また、同条第2項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職

員の支給月数が「100分の50」となっているものを、「100分の52.5」と0.02か月分を引き上げる改正をしております。

そして、給料表ですが、初任給をはじめ若年層に重点を置き、その他の職員も改定率を軽減させる形で、全号給について給料月額の上上げを行っており、給料表の新旧対照表について、29ページから34ページのとおりでございます。

次に、35ページをお開きいただきまして、第2条が令和8年度以降の改正条文となっております。

期末手当につきまして、第25条第2項において、第1条の改正により一般職の職員月数を「100分の127.5」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、共に「100分の126.25」に改めるものでございます。

また、同条第3項において、一般職と同様に定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の72.5」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、共に「100分の71.25」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、36ページ、勤勉手当につきまして、第26条第2項第1号において、第1条の改正により、一般職の支給月数を「100分の107.5」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、共に「100分の106.25」に改めるものでございます。

また、第2号において、一般職と同様に定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の52.5」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、共に「100分の51.25」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、37ページは附則でございます。

まず、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、給料表及び通勤手当の改正について令和7年4月1日に遡及適用するものであり、第3項の規定は、期末手当、勤勉手当の支給月数の改正について令和7年12月1日に遡及適用するものとなっております。

第4項は、既に支給した給与の内払いの規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号から議案第34号の提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、日程第7 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

先ほどの議員のところも一緒なんですけれども、今回の法的根拠なんですけれども、人事院勧告に基づいて一般職の職員に準じてというのが根拠だと思うんですけれども、その準じてというのは、これ法的根拠ということで、必ずそれに沿ってということで理解するという事でよろしいんでしょうか、特別職であったとしても。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

必ずということではございませんけれども、議会の議員さんも含め、特別職等を含め、一般職の人事院勧告に伴います改定に合わせてということでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

合わせてということなんですけれども、今回の人事院勧告をちょっと見てみましたら、期末手当のほうは年間4.6から4.65というように今回の人事院勧告であるんですけれども、議員もそうなんですけれども、今回、特別職も若干この月数がちょっと違うんです。多分、過去においてそのようなことが行われたと思うんですけれども、これはいつ頃行われて、どういう理由でそういう差が出ておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

今回の改定は0.05か月分で、同じ月数を合わせて上げさせていただいておりますけれども、0.05か月、議員おっしゃるとおりに差が出ております。これ、平成18年度ぐらいであったかと、ちょっとすみません、今資料を持ち合わせておりませんけれども、そのあたりで議員及び特別職のほうは改定をなさらなかったという過去がございますので、この差が生じているということでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

3回目ですけれども、理由はちょっと分からないと思うんです。多分そのときの経済的な状況とかいろんな部分で、議員、また特別職は改正しなかったということなんですけれども、最近ですけれども、やっぱり物価高騰の中の上がっているということで、毎回毎回この差がいつも出ているんで、もうそれでしたら、根拠がもうなくなっているんでしたらもう通常どおり戻したらどうかというように、これは意見として申し上げておきます。また、もういつも差が出ているんで、大した金額じゃないと思うので、もう通常どおり戻したらどうかという意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

分かりました。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

これ、委員会のときでもちょっとお聞きしたんですけれども、今回の改正で通勤手当の改正も行われていると思うんです。この通勤手当の改正は国の人事院勧告に基づいてそのとおり行われているのかということで質問させていただいたら、回答としてはそのとおりですというような回答だったと思うんですけれども、今、人事院勧告の通勤手当のところを見ているんですけれども、自動車等の使用者については、65km以上から100km以上までの区分を5km刻みを新設し上限6万6千円というところと、2で現行の60km以上までの距離区分についても民間の支給状況を踏まえ200円から7,100円までの幅で引き上げて、そして3つ目です。1か月当たり5千円の上限で駐車場等の利用という通勤手当を新設というのが今回の見直しというところなんですけれども、先ほど見ましたら河南町はもっと低い距離数から入っているんですけれども、これ、人事院勧告のと通りの改正でいいわけでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

河南町の場合、もっと低いところというところでございますね。はい。

2km未満はなしとなっておりますし、5kmから通勤手当の表はございますけれども、支給はしておりますけれども、そこを差引き、今回は差額が発生しておりません。人事院勧告が

10km以上から、200円から差をちょっと、最大1,500円ぐらいまでの差がありますけれども、そこに合わせて改定を行っているというところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

先ほど私が見た限りでは、現行の60km以上までの距離区分についてということに入っているということで、人事院勧告どおりで間違いないということですか。分かりました。

ちょっと60kmとか、65kmとか、100kmと書かれていたのも、イコールかなと思っておったんですけれども、イコールと。

分かりました。結構です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第35号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは40ページをお開きください。

議案第35号

令和7年度河南町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ292万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億998万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、41ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税292万5千円の追加でございます。歳入合計で292万5千円の追加。補正後予算額を80億998万3千円とするものでございます。

続きまして、42ページ、歳出でございます。

（款）議会費、（項）議会費165万9千円の減額。

（款）総務費、（項）総務管理費1,477万4千円の追加、（項）徴税費478万4千円の追加、（項）戸籍住民基本台帳費376万8千円の減額、（項）選挙費33万9千円の追加、（項）統計調査費48万2千円の減額。

（款）民生費、（項）社会福祉費134万9千円の追加、（項）児童福祉費630万4千円の減額。

（款）衛生費、（項）保健衛生費319万5千円の減額、（項）保健事業費482万5千円の減額。

（款）農林水産業費、（項）農業費143万円の減額。

（款）商工費、（項）商工費120万5千円の追加。

めくっていただきまして43ページ。

（款）土木費、（項）土木管理費77万2千円の追加、（項）道路橋梁費308万9千円の減

額、（項）河川費555万9千円の減額、（項）都市計画費283万6千円の追加。

（款）消防費、（項）消防費51万7千円の追加。

（款）教育費、（項）教育総務費389万7千円の追加、（項）小学校費28万7千円の減額、（項）中学校費11万8千円の追加、（項）社会教育費116万円の追加、（項）保健体育費177万2千円の追加でございまして、歳出合計で292万5千円の追加、補正後予算額を80億998万3千円とするものでございます。

めくっていただきまして、44ページからは事項別明細でございます。

歳入の補正から説明させていただきますので、ページは46ページをご覧ください。

（款）地方交付税、（項）地方交付税、（目）地方交付税ですが、今回の補正予算で不足する財源の補填として普通交付税292万5千円を追加しております。

続きまして、47ページ、歳出でございます。

今回の補正予算は、令和7年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた職員給与の改定及び人事異動に伴います人件費の増額について補正させていただいております。

事項別明細書では各予算費目において増減を加えておりますが、各費目ごとの説明は極力省略させていただき、人件費全般について総括的に説明させていただきますので、ご了承願います。

まず、常勤職員、一般職員についてですが、令和7年人事院勧告による給料表の増額改定、期末勤勉手当支給月数の引上げ及び自動車等使用者に対する通勤手当の引上げ改定の内容を反映しております。給料の平均改定率は3.3%です。4月に遡って適用した場合の額を補正しております。

期末勤勉手当の支給率は0.05月分の増で、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.02か月分、均等に配分した場合の影響額を補正しております。

次に、通勤手当ですが、距離区分に応じて月額200円から1,500円の幅で引上げした場合の影響額を反映しております。

事項別明細書では、この人事院勧告による給与改定と人事異動に伴います増減をそれぞれの予算費目において補正させていただいております。

次に、会計年度任用職員についてですが、期末勤勉手当については一般職と同様に0.05月分の引上げを反映しております。これと併せ、当初予算では新規雇用を前提とした報酬単価で計上しておりましたが、継続雇用により報酬額が増額となっています。また、これに伴う期末勤勉手当の影響額も併せて補正させていただいております。

これら一般職及び会計年度任用職員の人件費の補正の内容につきましては、後ほどの各担当部長からご説明申し上げます特別会計の補正も基本的に同様の内容となっておりますので、各特別会計での詳細な説明は省略させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計におきましては、人事院勧告による増があるものの、当初予算で見込んでおりました職員数が減となっておりますので、この影響額も併せて補正としております。

次に、議員の皆様を含む特別職についてですが、一般職に準じ、期末手当支給月数の0.5月分の引上げに伴う影響額を補正しております。

以上が人件費の総括的な概要となっております。

予算書のほうで、これ以外の主な点について説明させていただきます。

50ページをご覧ください。

（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）国民健康保険費、（節）繰出金の国民健康保険特別会計繰出金221万円の追加は、国民健康保険特別会計の人件費の補正に伴う繰出金の追加でございます。

同じページの一番下の（目）介護保険費、（節）繰出金、介護保険給付費繰出金30万8千円の追加は、介護保険特別会計の（款）地域支援事業費に区分される人件費の補正に伴う追加でございます。その次の介護保険特別会計繰出金121万8千円の追加は、これ以外の人件費の補正に伴う繰出金の追加でございます。

次に、少し飛びますが、55ページでございます。

（款）土木費、（項）都市計画費、（目）下水道費、（節）繰出金の下水道事業会計繰出金192万2千円の追加も、同じく下水道事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和7年度河南町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

今、総括的に説明していただいたということで、そこでお聞きしたいんですけれども、常勤職員の人件費なんですけれども、給与で1,400万5千円のマイナスということで、先ほど多村部長の説明の中では職員数の減ということが主な理由ということでマイナスということになっているんですけれども、何人の方が退職されて、どういう理由でされたのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

これ、当初予算を組む際に、今ちょうど1年ぐらい前から当初予算の積算を行う段階で組んでおります。そのとき、特別職も合わせますと139人という形で積算しておりましたけれども、実際のところ9名ほどの退職等も見込んで組むことになりましたので、1人また再任用とかのこともありまして、最終的に131人で予算を組んでおりますので、その差額が出ております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

退職されたということではないんですね。予算組みでそういうふうにそごが生じたということなんですかね。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

令和6年度の途中での退職者等もあって、最終的に3月でもまた2人ほど追加で退職したということもあります。その分最初から減らしておいてはというところなんですけれども、退職された分をまた採用するという予定で予算組みは最初、当初予算はさせていただいていたと。

ただ、令和7年度の当初も6名ほどの採用には至っているんですけれども、令和6年度の途中の退職者分はちょっと採用に至らなかったという分でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

分かりました。結構でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

9名ほどの退職という話なんですけれども、この補正予算の中には退職手当は含まれているのか、計上されているのか、また別に補正されるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

今回の補正予算のところには退職手当を含んでおりません。先ほど申し上げました退職者というのは令和6年度中で退職した者でございますので、令和6年度でもう支払いは終わっております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

日程第11 議案第36号 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

60ページをお開きください。

#### 議案第36号

##### 令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,130万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、61ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金221万円の追加。

歳入合計221万円を追加し、補正後予算額を18億4,130万6千円とするものでございます。

続きまして、62ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費221万円の追加。

歳出合計221万円を追加し、補正後予算額を18億4,130万6千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

65ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金、（目）一般会計繰入金、（節）職員給与費等繰入金

221万円の追加で、人事院勧告に伴う職員給与費等の増に伴う繰入金の増でございます。

めくっていただきまして、66ページをお開きください。

歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費、（節）報酬、給料、職員手当等、共済費の追加は、会計年度任用職員の継続雇用、人事院勧告に伴う給与等の改定及び人事異動によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

日程第12 議案第37号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

68ページをお開きください。

#### 議案第37号

##### 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ282万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,067万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、69ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金61万7千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金30万8千円の追加。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金152万6千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金37万1千円の追加。

歳入合計282万2千円を追加し、補正後予算額を18億4,067万6千円とするものでございます。

続きまして、70ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費121万8千円の追加。

（款）地域支援事業費、（項）包括的支援事業・任意事業費160万4千円の追加。

歳出合計282万2千円を追加し、補正後予算額を18億4,067万6千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

73ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）地域支援事業交付金、（節）現年度分で61万7千円ですが、人事院勧告に伴う職員給与費等の増に伴う増で、歳出の（款）地域支援事業費の補正額160万4千円の38.5%を計上しております。

（款）府支出金、（項）府補助金、（目）地域支援事業交付金、（節）現年度分30万8千円ですが、地域支援事業費の19.25%を計上しております。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）地域支援事業交付金、（節）現年度分30万8千円ですが、地域支援事業費の19.25%を計上しております。

（目）その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金121万8千円の追加ですが、歳出の（款）総務費の人件費相当額を計上しており、人事院勧告に伴う職員給与費等の増に伴う繰入金の増でございます。

めくっていただきまして、（款）繰越金、（項）繰越金、（目）繰越金、（節）繰越金で37万1千円の追加ですが、今回の補正予算の一般財源分として前年度繰越金を計上しております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費、（節）給料、職員手当等共済費の追加は、人事院勧告に伴う給与等の改定及び人事異動によるものであります。

（款）地域支援事業費、（項）包括的支援事業・任意事業費、（目）介護予防ケアマネジメント事業、（節）報酬、給料、職員手当等、共済費の追加ですが、会計年度任用職員の継続雇用、人事院勧告に伴う給与等の改定及び人事異動によるものであります。

（目）総合相談事業費、（節）報酬、職員手当等の追加ですが、会計年度任用職員の継続雇用によるものであります。

めくっていただきまして、（目）認知症総合支援事業費、（節）給料、職員手当等、共済費の追加ですが、人事院勧告に伴う給与等の改定及び人事異動によるものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間の休憩とします。

休 憩（午後3時00分）

~~~~~

再 開（午後3時10分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第13 議案第38号 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第38号の説明をさせていただきます。

タブレットの78ページをお願いいたします。

議案第38号

令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中公共下水道整備事業を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

|           |           |
|-----------|-----------|
| 公共下水道整備事業 | 3,393万2千円 |
|-----------|-----------|

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 下水道事業収益4億7,048万8千円に66万6千円を追加し、4億7,115万4千円といたします。

第2項 営業外収益3億1,377万2千円に66万6千円を追加し、3億1,443万8千円といたします。

支出

第1款 下水道事業費用4億7,048万8千円に66万6千円を追加し、4億7,115万4千円といたします。

第1項 営業費用4億3,872万3千円に66万6千円を追加し、4億3,938万9千円といたします。

めくっていただきまして、

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 資本的収入1億2,093万2千円に125万6千円を追加し、1億2,218万8千円といたします。

第4項 他会計出資金212万5千円に125万6千円を追加し、338万1千円といたします。

支出

第1款 資本的支出 2億3,545万3千円に125万6千円を追加し、2億3,670万9千円といたします。

第1項 建設改良費 3,913万4千円に125万6千円を追加し、4,039万円といたします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「1,928万6千円」を「2,120万8千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「1億5,440万2千円」を「1億5,506万8千円」に改める。

令和7年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

内容につきましては、81ページをお願いいたします。

令和7年度河南町下水道事業会計予算説明書により説明させていただきます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の増による補正でございます。

まず、上段の収益的収入でございますが、(款)下水道事業収益、(項)営業外収益、(目)他会計補助金で66万6千円の追加でございます。

次に、下段の収益的支出でございますが、(款)下水道事業費用、(項)営業費用、(目)総係費で、(節)の給料、賞与引当金繰入額、法定福利費、合わせまして66万6千円の追加でございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。

まず、上段、資本的収入でございますが、(款)資本的収入、(項)他会計出資金、(目)他会計出資金で125万6千円の追加となっております。

次に、下段の資本的支出でございますが、(款)資本的支出、(項)建設改良費、(目)公共下水道整備事業費で、(節)の給料、法定福利費、合わせまして125万6千円の追加となっております。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(浅岡正広)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第14 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、

議案第39号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年12月18日に訂正をお願いいたします。

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 南河内郡河南町大字下河内907番地の21

氏 名 柳 本 隆

生年月日 昭和31年1月18日

でございます。

現在、固定資産評価審査会委員をお務めいただいております吉年研一委員の任期満了に伴いまして、新しく柳本氏を選任したく同意をお願いするものであります。

柳本氏は現在69歳でございます。柳本氏は、昭和49年に美原町役場に入庁され、堺市役所へと替われ、平成28年3月までお勤めで、42年間お勤めございました。その後、堺市の再任用職員などお勤めになって、現在もOB職員として勤務はされております。

地方税法第423条第3項の規定によりまして、同氏を固定資産評価審査委員に選任したいと思います。任期は3年でございます。ご同意をいただいてから3年ということでお願いいたします。

前任者の任期は12月11日までとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第15 議員提出議案第1号 河南町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16 議員提出議案第2号 河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてまでの以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上２件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は１件ずつ行います。

それでは、議員提出議案第１号から議員提出議案第２号までの２件について、順次、提案理由の説明を求めます。

大門議員。

○８番（大門晶子）（登壇）

それでは、タブレット674－１、令和７年12月11日議案送付の中の追加議案一式の02議員提出議案の１ページをご覧ください。

議員提出議案第１号

河南町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

河南町政治倫理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和７年12月18日提出

提出者 河南町議会議員 大 門 晶 子

以下、敬称は略させていただきます。

賛成者 藤 野 裕 子

高 田 伸 也

ポープ 三 恵

河 合 英 紀

まず、提案理由であります。地方自治法の一部改正により、これまで普通地方公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体との請負については全面的に禁止されていましたが、改正後は年間300万円までは当該普通地方公共団体との請負が可能となりました。

しかし、現行の河南町政治倫理条例では「町が行う入札、請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退しなければならない。」との規定がありますので、地方自治法の改正と併せまして本条例を改正するものであります。

それでは、２ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

## 令和 7 年河南町条例第 2 号

### 河南町政治倫理条例の一部を改正する条例

河南町政治倫理条例（平成20年河南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

では、改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

第 5 条第 1 項「議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下『法』という）第92条の 2 の趣旨を尊重しなければならない。」と改正し、第 5 条第 2 項から第 4 項については、配偶者の請負の規制と入札や請負契約等を辞退する事項のため削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、4 ページをご覧ください。

## 議員提出議案第 2 号

### 河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年12月18日提出

提出者 河南町議会議員 大 門 晶 子

以下、敬称は略させていただきます。

賛成者 藤 野 裕 子

高 田 伸 也

ポープ 三 恵

河 合 英 紀

まず、提案の理由であります、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議会の議員個人と当該地方公共団体との請負が300万円までできるようになったことにより、総務大臣からの通知では、議会運営の公正、事務執行が適正に損なわれることがないよう、条例等の定めるところにより、普通地方公共団体に対し請負をするものである議員が請負状況について議長に報告し、当該内容を議長が公表するなど、各団体において透明性を確保する

ための取組を併せて行うことが適当であるとされているため、河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものであります。

それでは、5 ページをご覧ください。

#### 令和 7 年河南町条例第 号

#### 河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

第 1 条はこの条例の目的で、議員が町に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

第 2 条は報告で、議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の全会計年度における町に対する請負について、契約金額などを議長に報告しなければならないとしています。

第 3 条は報告の一覧の作成及び公表で、議長は、報告があった場合は一覧を作成し、公表しなければならないとしています。

また、5 ページから 6 ページの第 4 条は報告等の保存及び閲覧等で、報告等の保存期間を定めており、保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日までとしております。

また、第 2 項で、何人も議長に対し保存されている報告の閲覧または写しの交付を請求できることとしております。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

大門議員、少しお待ちください。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7 番（中川 博）

それでは、提出者の大門議員にお聞きします。

まず、河南町倫理条例ですけれども、第 1 条、その目的におきまして「この条例は、町政

が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、町議会議員が町民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、自ら厳しく律し、いやしくもその地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。」ということで凝縮されております。

ここにありますように、まだあります。「自ら厳しく律し」ということで、なぜ町民からの申出もないのに自ら議員が緩和するのかというのがまずこの目的のところですけども、続きまして第4条、政治倫理の基準、第1項第4号ですけども、「町が行う請負契約、当該請負契約の下請負契約、業務委託契約及び物品納入契約に関し、議員が実質的に経営に携わる法人並びに議員が役員と同程度の執行力と責任を有する事業者等を推薦、紹介する等、その地位を利用して不正にその影響力を行使し、有利な取り計らいをしないこと。」を厳格に規定しております。議員関係者が仕事を取るということは、そういう懸念が起こるわけでございます。李下に冠を正さずということはそういうことでございます。

そして、第7号ですけども、「町が行う許可、認可又は町が行う請負契約、当該請負契約の下請負契約、業務委託契約及び物品納入契約に係る事業者等から政治活動に関する寄付等を受けないものとし、その後援団体についても政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。」とこの第7号があります。

ということは、議員に親しい、近しい関係者を請負契約者と請負契約を取ることによって、何らかの利益関係も働くわけです。例えば、ご身内、例えば夫婦間でお金のやり取りですね。お金をこれだけ渡すわということで、例えばこういう政治活動について応援するということになりましたら寄附等の「等」に入るわけですね。ですから、これは今回の条文に関係ない。これは残るわけです。

この条文を受けて、さらに河南町では、先ほどですけども、第5条第2項で「議員は、配偶者もしくは1親等以内又は同居の親族が経営する事業者等に、町が行う入札、請負、当該請負契約の下請負契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退させなければならない。」と河南町として厳格な条文を作成したものであります。

この条文に関して、なぜ第5条2項を削除するのか、理由をまずお答えください。これが1つ目です。

次に、2つ目ですけども、同じような条例のあるところで、例えば熊取町が議会議員政治倫理条例ではもう既に改正されておりますけれども、その第4条において「議員の配偶

者」、ここは2親等ですけれども、「2親等以内又は同居の親族が」云々から「第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑念・疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。」というのが熊取町の条例でございます。

そして、例えば茨木市におきましても同じような条例があります。茨木市におきましてはさらに厳しく、3親等以内の親族というところでやっております。そして岸和田市におきましても、岸和田市は河南町と同じように議員または議員の配偶者もしくは1親等の親族云々ということで、92条の2の規定の趣旨を尊重し、市及び市が関係する団体が行う工事請負、業務委託契約及び物品納入、入札に参加することができない、または随意契約もできないものとするというのが岸和田市でございます。

そのほか、田原本町等多くのそういう自治体におきましても、既に河南町と同じような条文のあるところは92条の2を尊重して同じような文面を残しておられるわけでございます。これをどう思われるのかというのが2つ目。

3つ目ですけれども、今回このような条文を制定している自治体で既に配偶者等のそういう条文が政治倫理にあるような自治体において、今回の地方自治法92条の2の改正でこの条文を今回河南町のように削除された自治体はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。これが3点目です。

4点目ですけれども、今申し上げましたように概ね多くの自治体がこの92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員と同じく300万円以下と規定していると思いますけれども、なぜ300万円以下と同じようにしないで削除されてしまうのか、以上4点をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

質問が多岐にわたりますので、漏れるところがあるかもしれませんが、一応提案者ですので答弁をさせていただきます。

今回の改正の理由であります、中川議員が懸念を持っておられるというのは承知してましたので、総務省の衆議院議員総務委員会の会議録にも目を通しました。地方議会の議員の禁止規定を緩和したら、妻や子に経営者を変更して請負を受給してきた議員が大手を振って議員個人が請負を受注することになり、請負業者たる議員による地位利用や談合が横行することになるのではないかというふうな答弁に対して、衆議院総務委員長代理は、そのため

にも、ごもつともであります、議員個人の請負緩和は喫緊の課題である。議員の成り手不足に対応するものであって、これによって委員ご指摘のような請負事業者たる議員による地位利用や談合が横行することはあってはならないのはもちろんのことであります、緩和する個人の請負の上限額は十分に低廉な水準とすべきであることから、政令においてひとまず300万円と規定するとするのが適当であるというふうな文言や、もし問題が疑われる事態が発生した場合は、地方自治法第127条に基づき、議会が委員の有無を決定し、違反する旨が決定された場合は議員が失職することとされており、議員個人の請負緩和によって請負事業者たる議員による地位利用や談合が横行することにはならないというふうにもありました。

また、地方議員の請負規定の緩和はやめるべきではないかという問いもありましたが、300万円という低廉な価格に訴えること、そして、この約束事を破れば失職という厳しい措置をもって各自治体において十分透明性の確保に努めることができるというふうな文言もありましたので、そういうふうなご指摘の懸念は払拭されるというふうに私も理解いたしました。

引き続いて、これを削除する議会がどうあったのか。300万円にされた議会のことですね。それは、安中市というところが行っている事例がありまして、ちょっと今すぐにあれなんです、本町と同じようにやっている自治体というのはなく、まず削除することに対してどう思うかということでは、先ほどの総務省の議論をもって適当だというふうに思いました。削除した自治体としては、安中市が事例であったのですが、少しお待ちください。まず、それは後で答弁させていただきます。

では、なぜ300万円を計上しないのかということにおきまして答弁のほうをさせていただきます。

これは、河南町財務規則というのが本町でも定めていまして、契約や請負について決められているものであります、随意契約では、129条で工事または請負が200万円、財産の買入れが150万円、物件の買入れが50万円、財産の売払いが50万円、物件の貸付けが30万円、前項に係る以外のものは100万円というふうに随意契約でもありまして、これらの請負をしている人たちがもしこれを制定、300万円にすることで、地方自治法において配偶者も親族も規制の対象ではありませんから、河南町独自の内容の改正といたしますと、河南町が配偶者や親族1親等までも規制することにした場合、親族の中で請負契約などで生計を立てている人があれば、議員になれないことで公平性を欠くことになり、議員の成り手不足につながるというふうにも判断いたしました。

また、多職種の議員構成となるためにも、議員請負などを辞退すべき親族などの契約請負の金額は決めないほうがいいというふうにも私自身は考えました。

本町では、政治倫理条例制定以降 1 親等の請負に関わる問題は生じていないことから、もしご指摘のことがあるならば別途違うところでご審議いただければというふうにも思っていますが、規制緩和の一番の目的は多様な議員の議会への参画であり、1 親等の親族への規制が外れたからといって別に不都合は生じないというふうにも思います。

さっき、安中市の分ですが、ちょっとお待ちくださいね。資料が……。

何か補足していただけるような人はありませんか。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3 番（高田伸也）

今の質問に対して補足をさせていただきます。

補足といいますか、先ほど他の自治体において配偶者の条件を撤廃した先はないのかという話がありましたけれども、私が見る限り、穴水町議会が、ここは非常に厳しくて、議員配偶者 3 親等以内の血族、2 親等以内の姻族が経営する企業などは町と契約をしないという条項がありましたけれども、これも併せまして撤廃をされたということになっています。

また、小浜市におきましても、議員の親族が役員をしている企業等の小浜市に対する請負禁止に関わる条件についても撤廃するというようなことがございました。

それ以外にも、私が知る限りでは、福井県の県議会のほうにおいても同様の条件が撤廃された。今、現時点で私が知る限り 3 事例があったというふうに思っております。

以上です。

○7 番（中川 博）

答弁漏れがある。熊取町とかそういう条例のところは今おっしゃられた逆にそういう条文を残しておられるわけですが、それはなぜですかと、どう思われますかと。河南町と同じように残しておられるところがあるので、それはどう思われますかと。

ちゃんと残しているのは今言われた 3 例だけですやん。残しているところはもっと多いですよ。何でですかという。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3 番（高田伸也）

中川議員の質問に対応できるかどうか分かりませんが、なぜかという話がちょっとありましたけれども、私自身で、過去にあった不祥事を二度と起こさないために、本町では平成20年に政治倫理条例を制定された。また、その後、配偶者や1親等の親族は規制するという改正がなされたということを存じておりますが、それによって議員による不正や不祥事が抑制されたというよりも、私自身の思いは、本町の入札制度が見直されて議員による便宜を図れる状況になくなったということが非常に大きいのではないかなと私は思っております。

よって、このたびの議員の請負に関する規定の明確化及び緩和に伴い、議員の親族などによる受入れの禁止に関わる規定が撤廃されたとしても、我々議員が今後も強い倫理感を持って臨み、さらに請負の状況が公表されるということによって透明性の向上が図れるという思いから、私のほうが今申し上げましたとおり、撤廃する理由というふうになろうかと思えます。

○7番（中川 博）

まだ質問ありましたよ。中で、議員と同じように、300万円と同じように並べないで、なぜ削除されてしまうのか。先ほど言うたほかの自治体は議員と同じように今回緩和で300万円みんなされたので、配偶者等も同じように300万円というように並べたらいいのに、なぜ今回は削除されてしまうのか。

○議長（浅岡正広）

今の高田議員の答弁ではあきませんか。その内容が入っていたと思うんですけど。

（発言する者あり）

○議長（浅岡正広）

入っていましたね。

大門議員、繰り返してください。

○8番（大門晶子）（登壇）

じゃ、繰り返しますが、それをするに於いて、現在、請負なんかやってはる人のご親族に関しては制約を設けることとなりますので、それを回避するために、立候補しやすくすることで多様な人材に立候補してもらえというふうに判断しましたので、若い人たちの立候補を促すことが今回の目的であって、地方自治法が改正されたというふうにも理解していますので、そういうふうな思いを持って議員活動、多様で柔軟な働き方の需要や高まりや人口減少下における人材確保の必要性を背景として、副業や兼業が増加傾向にあり、今回の改

正で議員に当選した後においても引き続き企業に勤務しながら議員活動も行うことが考えられますので、親族会社の契約にもし異議がある場合または生じる場合は、官製談合防止法や刑法などの告発する手だてもありますので、300万円にはしないということで提案させていただきました。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

大門議員、ありがとうございます。

私が聞いておったのは、今、総務省のほうのことも例を挙げられましたけれども、今回は92条2項で議員が請負するのは300万円まで緩和すると。なぜ緩和するんですかというようなことに対して、先ほど総務省のほうで平均的に300万円ぐらいは成り手不足でいいんじゃないかなというような総務省の回答やったと思うんですけれども、私は今回、それはそれでいいと思うんですね、法律で決まったわけで。ですけど河南町は、先ほど言いましたように、いやしくも李下に冠を正さずということで、河南町としては独自にそういうようにあらゆる抜け道を防ぐために、配偶者及び1親等以内または同居の親族が経営するものに対しても、やはり議員としてのそういう影響力を不正に、不正じゃないと思いますけれども、不正に影響力を行使、また有利な取り計らいをしないというような疑いをされることを禁じるために、李下に冠を正さずという意味で河南町はわざわざそういうような条文を追加しているわけなんです。

そして、多くの自治体が同じような条文があるようなそういう自治体においては、今、若干、外したところの例を挙げていただきましたけれども、多くの自治体においては、同じように配偶者または1親等なり2親等、3親等というところもありますけれども、それは残した上で、92条2項のそういう規定を今回は尊重するというところで、議員と同じく300万円までは緩和していこうというような法改正にとどめているところが多い。河南町もそういうようにしてはどうですかというような質問をさせていただいたんです。

そして、先ほど申し上げました第1条の目的とか、また第4条の政治倫理の基準というのは今回残るわけでございます。残る中で、さっき第4条1項の第7号では、請負のそういう業者から政治活動に関する寄附等を受けないということで、例えば身近な方が、配偶者とか息子さんとかお父さんとか、政治活動をするときにやっぱり協力するわけですね。そういうときに寄附等の「等」に当たる部分も発生するんじゃないか。これは議員が自らを守ること

にもなるわけでございます、逆に言うたら。そういうことも入っている。ですから、これは熟議に熟議を重ねて、我々そのときおりました議員はこういう条文を時間をかけてこの第5条第2項を入れたわけなんですね。それを今回、92条2項というのは成り手不足といいますけれども、今回、本当に成り手不足がそういうふうが発生するという立法事実があって、例えば多くの町民の方がそういうこの条文があるから議員になれないというような、そういう立法事実というか事実があった中で今回改正に臨んだというのなら話は分かりますけれども、そうじゃないかというようなことだけで、今回は、先ほど総務省の話もありましたけれども、議員が300万円まで緩和するということに対して今回それで成り手不足を防ぐということで今回やっておられるので、配偶者等に関しては国においてもそういう判断はされていないと思うんですけれども、そこでなぜそういうように今回の92条2項の同一に同じような緩和をされないで、300万円という枠の緩和は私たちはいいと思うんですね。ですけれども、何でそれを一挙に、我々昔からの議員がそういう政治倫理でけんけんがくがくの議論をしながら、2親等という話から1親等までなら何とかこれは条文に載せられるんだというような議論を重ねた上で今回河南町は取り入れているわけなんですね。それを今回外すというのはどうかなということで今質問させていただいているんですけれども、提出者のお気持ちどうか、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

まず、外したということについては、本町の条例は地方自治法より陰しい内容を課す、いわゆる上乗せ条例でありました。しかし、上乗せ条例については国が定めた法令や都道府県条例より地方自治体の条例を厳しくした場合に訴訟され、トラブルが起きている事案もあることから、本町のリスクを回避するために削除すべきというふうに考えました。

また、先ほど朝日新聞に載せられた記事をご紹介できなかったんですが、議員経営企業の請負禁止事項を削除した安中市の条例改正についての記事も朝日新聞に掲載されていたのですが、改正前の議員政治倫理条例は、議員が役員を務める企業や、配偶者や1親等内の親族が代表者の企業が市と請負契約を結ぶことを禁じていたのですが、今回の改正によりこの条項を削除するきっかけになったのは、2023年3月施行の改正地方自治法で請負禁止規定が見直されたこと。従来は、自治体議員個人が自治体と請負契約を結ぶことを禁止し、議員が役員を務める企業の請負契約も一定の制限をしていた。総務省によると、この規定は1956年に

導入された。自治体の重要な契約は議会による議決が必要なため、議員が自治体との直接請負をやめることで議員活動の信用を高め、事務執行への疑いをなくすことが理由であったそうです。ただ、近年は自治体議員選挙で定数割れや無投票が増える中で、議員個人の請負禁止規定が成り手不足の原因になっているとの指摘があった。これを受けて、議員個人も年間300万円以下の取引価格というふうになりましたが、議員が経営する企業の請負制限規定は、地方自治法の法改正対象外で維持されたというふうにありました。

この記事にもありますように、企業の請負制限規定は改正の対象外となっており、企業の請負制限については条項を削除した自治体も数あるのですが、本町で議員お示しの1親等での300万円と制約を加えることは、地方自治法の改正の意図とは私は異なるようにも思っています。本町の旧条項は議員の親族経営の企業も対象とするなど地方自治法より範囲を広げた厳しい上乗せ条例であったことから、先行自治体の事例もあり、今回、新旧対照表でお示しのとおり改正させていただきたいと思います。

また、法改正に当たり、総務省は平成22年12月、自治体議会に対して通知を出し、議会運営の公平さ、事務執行の適正が損なわれないよう、自治体と請負契約を結んだ議員が請負額や議員請負の概要を公表する仕組みを、これから制定していただけるんですが、条例化し、透明性を確保するように求めていますので、本町でもこの仕組みをつくって請負を公表する条例案をお示しさせていただくことで、改正条例案は議員の成り手不足に対応するものでありますので、若い優秀な方に議員になってもらうのが目的なので、できればご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

3回目なんですけれども、先ほどから何遍も言うていますように、成り手不足とかいうことで今回、92条の2の改正というのは300万円まで緩和しようと。今まででしたら、例えば議員の、法人の場合でしたらその主な仕事とかいう、2分の1とかでも仕事を取る中で、中心となっている仕事は今まで法人の場合は許されていたわけなんです。ところが、議員個人の場合は1円たりともそういう請負とかできないということで、あまりにも厳しいということで、今、大門議員も言われたように、成り手不足ということもあるので300万円までは緩和していこうというような趣旨で今回、92条の2項が改正されたわけなんです。それは

そのとおりなんですけれども、ところが今おっしゃられたやつは全てそういう議員に対して成り手不足ということで、配偶者等の親等、また同居の家族に対しても、私は300万円までの緩和でとどめたらいいんじゃないかと、そういう国で議員に対して300万円成り手不足が解消できるというように理屈を立てておられるということは、配偶者等も300万円までの緩和で十分そういうような対応はできるんじゃないかなということでは言わせていただいているわけなんです。

ですから、それを一挙に何でなくしてしまうのかというところで、過去においてそういう議論、熟議を重ねて政治倫理特別委員会で決められた、そういう中でなぜそういう、立法事実ということも言いましたけれども、本当にそういうようにこの条文があるから議員になれないというような事実がどんどん出てきて、これは改正してほしいというような声が大きくあったら、それはそれでまた議論はしなければいけないんですけれども、今、その根拠が92条2項の改正だけということでしたら、300万円の改正の範囲内でいいんじゃないかなということで今質問しているわけなんです。同じように議員も、また配偶者等も300万円の緩和でいいんじゃないかなというような質問ですけれども、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

今お答えさせていただきましたのはあくまでも私が調べた中の私見でありまして、もしいろんなご意見があるんでありましたら、別の場を設けてご議論いただければいいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

私はさらっといきます。

まず、質疑、改正の必要について伺います。

1つ目に、今回条例改正の最大の根拠は議員の成り手不足の解消ということを何度も何度もおっしゃっていただいているんですけれども、その現状認識について少し疑問があります。2つ、いろいろ言うからね。

まず、競争率の評価についてなんですけれども、前々回の議員の一般選挙の競争率は1.4倍でした。通常でも1.2から1.3倍で推移しています。前回、1年前の選挙は定数プラス1という結果であったことは事実なんですけれども、それは一時的な変動と捉えることができるというバッファかと思います。たった1回の低調な結果をもって、長年守り続けてきた倫理規定を変更しなければならないほど抜本的な規制緩和が必要な緊急事態であると判断された根拠や見解を改めてお示しください。これが1つ目ね。

2つ目に、請負禁止と立候補の因果関係についてお伺いします。

本当に議員や家族が町の仕事を請け負えないということが立候補を阻む障壁になっているのかどうか。条例改正に当たっては、その因果関係を示す客観的なデータや具体的に立候補を断念した当事者の声など、条例を変えるための立法事実が、中川議員もおっしゃっていたんですけれども、やっぱり立法事実が必要かなと思います。それがなければ、条例を緩和しても候補者は増えず、単に倫理基準を下げたという汚点だけが残ることになります。このことについて提案者はどのような確証を持っておられるのか。

そして、3つ目に親族規定の撤廃と倫理的风险についてを質問します。

今回の改正では、議員本人の300万円の緩和に加えて、第5条2項にある配偶者もしくは1親等以内の辞退義務を撤廃しようとしています。これは極めて重大な変更です。これが抜け穴化となってしまうのではないかという懸念から質問するんですけれども、本人は300万円という条件がある一方で、親族に関する規定を撤廃すれば、議員の配偶者や子が経営する企業は金額の制限なく町の仕事を請け負えることになります。これでは、生計を共にする世帯全体で見れば実質的に無制限となるおそれがあります。これは、条例第1条が定める特定の者の利益を図ることがないようという目的に真っ向から反し、名義を変えれば仕事ができるという倫理の抜け穴をつくることになるのじゃないかということについて見解をお伺いします。

そして、4つ目に過去の経緯と信頼回復に関してです。町民の信頼は本当に回復したのか。その評価についてお伺いします。

河南町過去に、皆さんご存じのとおり、政治と金の問題で逮捕者を出すという事態を招き、痛切な反省の上に厳しい政治倫理条例を制定しました。この条例は、町民に対する二度と不正は許さないという誓約書でもあります。法改正があったとはいえ、自ら進んでその制約を破棄することは、町民の信頼を損なうリスクが極めて高いと考えます。成り手不足という不確定なメリットのために町民の信頼という確実な財産を失うことにならないのか、この政治

的リスクをどう評価されているのか。

そして最後、5つ目に代替策の検討についてお伺いします。

代替策の優先順位はいろいろあるんですけれども、成り手不足対策には、倫理規定を緩める前にやるべきことがあるのではないかと思います。議員報酬の見直し、これは今取り組んでいます。議会日程の柔軟化、またハラスメント対策などです。倫理という最後の一线を後退させるのは、あらゆる手段を尽くした後の最終手段であるべきかと考えます。ほかの代替策の検討や実施効果を見極める前に、なぜ今、倫理条例の緩和を急ぐ必要があるのか、その理由、5つをお答えください。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

答弁漏れがあったらすみません。また補足のほうをお願いします。

今回は、あくまでも改正は地方公共団体の議員個人がその他地方公共団体にして請負いすることは地方自治法において禁止されていましたが、近年の地方議会議員の成り手不足への対応として地方自治法の一部が改正され、各会計年度につき契約金額の総額300万円以下であれば請負をすることができるように規制が緩和されたことを受けて条例改正の提案をさせていただくものでありますが、上乘せ条例については先ほどお示いたしました。

また、議員の成り手不足の根拠ということですが、成り手不足の現状は、全国町村議会議長会の調べで、令和元年から令和5年度までの一般選挙における無投票及び定員割れの団体数などが公表されていまして、執行団体926団体に対して無投票は254団体、27.4%の自治体で定員割れが31団体生じていました。ほかにも総務省の参考資料はホームページなどに掲載されていますのでそれをご覧くださいまして、本町の場合の根拠といたしましては、統計を取っていないので分からないというふうに判断いたしました。

また、現行の条例で信頼し立候補を阻害している実態はあるのかというふうな感じの御質問であったと思いますが、成り手不足の原因といたしましては、総務省の参考資料によりますと、議会の役割と議員のやりがいと住民の間で十分に理解されず、議員を志す人たちの動機づけとして機能しにくくなってきており、議員になり地域に貢献しようと志した人たちでも二の足を踏む旧来的な議会環境と議員像も問題で、低額な議員報酬等も加えたやりがいや環境、待遇の3条件が原因となっていると、令和6年3月、町議会議員の成り手不足に潜む3つの危機というふうなところにも示されていました。

議員になる志を抱いたとしても、落選時のリスクと労働法上の課題、立候補・選挙に必要な資金の不足、女性や若者の立候補を阻害する要因など障壁が存在するというのは理解しています。ご指摘の現行条例が立候補を阻害しているのかということにおいては、本町でこれについて調査された経緯があるのかどうか確認しておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

また、今回の改正は、議員の成り手不足の解消の対象として、議員の請負禁止の範囲について地方自治法の一部を改正する法律で基準を設け、請負範囲の明確化、緩和され、議会の適正な運営を確保する観点から、政令で定める額の範囲内であれば個人による地方公共団体に対する請負が可能となったことを受け、本町でも政治倫理条例の一部改正を行うものですが、この改正で、小規模の物品、役務の8割、約300万円であれば地方議員になることが可能となります。請負の禁止請負は職務執行の公正と適正を確保することを目的とするもので、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって懸念材料の一つであり、個人による、議員は金額の多寡に関わらず禁止とされていることが議員の成り手不足の要因となっているとの指摘があることから、その範囲を明確化する必要があり、地方自治法の一部改正に伴い、今回、政治倫理条例の一部改正を私は提案させていただきます。

また、町村議会の在り方に関する研究会報告書や、2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方に対する答申では、地方議会議員に課せられた兼業禁止が成り手不足の要因となっているとし、その解決方法として請負の条件を緩和することを挙げており、これらの方法は地方自治法の改正が必要であり、具体的には地方自治法92条の2で禁止されている請負の範囲を明確にすることで、立候補しやすい環境を整備されたというふうに考えています。

また、政治倫理条例とは、公職者による職権の不正行使や政治腐敗を防止し、もって住民の地方政治に対する信頼を確保することを目的とする条例であり、職務の公平さを確保するために設けられる政治倫理基準と、その基準に違反する行為に対する公職者への制裁措置を定めるものであるというふうにも理解していますので、全協でいろいろご議論いただきましたが、多数の議員の賛同もあり、今回、議員提出議案を提出するものであります。

また、次に信頼回復についてであります。本町の政治倫理条例の目的は、第1条にもありますように、議員が自ら厳しく律し、その地位による影響力を不正に行使し、自己または特定の者の利益を図ることのないよう措置を定めるとありますように、本町においては、過

去に議長が逮捕されるという事件が起き、住民からの信頼の向上に資するように政治倫理条例を設け、ガバナンスの強化の取組を進めてきたということは理解しているつもりであります。

過去には不適切な行為が見られたことも事実ですが、その後、議会や議員がその役割を果たす上で、住民の信頼を損なうことのないようにその重要な役割や責任を自覚し、しっかりと皆さん方が取り組んでくださっていました。今般、地方自治法の改正に伴い条文を改正いたしますが、この条文を改正することで議員本人の関与や談合などの問題が疑われる事案が生じた場合には、地方自治法第127条に基づき、議会が違反の有無を決定し、違反する旨が決定された場合には議員が失職するというふうにもされており、議員個人の請負緩和によって請負事業者たる議員による地位利用や談合が横行することにはならないものと考えていますし、第5条第2項から第4項についても配偶者等の請負の禁止を廃止するために削除いたします。

政治倫理条例を定める上で、そもそもの目的、趣旨を考慮しどのような規制を設けるべきかについて、問題が生ずるのを考慮して、これまでも議会でご議論され、条例改正されてきた経緯があり、それを遵守することで今に至っていますので、過去の事件を受けて信頼回復できるかという点では、河南町政治倫理条例を遵守することで信頼回復ができたというふうに判断しました。

また、他の成り手不足対策といたしましては、今般、配偶者などの請負の規制を廃止するため削除いたしますが、それ以外の成り手不足の対策といたしましては、町村議会だけの問題ではなく、その原因は多岐にわたっており、議会にだけ存在するものではないというふうにも思っています。

したがって、議会が取り組むべきこととして、成り手不足問題の検証組織を立ち上げた議会や、様々なツールを駆使し老若男女を問わず情報を届ける、また、議会から住民の生活圏に出向き交流する機会を増やすなどの対策を講じている自治体もありましたし、また、他の自治体事例を参考に本町としてどう対処するかは、議会として今後ご検討いただければいいかなというふうにも思っています。

また、女性議員を増やすための対策としては、ハラスメント対策の徹底や女性模擬議会の開催、保育施設や授乳室の設置などが行われている自治体もあるようです。

調べたのは以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

すみません。再質せえへん言うていたんやけれども、この議案に対するちょっと思いを言わせてもらおうと、これ、本当にどうしようかなと全議員が迷っていると思うんですね。賛成の議員ももう100%賛成やという、もう反対の議員が100%反対やというのでもなくて、私もすごく迷っていて、政治倫理条例を厳しくすればするほど今の現職の議員は有利になるというところで、どっちを取るべきかという話になっているんですね。

大門議員の説明、すごくよく分かりました。

1つ、ちょっと最後、申し訳ないんやけれども聞きたいのが、先ほど中川議員がおっしゃっていた4条の2号と5条の2号、5の2、4の2との整合性というところだけ、どうしてこういう考えがあるのか、賛同議員の方たちでもいいのでお教えいただいていいですか。この4条の2……。

（発言する者あり）

○1 番（佐々木希絵）

だから、5条の2は配偶者とか1親等があかんのを撤廃するというのと、4条の2は家族であっても何であってもその人たちから何の利益も得てはいけない。でも、中川議員がおっしゃっていたのは、選挙とかがあるときに絶対利益を受けるよね、ほんで家計を一つにするときに絶対に利益を受けざるを得ないよね、じゃそのところは整合性どうするのというのが、何かアイデアがあるなら教えてください。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4 番（ポープ三恵）

私は、ただいま上程されました河南町政治倫理条例の一部を改正する条例に対し意見を言います。

先ほどの回答に合致しているか分からないので、私の意見として申し上げます。

地方分権改革が進み、我が河南町においても、住民に最も近い自治体として自主性、自立性がこれまで以上に強く求められています。その意思決定を担う議会の責任は格段に重くなっておりますが、現実はどうでしょうか。全国的な人口減少と高齢化の波は本町にも押し寄せ、議員の成り手不足はもはや避けて通れない喫緊の課題となっております。成り手不足の解消と多様な人材の参画が重要なことだと思っております、多様な住民の声を反映させる

ためには、現役世代や自営業者、専門的な知見を持つ人材など、志のある誰もが立候補を決意できる環境を整えなければなりません。

これまで、本人やその親族が町と関わりある事業を営んでいることは、立候補を阻む大きな壁となってきました。家業を営む者が立候補することで家族の仕事が制限され、生活の基盤を脅かすようなことがあっては、次世代の担い手が現れるはずありません。

地方自治法の改正により、請負の制限が緩和されました。300万円のことを言います。しかし、本町が真に多様な人材を招き入れるためには、1親等の家族に対する年間300万円という一律の制限に縛られ過ぎることなく、本町の地域実態に即した独自のルールを構築すべきです。家族が代々築いてきた事業の継続を不当に阻害することなく、一方で透明性の高い契約情報の公開を徹底することで、公明正大な議会運営と立候補の機会均等を両立させることが本町の進むべき道であると考えます。本条例の改正は、単なるルール変更ではなく、これは河南町議会を開かれた魅力ある、そして多様な才能が躍動する場へと変革するための決断であります。ルーズベルト大統領の言葉を引用するまでもなく、今私たちがすべき最善とは、課題を直視し、古い習慣を打破して未来へつなぐ新たな一歩を踏み出すことです。

以上のとおり、多様な人材の参画を促し、我が町の民主主義の火を絶やさないための前向きな改正であることを確信し、賛成意見とします。

○議長（浅岡正広）

先ほどの佐々木議員への回答ね。

どうですか、佐々木議員。足りませんか。

暫時休憩とします。

休 憩（午後4時16分）

~~~~~

再 開（午後4時21分）

○議長（浅岡正広）

そしたら、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

先ほどの質問なんですけれども、これ、今後の議論にもかかってくるかなと思いますので、今の時点で早急に答えを求めるものではないと思いますので、一旦これでよしとしておきます。

○議長（浅岡正広）

先ほどの大門議員の説明でよろしいんですね。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

今回提案されている問題なんですけれども、政治倫理条例というのは、もう15年も前に事件が発生して、それを繰り返さないという、収賄。この間の議論の中でされておるのなんですけれども、私もそのとおりやと思うんです。当時、私もこの条例の責任者として提案された身として、今回提案されている中身と当時の状況というのは全く違うというふうに理解していただきたいなと思う。その上で、成り手不足と請負契約を排除するという、なくすというのとはちょっと違和感があって仕方ないんです。

ここでちょっと議長にもお願いをしたいんですけれども、この議論はもう少し時間をかけてやったらどうか。5人の方が賛成者になって、提案者も含めて5人になっておりますけれども、ちょっと拙速過ぎる話じゃないかなというふうに思っております。

特に、成り手不足と請負契約をなくすという提案、ちょっとごちゃごちゃに、全国町村議長会とか自治法の改正というのものもあるにせよ、河南町の特殊的な事情で制定された政治倫理条例と何かごちゃごちゃになってしまっていますので、そのあたりは是非考慮して、そのあたりは1つの提案として、もう少し議員間で議論したらどうでしょうかね。僕、これを提案したいと思うんですけれども、いかがですか、提案者。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

今回の改正は、議員の成り手不足の地方自治法の改正が全国で行われているんですが、それが遅れているという根拠の下に提案させてもらっています。今いろいろご議論いただきました政治倫理条例についてはまた別途ご議論いただくということで、今回の改正案は地方自治法に基づいていますので提案させてもらったということで、ご理解賜ればというふうに思っています。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

保留という提案をさせていただいたんですけれども、そしたらそのまま議案として提案されると思うんですけれども、一つは、やっぱり入札の在り方というものが今、事件を受けてこの十数年の間にどれだけ改善されたか、提案者、理解されておりますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○８番（大門晶子）（登壇）

今までの改正の過程については私も存じているつもりではありますが、今回の成り手不足とはまた違う意味かなというふうにも理解していますので、それについては、先ほども何度もお示ししていますように、別途違うところでご議論いただければというふうにも思っています。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○９番（力武 清）

当時、よく事業者間での談合と議員との関係が入札妨害という形で表れて事件に発展したわけなんですけれども、それはこの十数年、政治倫理条例がやっぱり壁になって、いい方向に改善されてきていると思うんですよ。入札監視委員会ですか、ああいうものも今までなかったのを改善されたり予定価格の公表なんかもされてきているわけですから、それ以降、議員と事業者と役場と癒着があるかといったら、この数十年はもう条例が壁になって、先ほど言ったようになってきていますので、そのあたりはきちんと評価した上で提案されていると思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○８番（大門晶子）（登壇）

分かったつもりで提案させていただいていると思います。

本町では、なるほど政治倫理条例を制定した過程というのはもちろんあるということは承知しておりますし、あれですが、立候補が減少するなど議員の成り手不足が深刻化しているので、今回、やっぱりほかの自治体が制定していますので、地方自治法の改正も踏まえ、河南町政治倫理条例の改正が必要だということで提案させていただいています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

それでは、ないようですので質疑を終結します。

大門議員、自席に戻ってください。

それでは、次に討論を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

それでは、討論させていただきたいと思います。反対の立場で。

地方自治法第92条の2では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されており、議員が当該普通地方公共団体に対して請負をすること及び主として当該普通地方公共団体に対し請負をする法人の役員になることを禁じております。

今回の改正により、自治体に対して個人事業主として請負をする者に関しては、その請負金額が年間300万円以下であれば議員と兼業できるようになりました。しかし、地方議会議員がこの規定に抵触した場合、例えば300万円超の場合、地方自治法第127条第1項の規定によりその職を失うことと厳しく制限されております。つまり、この法の趣旨は、議員は議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つため、議員個人として直接的利害を持つことを禁止し、町民から不信や疑惑を招くことを排除し、議会の公平運営を確保することであり、さらに議員が兼業を行うことによって生じる利益相反を防ぐためのものでございます。

300万円以下の兼業ができるようになりましたが、法の趣旨は、公職の議員に対しては上記のように厳しく町民の負託に応える必要性を求めています。河南町議会においては、過去の事件の反省の下、長時間をかけ議論を重ね、河南町政治倫理条例を制定いたしました。その目的は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、町議会議員が町民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、自ら厳しく律し、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、正常で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするものでございます。

その上で、この河南町政治倫理条例改正において重要な点は、議員のみならず、一切の抜け道をなくすため、また目的にもある議員に関わりの深い特定の者の利益を図ることのないように、議員の配偶者もしくは1親等以内または同居の親族が経営する事業者等の議員関係者に対しても辞退させなくてはならないと定めたことでございます。決して配偶者等の事業を全て制限するものではございません。町に対する請負等の一部を制限するものであります。

特に、目的にもあるように「自ら厳しく律し」の思いを強く持ち、名前を出してもいいという許可をもらっておりますので、力武議員が当時の委員長として、政治倫理特別委員会において幾重にも議論を尽くした上で議決されたものでございます。今回、現状、その改正について立法事実も含め、果たして議論を尽くされたのでしょうか。

今回の法改正は、300万円以下の兼業は緩和するというもので、議員、配偶者もしくは1親等以内または同居の親族が経営する事業者等の議員関係者も同等の緩和にとどめることが法の趣旨に従うものであると考えます。現に、多くの自治体もそのような改正を既に行っております。

よって、議員の配偶者もしくは1親等以内または同居の親族が経営する事業者等の議員関係者の条文を全て削除することは、河南町政治倫理条例の目的制定、改正時の議員の思いを無にすることであり、また、議員及び議員関係者以外の町民には全く関係のない河南町政治倫理条例の削除を含む今回の改正は、全員協議会でも意見を言わせていただいたとおり、もっと慎重にすべきであります。

最後に、町会議員の成り手不足の問題の主な要因は、議員報酬が近隣市に対しておよそ半額であることが大きな理由であります。今後、このようなことも町民の理解を求めながら進めていかななくてはなりません。そのようなときに議員自ら厳しく律することができなければ、町民の方に対し賛同をしていただけないと考えます。つまり、成り手不足と言いながら、さらに成り手をなくしてしまいかねないことであります。

今回の改正案については、このことも含め、多角的な視点を十分考慮しながら行う必要があると思います。よって、政治倫理条例改正時の経過を知る議員として、また、いろいろな影響を考えたとき、賛成することはできないと判断し、反対討論とさせていただきます。今後の河南町議会のためにも、是非ご賛同のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論はありますか。

高田議員。

○3番（高田伸也）

先ほど申し上げたことと一部重複するところがありますが、議員による不正や不祥事が抑制されたというところは、先ほど力武議員もありましたけれども、入札制度が大きく見直されたという点が非常に大きいというのは私自身は思っております。よって、我々議員が今後も強い倫理感を持って臨むと。その請負の状況が公表されるということも透明性の向上につながるというのが1点。

また、議員の成り手不足に関しましては、議員となろうとする人は企業を抱えている方も少なくはないというふうに思っています。本人は一定額制限されますけれども、親族も含め、町の請負をしていることでその門戸が閉ざされるということはあってはならないというふうに思っておりますし、また、議員になることで現在、親族の請負が制限され、獲得している現状の売上げをやむなく減額せざるを得ない。例えば500万円の請負があった段階で、息子が議員になった段階でその仕事を300万円に抑えてしまうということも私は妥当性を欠くというふうに思われますし、親族を含め町の事業を一定しか請け負えないとなりますと、事業継承の壁となって議員の成り手不足の一因になるというふうにも考えます。

ただし、議員の成り手不足は、この地方自治法が改正されたことによって議員の請負に関する規制の明確化及び緩和がなされるものの1点で解消されるわけではありません。先ほどから一部出ましたけれども、それ以外にも、女性の立候補を後押しし、女性議員が活躍しやすい環境をつくる、また、議員報酬の改定でありましたり厚生年金への地方議会議員の加入、また休暇・休職、復職等の整備、これは企業とも関係することでもありますけれども、それ以外にも政治分野の男女共同参画の推進、議員と家庭環境と両立・支援できるための環境整備。最後には議会のデジタル化の推進。これは本会議におけるオンラインの出席等々、これら国の後押しが必要な対策がまあまあたくさんあるわけですが、河南町議会としましても今後、可能な範囲から取り組んでいく必要があるというふうに思います。

それらも積極的に取り組んで、以上、我々は新しい議会として過去と決別し、未来志向でこれらに取り組むべきと判断し、賛成討論といたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

河南町政治倫理条例の一部を改正する案について反対の立場から討論いたします。

本改正案は、国の法改正を契機に、議員本人の請負を年間300万円まで解禁するだけでなく、配偶者や1親等の同居親族による請負禁止規定を全面的に撤廃しようとするものです。

私は、本案が河南町の過去の重い歴史的教訓を忘れ、町民との信頼関係を危うくするものであり、容認できないと考えます。

主な反対理由は次の3点です。

第1に、親族規定の撤廃は、政治倫理条例を骨抜きにする重大な改悪だと思います。議員本人には300万円の上限を設けつつ、親族については制限を撤廃しようとしています。これにより、議員の配偶者や子が経営する企業であれば金額無制限で町の仕事を請け負えるようになります。生計を共にする家族が利益を得れば、それは実質的に議員本人の利益となりかねません。本人は駄目だが家族ならよいという理屈は、やっぱり町民には理解してもらいにくいのではないかと考えます。これは、第1条が掲げる地位による影響力を不正に行使して利益を図ることのないようにするという目的を根底から覆す巨大な抜け穴をつくりかねないと思っています。

昨日、渡辺部長に私、佐々木議員怖いですが、今日も怖かったですと言われたんですけども、やっぱり議員の圧というのはすごく強いんですね。なので、入札制度はもちろん改善していただいて大丈夫かと思うんですけども、契約方法というのは入札だけではないので、そのあたりに不安が残ります。

そして第2に、過去の過ちへの反省と町民の信頼をやっぱりもう少し重視すべきかと思っています。

過去に政治と金の問題で逮捕者を出し、地に落ちた信頼を回復するために、先輩方が苦勞してこの厳しい条例をつくり上げました。国が緩和したからという理由ですぐに河南町において緩和することは、住民の理解を得にくいと考えます。私たちは、国の法律以上に厳しい倫理基準を自らに課すことで、ようやく町民の信頼をつなぎ止めてきたという事実もあります。この規定を緩めることは、過去の反省を忘れ、喉元過ぎれば熱さ忘れるという姿勢を議会自らが示すものであり、町民への背信行為と捉えられる可能性もあります。

そして第3に、成り手不足対策としての実効性と妥当性に疑問があります。

前回の選挙結果をもって深刻な成り手不足と断じるのは時期尚早であり、また、請負禁止が立候補の最大の阻害要因であるという確たる証拠もありません。仮に候補者が増えたとしても、それが町の仕事が欲しいから立候補するという動機に基づくものであれば、河南町が

求める、私たちが求める全体の奉仕者とは少し議員像が異なります。私たちは、安易な規制緩和に逃げるのではなく、報酬の適正化、議会改革など、倫理を犠牲にしない方法で堂々と成り手不足にまず取り組むべきかと思います。不正の疑いを一切排除しクリーンな議会を守り抜くことが、いまだにまだ河南町議会に求められる責務かと思います。

以上の理由から、町民の皆様の不信を招き、議会の倫理的地位を自ら下げる本改正案には反対いたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

河合議員。

○6番（河合英紀）

河南町政治倫理条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論させていただきます。

地方議会議員とその配偶者、1親等の親族は、地方自治法改正、2023年3月施行により、原則として請負禁止が緩和されたというところから、ちょうど1年前に改正されたことによって、河南町もそれにのっとって改正をしていかないといけないという議論が始まったと私自身覚えているんですが、そこに対してこの1年間、何度か全議員で話し合いをしてきました。

それで、いろんな話し合いをされた中で、賛成側の立場としては高田議員が言ってくれたような内容であったりとか、反対の立場は中川議員であったり佐々木議員が言ってくれた話し合い、もう何度も何度もしてきたと私自身は思っています。それで、今回また改めて力武議員から保留してもっと話し合いしたらと思うんですけども、1年かけてもうここまで話し合いしてきたので、ここで一旦、取りあえず賛成でいけるのであればやってみよう、ただ、今回の提案者が、大門議員が言っていたように、倫理条例に関してはこれからまたみんなで話し合いをしていこうというふうにも言っている、そこは改めてまたみんなで話し合いをしていけばいいのかなというふうに思っていますので、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

次に、日程第16 議員提出議案第2号 河南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての質疑を行います。

大門議員、その場で対応してもらって結構です。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

先ほどの条例が通ったので、これは反対できない、賛成せざるを得ないものではあるんですけども、議員だけではなくて、配偶者とか1親等以内の親族も公表の対象に入れるべきではないかと思います。例えば、1円から全部ではなくても、1千万円以上、2千万円以上という規定を設けてでもそういうふうにする必要があったのではないかと思うんですけども、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今回、皆さんにご協力いただきまして制定したわけですが、その中にはそれ以外の分は今のところ含まれておりませんので、また新たに議論して、そういうふうなことが政治倫理議論に入った場合においては公表の必要性があるというふうにも感じています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第17 決議案第1号 中華人民共和国の薛剣・駐大阪総領事の不適切な言動に対する  
非難決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）（登壇）

それでは、説明させていただきます。

#### 決議案第1号

中華人民共和国の薛剣・駐大阪総領事の不適切な言動に対する非難決議

別紙の決議を会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月18日提出

提出者 河南町議会議員 藤 野 裕 子

敬称略しまして、

賛成者 河南町議会議員 高 田 伸 也

ポープ 三 恵

藤 井 祥 代

河 合 英 紀

中 川 博

大 門 晶 子

力 武 清

この決議の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

中華人民共和国の薛劍・駐大阪総領事の不適切な言動に対する非難決議

令和7年12月

河南町議会

令和7年11月8日、中華人民共和国の薛劍・駐大阪総領事は、自身のXにおいて、高市早苗内閣総理大臣の台湾有事と存立危機事態についての国会答弁に関する報道を引用し、「勝手に突っ込んできたその汚い首は、一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない。覚悟が来ているのか。」といった、外交官としての品位を著しく欠く極めて不適切な投稿を行った。また、その後もこれに関連して、「一部の頭の悪い政治屋が選ばうとする死の道」などの不適切な投稿を行い、その一部は現時点においても削除されていない状況である。

先般、大韓民国で開催されたAPEC首脳会議の機会に、高市総理と習近平国家主席との間で初めての日中首脳会談が開催され、『戦略的互惠関係』を包括的に推進し、『建設かつ安定的な関係』を構築するという日中関係の大きな方向性を改めて確認した上で、今後、首脳間での対話、そして日中の幅広い分野での重層的な意思疎通を行う重要性を確認した。

その直後においてこうした発言が行われたことは、日中関係を大きく傷つけるものである。それらに付き河南町議会としては、到底看過できるものではなく、駐大阪総領事に対して極めて強く抗議すると共に、中国側が自主的に問題解決に向けて適切な対応を行い、日中関係の前進に向けた努力をすることを強く求める。

以上、決議する。

令和7年12月 日

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

藤野議員、少しその場でお待ちください。

間もなくじゃないですけども、5時となりますが、全議案が終結するまで続けたいと思

いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

それでは、これより質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

提案者に数点お伺いします。

中国駐大阪総領事のSNSの発言が外交官としてはあるまじき極めて品位を欠く暴言であるという点については、提案者、また賛同者の皆様と認識を共通するものです。しかし、現在の外交局面において提案するタイミングとしては適切とは言えないです。かえって地域益を損なう懸念、そして決議案の内容は事態の本質を見誤った内容ではないかと疑念が残りますので、その背景にある事実認識について少し確認させてください。

1点目としまして、事態の鎮静化という現在の外交局面への認識についてお伺いします。

現在、12月18日に入っております。政府間では、木原官房長官は特定のケースへの言及を避けるなど軌道修正を図っている途中です。中国側も渡航自粛やイベント中止といった報復措置を少し緩和させているなど、双方が事態の鎮静化に向けて動き出しています。今、日中関係が正常化に歩み寄って向かっていこうとしているこのタイミングで今この河南町議会があえて対立をあおるような非難決議を行うことは、政府の外交努力に水を差し、せっかく収まりかけた火に油を注ぐ行為になるのではないかと。提案者には、このタイミングの悪さと外交的リスクをどのように認識されているのか、1点目、問います。

そして、2点目といたしまして、事態の原因と背景の認識についてお伺いします。

決議文では総領事の発言のみを取り上げていますが、そもそもこの発言は、高市総理が国会において台湾有事を存立危機事態と認定し得るといった趣旨の答弁を行ったことが引き金となっております。中国側からすれば、これは一つの中国という日中間の合意を揺るがす重大な変更と受け止められかねない内容です。現在、政府自身はその発言を事実上トーンダウンさせ修正を図っていますが、国があれば言い過ぎだったと対応を軟化させているにもかかわらず、地方議会が当時の強弁な姿勢のまま決議を行うことは、国の外交方針と矛盾し、議会としての見識が問われると考えます。

提案者は、総領事の暴言を非難する一方で、その原因となった日本側の総理発言が外交的挑発と受け止められ、総領事の暴言の直接的な引き金になったという総理発言の外交的な重

みをどのように認識されているのでしょうか。

そして、3点目といたしまして、高市総理答弁の法的整合性についてです。

報道や国会で指摘されているとおり、問題の引き金となった高市総理の答弁は、台湾を国家として承認していないという日本政府の立場と、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃を要件とする存立危機事態の定義の間で法的矛盾を抱えています。現在、政府が鎮静化に動いているのは、まさにこの法的な矛盾を悟ったからにほかなりません。提案者は、この国ですら持て余している法的矛盾を抱えたままの総理答弁を本決議によって全面的に推認するリスクをどのように整理されているのか。

以上3点、まずお伺いします。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

同じ会派として、提案者の代わりにちょっと今の質問に対して答えさせていただきます。

まず、時期が適切でない、日中関係に今影響を抑えようとしているところでこの時期はどうなのかということなんですけれども、もちろんそのことに関して、河南町として何かこの日中関係をさらにもめさせようなんていう意図は全くないですし、ただ、ここに書いてあるように、あかんものはあかんただ言うのを決議したいというふうにしている決議案なので、別に時期とかではないというふうに考えています。

総理の発言についてということなんですが、この総理の発言というところも、まあ言ったら野党議員があのかとき予算委員会で存立危機事態に当たるのかどうかという質問をされたときに、戦艦を使って武力の行使を伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースだというふうに答えたというふうになっていますが、正直、これ戦略的曖昧さの抱える問題の発議というか、中の問題の中で、本当に具体的に言っちゃったというところがあったので問題になったというのはあるんですけれども、結果的にこれ、総理はこの発言を撤回していないんですよ。なので、国の総理が言った以上はもうそういうふうに動き出したというふうに見ているので、総理の発言について河南町がどうこう言う立場ではないというふうに思っております。

法的矛盾というところもあるんですけれども、これも決して、存立危機事態というところの法律というものはあるわけであって、その中でいろんなケースを想定した中で、確かにちょっと甘い発言だったとは思いますが、決して法的矛盾ではなく、こういう場合では

こういくんだという話を総理はしたわけであって、別に法的に矛盾はしていないというふうに思っていますし、総理が言った以上はもう、これは私の個人的な意見ですけれども、アメリカ寄りになるというふうに言ったんやなというふうに思っているので、それがあまりにも過激にならないように、河南町としても今後、日本も中国もアメリカも見ていかないといけないかなというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

提案、中国の発言があかんものはあかんから言うだけやということなんですけれども、それが引き金になったという総理発言にもやっぱり触れておかないとフェアじゃないということについて申し上げております。

そして、タイミングがやはり悪い。お互いもう何となく仲直りしようという方向に向かっている中で、おまえが悪いやないか、こっちは何もおとがめなしじゃということは、やっぱりフェアな決議ではないかなと思います。

総理が発言を撤回していないという話なんですけれども、おととい、実際に従来立場を変えたと受け取られるかもしれない発言をしたということを言っているんですね。具体的にその中身は言わないんですけれども、従来立場を変えたと受け取られる、よく立場の上の人が使う、自分はその意図はなかったけれども傷つけたなら謝りますというような内容で、実際に立場を変えたんですね。日本政府は、安保法制の成立以来、どの事態が存立危機事態に当たるかについてはやっぱり手の内を明かさない戦略的曖昧さというのを維持してきました。それをやっぱり一歩踏み出したということは、30年以上にもわたる外交的、また安保上の禁忌を破ったということになる。そして、他国への定義の矛盾というのも、総理が言ったから矛盾せえへんのやというのはすごい暴論ですよ。じゃ何を言っても矛盾にならへんのかという話になるので、実際に、形式的にはいろんな想定をする中でそれについては今後言及しないという話にはなっているんですけれども、この引き金になった発言自体についてはやっぱり矛盾があったものであると。先ほど申しましたように、台湾を国として承認するか承認しないか、日本は曖昧な立場を取っています。それと同時に、存立危機事態というのは他国という要件があって、国として認めていない台湾の存立危機事態に日本がどうするかどうかというのは、やはり矛盾がある答弁であったというふうに思います。

そして4点目、先ほどの3点の新しいやつね。

次に、外交用語の不正確さについてお伺いします。

提案者にお伺いします。

総領事の暴言は論外なんですけれども、高市総理は答弁で、現代の海軍には存在しない戦艦という言葉を用い、その正当性を広辞苑で説明するという専門的知見の欠如が露呈する対応をしています。日本国の総理が軍事、外交用語を不正確に使用したことが相手側に付け入る隙を与え、外交上の軽蔑を招いたという側面は否定できません。日本側のこうした脇の甘さや不正確さについても本来は併せて指摘すべきであり、決議文の中に、日本政府に対しても正確な用語の使用と冷静な外交対応を求める文言を加えるべきではないかと考えます。それに対して提案者の見解を問います。

そして、5点目に自治体外交の観点から伺います。

決議文では戦略的互惠関係に触れていますが、これは双方向の努力が必要です。日本総領事は地域経済や地域交流の重要なパートナーでもあります。ようやく事態が鎮静化に向かっている中、中国人観光客の動きやビジネス交流が戻りつつあります。地方議会が先頭に立って蒸し返すということは、地域経済に自ら冷や水を浴びせる行為ではないか。国益のためならともかく、既に国レベルで手打ちが進んでいるような案件で、あえて地域住民に実害を与えかねない選択をする必要がどこにあるのか、それに対して明確な答弁を求めます。

以上。

○議長（浅岡正広）

4、5ですね。

○1番（佐々木希絵）

最後に、決議の取扱いについてお伺いします。

この決議を在駐大阪総領事に届けるのかどうか。中には、批判をします、強く抗議しますと書いているんですけれども、今ここで強く抗議しますと言っているだけなのか、これを総領事に届けるのかどうかということをお伺いします。

3つですね。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

提案者の藤野議員に代わりお答えさせていただきます。

今、佐々木議員が言っていた質問は、今回の私たちが出す非難決議の内容にプラス

アルファの内容のことを言っているというふうにするんですけども、それを言いたいのであればまたご自分で決議案を出せばいいんじゃないかというふうに思っていますので、答えるべきでもないかなというふうに思っています。

最後の中国大阪総領事のほうに提出するのと言ったら、提出する気は今のところありませんので、そのつもりです。

以上です。

（「説明責任を果たしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

説明責任を果たしていないというふうに今言われたんですけども、今回の決議に対する質問ではないと私は言っているのを、そこを理解していただけたらと思います。

○議長（浅岡正広）

藤野議員、意見、よろしいですか。

○2番（藤野裕子）（登壇）

この決議は、日本側の発言の是非を論じるものでもなく、高市総理がどのような思いでとかいう……

（「それは違うやん」と呼ぶ者あり）

○2番（藤野裕子）（登壇）

4番、そうちゃいましたか。総理の答弁に対して。

本決議は、外交官という立場にある者が暴力的で不適切な言動を行ったということを問題視して、地方議会として看過できないとの意思を示したものです。

○議長（浅岡正広）

という答えやね。4番目の答えね。5番。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

やっぱり、出すからには裏があるんですよね。いろんなことを想定した上で、住民に利があるのか非があるのか、利益があるのかどうなのかというところで判断しないといけない中で、やっぱりこの人のこの発言だけを非難するんやというのは通らないですよ。説明責任も果たしていないです。前後関係をしっかりと理解した上で、河南町の住民にとってこれがいい

いのかどうかという観点で話をしないといけないにもかかわらず、やっぱりこれは意味がない、訳分からないというような説明では納得がいきません。

この決議を中国総領事に届けられないということなんですけれども、それは賢明な判断だとは思いますが、じゃ何のためにこれ、決議を上げるのかというのも一方で疑問に思います。

多分答えられないので、もうこれは意見だけにしておきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

今、河合議員のほうから回答いただいたんですけれども、今のところ届けないって、届けないですね。今のところじゃなしに、もう届けないですね。分かりました。結構です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、藤野議員におかれましては自席へお帰りください。

それでは、討論を行います。

まず、反対討論からお受けします。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

中国駐大阪総領事の不適切な言動に対する非難決議に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げますが、繰り返しになりますが、中国総領事がSNSで発した首を切る等の暴力的かつ外交官としての品位を著しく欠く言葉については、断固として抗議の意を表します。しかしながら、本決議案は事態の全体像を捉えておらず、バランスを欠くばかりか、タイミングも不適切であると言わざるを得ません。

第1に、現在の外交沈静化の流れに逆行しているという点です。

現在、日本政府は官房長官の発言等を通じて事態の收拾を図り、中国側も報復的な措置を少し緩和し始めるなど、双方が関係改善の冷却期間に入っています。国同士が矛を納めよう

としているこの12月18日の段階で地方議会があえて騒動を蒸し返す決議を行うことは、周回遅れの強弁姿勢であり、政府の外交努力の足を引っ張る百害あって一利なしの行為です。

そして第2に、事態の原因と結果を公平に捉えていないという点です。

本決議案は大阪総領事の暴言のみを切り取って断罪していますが、事の発端となった高市総理が台湾有事に関して法の整合性や軍事的な正確性を欠いた答弁を行ったことにあります。政府がトーンダウンしているのは、その答弁に無理があったことを自認しているからにほかなりません。原因をつくった日本側の外交的配慮の欠如を不問にし結果だけを非難することは、公平性を欠くだけでなく、国が修正しようとしているミスを地方議会が擁護するという極めて滑稽な状況を生み出しています。

そして第3に、国内法上の重大な矛盾を追認してしまうリスクです。

国会において指摘されているとおり、高市総理の答弁は法的整合性が取れていません。政府は台湾を国家として承認しないという見解を変えていませんが、存立危機事態の認定には、我が国と密接な関係にある他国への攻撃が要件となります。つまり、現行法制上、台湾有事は存立危機事態の要件を満たせないということへの論理的矛盾が生じており、専門家からも、この矛盾を放置したまま勢いで突き進むことへの危惧が示されています。本決議を可決することは、法の支配を軽んずることと同義であり、議会の見識が疑われます。

第4に、戦略的互惠関係の構築に逆行する点です。

決議案は、日中首脳会談における戦略的互惠関係の確認に触れています。しかし、建設的かつ安定的な関係を築く責任は日中双方にあります。日本側の指導者が軍事的、法的に不用意な発言を行い、地域の緊張を高めた事実を棚上げして総領事の暴言だけを非難する姿勢は、相互理解とは程遠いものであり、かえって日中関係悪化を懸念します。

5つ目に、地方経済の回復を妨害するおそれがある点です。

ようやく渡航自粛ムードなどが少し和らぎ、地域経済に明るい兆しが見え始めた今、地方議会が自ら対立をあおることは地域住民の生活を脅かす行為です。私たち地方議員の責務は、国政のパフォーマンスに加担することではなくて、地域の実利を守ることです。問題が鎮静しつつある今、あえて波風を立てる決議を行う合理的な理由は存在しません。

最後に、議会での発言には、議員は十分に説明責任を果たす義務があるものであると考えます。議題の論点など事前に整理して調整する行為は、お互いフェアな条件で腹の内を明かし合うなど信頼関係の下で行われるべきであり、一方的に執拗に情報を聞き出す。どんな質疑やどんな質疑やと聞き出すような行為は、議員の思考プロセスを軽視した大変失礼な行為

であると申し添えます。

また、この問題を扱うに当たって、調べればすぐに出てくる論点にすら答えに窮するというのは準備不足であり、決議への信頼性がないという理由で反対いたします。

○議長（浅岡正広）

それでは、賛成討論。

河合議員。

○6番（河合英紀）

今回の中華人民共和国薛劍・駐大阪総領事の不適切な言動に対する非難決議を賛成の立場で討論させていただきます。

今の佐々木議員の熱い答弁を聞かせてもらって、もう非常に正義感が強いなというふうに思いました。1を聞いて10を語っていただいているような感じでずっと思っていたんですが、今回、私たちの党と希望の風の党とでこの決議案を出したいという、うちの党から話をさせてもらったときに、正直、今さら感があるというの也被われた上で、でもやっぱり大阪の総領事の方が言うべきことではない発言をしたということに対しては、同じ大阪である河南町の議会としても、あかんものはあかんという姿勢は出していききたいという思いからの非難決議であり、そのために、言ったらそこまで大使館の総領事のほうまでは提出もしないという、もう本当、決意表明みたいな形で意味があるのかと言われたら、そこはもう私たちの思いだけなんですけれども、本当にあかんものはあかんという姿勢だけは河南町としても出していききたいという思いでの非難決議なので、今回はそれを思いと思って賛成討論とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

以上で、本定例会議に付された事件は全て議了しました。

お諮りします。

日程第18 会議期間の決定について、12月12日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本日で閉会することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本日で閉会することに決しました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に際し挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和7年河南町議会12月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび本定例会におきましてご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りましてありがとうございます。議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいります。

年末でございますので、この1年を振り返りますと、やはり大阪・関西万博が一番大きなインパクトがあった1年かなと思っております。

1月には、もうそろそろ来年になるんですけれども、出初式、それから二十歳の集いというおめでたいところから始まって、今年の2月にかなんぴあが満20歳、同じ二十歳を迎えたということで、いろんなイベントがあったと思います。

2月には、近つ飛鳥風土記の丘で苺マルシェを、ちょっと寒かったんですけれどもうめまつりと一緒にやらしていただいて、結構たくさんの方が来ていただいたということでございます。そのときに合わせて、博物館のほうで大阪府の文化イベントで笑い飯が来て皆さん楽しんでいただいたと、こういうようなことがありました。

3月は、桜まつりを白木山公園で行いました。今年はちょっと咲いていましたけれども、そういうのがあって、新モビのバスも来て吉村知事も来られて、たくさんの方が来られて盛況やったということで、本当にありがたく思っております。

4月に入って、いよいよ万博が開催して、たくさんの万博に行かれた方もいらっしゃるま

すけれども、やはり春の陣でだんじりが行った、それから夏、秋のイベントでいろんなことをPRできたというのが、議員の皆様にはいろんな形で参画いただいたというふうに思っております。10月13日に閉幕ということで、何かちょっと寂しいなというような思いがあるんですけども、これから次に向かって進んでいかなければならないということでございます。

先月は、寒い中防災訓練、その日だけが雨だったんですけども、誰が悪いのか分かりませんけれども、雨であって、でもやっぱり防災訓練というのは雨の日にするというのも一つの練習になるというか、訓練になるというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

あっという間にたった1年やったと思いますけれども、皆さん方もそういうふうな1年かなと思っております。慌ただしく年末を迎えますけれども、来年に向けて一層皆様方のご活躍を祈念いたします。

最後になりましたけれども、国の補正予算が昨日、おとといか通りまして、補正予算の中に物価高騰の重点支援地方創生臨時交付金というんですか、物価高対策の特別分というのも含めまして、本町への支援がほぼほぼ数字が決まってまいりまして、相当参りますので、その辺につきましてはできるだけ早く予算として表して、皆さん方にご審議いただきたいというふうに思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、年末、寒い日が続きますけれども、お体に十分注意されまして、これからますます活躍されんことを祈念いたしまして、閉会に当たってのご挨拶とします。本年はどうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がありましたら議長において修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解願います。

去る12月2日から17日間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご提言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会にすることに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

先ほど町長からのご挨拶にもありましたように、インフルエンザ等はやっておりますので、皆様方におかれましてはお体ご自愛いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして令和7年河南町議会12月定例会議を閉じまして散会とします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後5時20分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（6番）

署名議員（7番）